

令和 2 年定例会
都市・環境常任委員会
年間白書

令和 3 年 4 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ～ P 2 1
3. 委員長報告等	P 2 2 ～ P 1 1 3
4. 所管事務調査報告書	P 1 1 4 ～ P 1 4 7
5. 行政視察報告書	P 1 4 8 ～ P 1 7 4
6. 議会報告会の概要	P 1 7 5 ～ P 1 8 2
7. 高校生議会意見書	P 1 8 3 ～ P 2 0 4

1. 委員会の構成

委員長 谷 口 周 司

副委員長 小 田 あ け み

委 員 伊 藤 嗣 也

井 上 進

加 納 康 樹

小 林 博 次

森 康 哲

山 口 智 也

2. 委員会開催状況

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和2年5月18日（月）

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | |
|--|
| 1. 議案第3号 令和2年度四日市市水道事業会計第1回補正予算
…補正予算書 P43～ |
|--|

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | |
|--|
| 2. 議案第6号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について …議案書 P11～ |
|--|

（その他報告）

- | |
|---------------------------------|
| 3. 吉崎ポンプ場 No.3 雨水ポンプ設備の破断事故について |
|---------------------------------|

都市・環境常任委員会 事項書

令和2年5月19日
第4委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 一部事務組合議会議員及び各種委員の選出について

○朝明広域衛生組合議会議員（7人）

次回組合議会 5月27日（水）午前10時 朝明衛生センター

○都市計画審議会委員（6人）

4. 管内視察について

5. 行政視察について

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和2年6月22日（月）10：00～

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

（付託議案）

1. 議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第6項 都市計画費

…補正予算書 P14

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

2. 議案第18号 市道路線の認定について

…議案書 P117～

（協議会）

3. 中心市街地における都市整備の動向について

（その他）報告事項

4. 国補助金・交付金の内示状況について

5. 新型コロナウイルス感染症にかかる影響と対応について

6. 公共交通等の近況について

○環境部

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

7. 議案第17号 工事請負契約の変更について

…議案書 P115

○スポーツ・国体推進部

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

8. 議案第14号 工事請負契約の締結について

…議案書 P103～

○上下水道局

＜都市・環境常任委員会＞

（その他）報告事項

9. 北中勢水道用水供給事業（長良川水系）について

10. 生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）のパブリックコメントについて

○その他

11. 6月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

12. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日程案：令和2年10月9日（金）

会場案：常磐地区市民センター

13. 休会中の所管事務調査について

日程案：令和2年7月28日（火）午後1時30分から（年間公務スケジュールより）

令和2年8月 5日（水）午前10時から

令和2年8月 7日（金）午前10時から

14. 行政視察について

※配付資料 … 事項書、資料

＜会議用システム内のフォルダ＞ 04_休会中（7～8月） — 07_都市・環境常任委員会

都市・環境常任委員会事項書

令和2年7月28日（火）

13:30～ 第4委員会室

○環境部

（所管事務調査）

1. ごみの訪問収集について

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
決算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和2年8月31日（月）13：00～

○環境部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|--|--|
| 1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
歳出 第4款 衛生費
第1項 保健衛生費（関係部分）
第2項 清掃費 | …決算書 P190～、実績報告書 P113～
…決算書 P196～、実績報告書 P127～ |
|--|--|

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|---|----------------|
| 2. 議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P10、P32 |
|---|----------------|

＜都市・環境常任委員会＞
（付託議案）

- | | |
|---------------------|-----------|
| 3. 議案第35号 動産の取得について | …議案書 P33～ |
|---------------------|-----------|

（協議会）

- | |
|--------------------------|
| 4. 四日市市を美しくする条例の一部改正について |
|--------------------------|

○スポーツ・国体推進部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|---|---|
| 1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
歳出 第2款 総務費
第1項 総務管理費（関係部分）
歳出 第10款 教育費
第5項 社会教育費（関係部分） | …決算書 P162～、実績報告書 P74
…決算書 P256～、実績報告書 P223 |
|---|---|

＜都市・環境常任委員会＞
（付託議案）

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 2. 議案第34号 工事請負契約の締結について | …議案書 P29～ |
|-------------------------|-----------|

○都市整備部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

1. 議案第 21 号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について		
一般会計		
歳出 第 8 款 土木費		
第 1 項 土木管理費	…決算書 P218～、実績報告書 P162～	
第 2 項 道路橋梁費	…決算書 P220～、実績報告書 P164～	
第 3 項 交通安全対策費	…決算書 P224～、実績報告書 P176～	
第 4 項 河川費	…決算書 P228～、実績報告書 P182～	
第 6 項 都市計画費	…決算書 P232～、実績報告書 P187～	
第 8 項 住宅費	…決算書 P236～、実績報告書 P196～	
歳出 第 13 款 災害復旧費		
第 1 項 土木施設災害復旧費	…決算書 P260～、実績報告書 P231～	
特別会計		
土地区画整理事業特別会計	…決算書 P324～、実績報告書 P265～	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	…決算書 P338～、実績報告書 P270～	

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

2. 議案第 25 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）		
第 1 条 歳入歳出予算の補正		
歳出 第 8 款 土木費		
第 2 項 道路橋梁費	…補正予算書 P26～	
第 3 項 交通安全対策費	…補正予算書 P26～	
第 4 項 河川費	…補正予算書 P28～	
第 6 項 都市計画費	…補正予算書 P28～	
第 8 項 住宅費	…補正予算書 P28～	
第 2 条 繰越明許費（関係部分）	…補正予算書 P 9	
第 3 条 債務負担行為の補正（関係部分）	…補正予算書 P10、P32	

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

3. 議案第 39 号 市道路線の認定について	…議案書 P47～
-------------------------	-----------

（協議会）

4. 大規模盛土造成地の調査の今後の進め方について

（所管事務調査）

5. 令和 2 年度第 1 回四日市市営住宅入居者選考委員会について

(その他) 報告事項

6. 高度利用地区について
7. 四日市あすなろ鉄道の運輸速報（令和2年度第一四半期）について
8. 自転車矢羽根型路面標示の整備について
9. 坂部台1号線道路法面の被災箇所における対応状況について

○上下水道局

<決算常任委員会都市・環境分科会>

1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
歳出 第4款 衛生費
第1項 保健衛生費（関係部分） …決算書 P192～、実績報告書 P124～
歳出 第6款 農林水産業費
第3項 農地費（関係部分） …決算書 P212～、実績報告書 P151
特別会計
農業集落排水事業特別会計 …決算書 P348、実績報告書 P273～
2. 議案第22号 令和元年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について
…上下水道局決算書 P1～
3. 議案第24号 令和元年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について
…上下水道局決算書 P45～

<都市・環境常任委員会>

(その他) 報告事項

4. 農業集落排水事業（県地区）の公共下水道への切替について
5. 水洗化率の現状について

○その他

1. 8月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

2. 休会中の所管事務調査について

日 程 案：令和2年10月23日（金）午前10時から 又は 午後1時30分から
令和2年10月26日（月）午後1時30分から（年間公務スケジュールより）

3. 12月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングの日程と会場について

日時：令和3年1月6日（水）午後6時30分～午後8時00分
会場：総合会館7階 第1研修室

4. 行政視察について

都市・環境常任委員会事項書

令和2年10月26日（月）

13:30～ 第4委員会室

○上下水道局

（所管事務調査）

1. 合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について

（その他）報告事項

2. 水道管路更新及び維持管理事業の促進に向けた新たな官民連携手法導入に関するサウンディング調査について

○スポーツ・国体推進部

（所管事務調査）

3. 県営スポーツ施設の誘致について

○その他

4. 行政視察・管内視察について

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和2年12月15日（火）10：00～

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| 1. 議案第54号 令和2年度四日市市水道事業会計第2回補正予算 | …補正予算書 P107～ |
| 2. 議案第56号 令和2年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算 | …補正予算書 P127～ |

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|--|-----------|
| 3. 議案第62号 四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について | …議案書 P21～ |
|--|-----------|

（報告事項）

- | |
|--|
| 4. 人員確保のための日永浄化センターほか42施設の維持管理包括的民間委託の導入について |
| 5. 水道管種別経過年数別管路延長について |
| 6. 下水道供用開始区域内に設置されている合併及び単独浄化槽位置図について |

○スポーツ・国体推進部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| 1. 議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出 第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費（関係部分） | …補正予算書 P28～ |
| 第2条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P10～、P64～ |

＜都市・環境常任委員会＞

（協議会）

- | |
|------------------------------|
| 2. 総合体育館の専用利用方法及び使用料の見直しについて |
|------------------------------|

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|--|------------------|
| 1. 議案第 50 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号） | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出 第 8 款 土木費 | |
| 第 2 項 道路橋梁費 | …補正予算書 P46～ |
| 第 3 項 交通安全対策費 | …補正予算書 P48～ |
| 第 4 項 河川費 | …補正予算書 P50～ |
| 第 8 項 住宅費 | …補正予算書 P52～ |
| 歳出 第 11 款 災害復旧費 | |
| 第 1 項 土木施設災害復旧費 | …補正予算書 P58～ |
| 第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P10～、P64～ |

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 2. 議案第 60 号 四日市市再開発住宅条例の一部改正について | …議案書 P13 |
| 3. 議案第 67 号 市道路線の認定について | …議案書 P33～ |

（協議会）

- | |
|---|
| 4. 四日市市国土強靱化地域計画の調整状況について |
| 5. 新型コロナウイルス感染症の影響等に係る N P O 法人生活バス四日市及び伊勢鉄道株式会社への当面の支援措置の考え方について |
| 6. 狭あい道路後退用地整備補助金制度の導入について |
| 7. 四日市市道における道路占用許可物件に係る対応について |

（所管事務調査）

- | |
|------------------------------------|
| 8. 令和 2 年度第 2 回四日市市営住宅入居者選考委員会について |
|------------------------------------|

（報告事項）

- | |
|--------------------|
| 9. 特定生産緑地について |
| 10. 四日市あすなろう鉄道について |

○環境部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1. 議案第 50 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出 第 4 款 衛生費
第 2 項 清掃費
第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P38～
…補正予算書 P10～、P64～ |
|---|---------------------------------|

＜都市・環境常任委員会＞

（協議会）

- | |
|---|
| 2. 第 4 期四日市市環境計画について
3. 四日市市ごみ処理基本計画について
4. 四日市市を美しくする条例の一部改正について |
|---|

（所管事務調査）

- | |
|--------------------------------|
| 5. 令和 2 年度第 1 回四日市市環境保全審議会について |
|--------------------------------|

○その他

- | |
|--|
| 1. 12 月定例月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合） |
|--|

2 月定例月議会 議会報告会・シティミーティングについて

日程案：令和 3 年 3 月 29 日（月）午後 6 時 30 分～午後 8 時

会場案：常磐地区市民センター

3. 休会中の所管事務調査について

日程案：令和 3 年 1 月 25 日（月）午後 1 時 30 分から（公務年間スケジュールより）

令和 3 年 1 月 27 日（水）午後 1 時 30 分から

令和 3 年 1 月 29 日（金）午後 1 時 30 分から

都市・環境常任委員会事項書

令和3年1月25日（月）

第4委員会室

○都市整備部

（所管事務調査）

1. 安全性確保が必要なバス停について

○その他

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和3年3月3日（水）10：00～

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

（当初予算関係）

- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| 1. 議案第 70 号 令和 3 年度四日市市一般会計予算 | |
| 第 1 条 歳入歳出予算 | |
| 第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費（関係部分） | …一般会計予算書 P156～ |
| 第 6 款 農林水産業費 | |
| 第 3 項 農地費（関係部分） | …一般会計予算書 P182～ |
| 2. 議案第 76 号 令和 3 年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算 | …特別会計予算書 P137～ |
| 3. 議案第 79 号 令和 3 年度四日市市水道事業会計予算 | …企業会計予算書 P1～ |
| 4. 議案第 81 号 令和 3 年度四日市市下水道事業会計予算 | …企業会計予算書 P81～ |

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

（補正予算）

- | | |
|--|----------------|
| 5. 議案第 123 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 10 号） | |
| 第 1 条 歳入歳出予算 | |
| 第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費 | …補正予算書(2)P50～ |
| 6. 議案第 128 号 令和 2 年度四日市市下水道事業会計第 2 回補正予算 | …補正予算書(2)P143～ |

（その他）

- | |
|--------------------------------------|
| 7. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事の実施・延期・中止等の状況 |
|--------------------------------------|

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

（当初予算）

- | | |
|--|----------------|
| 1. 議案第 70 号 令和 3 年度四日市市一般会計予算 | |
| 第 1 条 歳入歳出予算 | |
| 第 8 款 土木費 | |
| 第 1 項 土木管理費 | …一般会計予算書 P194～ |
| 第 2 項 道路橋梁費 | …一般会計予算書 P196～ |
| 第 3 項 交通安全対策費 | …一般会計予算書 P202～ |
| 第 4 項 河川費 | …一般会計予算書 P204～ |
| 第 6 項 都市計画費 | …一般会計予算書 P208～ |
| 第 8 項 住宅費 | …一般会計予算書 P216～ |
| 第 2 条 債務負担行為（関係部分） | …一般会計予算書 P15～ |
| 2. 議案第 74 号 令和 3 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算 | |
| | …特別会計予算書 P93～ |
| 3. 議案第 75 号 令和 3 年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 | |
| | …特別会計予算書 P117～ |

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

（補正予算）

- | | |
|--|----------------|
| 4. 議案第 123 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 10 号） | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | |
| 第 8 款 土木費 | |
| 第 1 項 土木管理費 | …補正予算書(2)P56～ |
| 第 2 項 道路橋梁費 | …補正予算書(2)P58～ |
| 第 3 項 交通安全対策費 | …補正予算書(2)P58～ |
| 第 4 項 河川費 | …補正予算書(2)P58～ |
| 第 6 項 都市計画費 | …補正予算書(2)P60～ |
| 第 11 款 災害復旧費 | |
| 第 1 項 土木施設災害復旧費 | …補正予算書(2)P70～ |
| 第 2 条 繰越明許費（関係部分） | …補正予算書(2)P11～ |
| 5. 議案第 126 号 令和 2 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算 | |
| | …補正予算書(2)P113～ |

- | | |
|---|---------------|
| 6. 議案第 129 号 令和 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号） | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | |
| 第 8 款 土木費 | |
| 第 2 項 道路橋梁費 | …補正予算書(3)P20～ |
| 第 3 項 交通安全対策費 | …補正予算書(3)P20～ |
| 第 6 項 都市計画費 | …補正予算書(3)P20～ |

（その他）

- | |
|--------------------------------------|
| 7. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事の実施・延期・中止等の状況 |
|--------------------------------------|

＜都市・環境常任委員会＞

(付託議案)

- | | |
|--|------------|
| 8. 議案第 103 号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について | …議案書 P183～ |
| 9. 議案第 104 号 四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について | …議案書 P229～ |
| 10. 議案第 113 号 工事請負契約の締結について
—令和 3 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（北部）— | …議案書 P267～ |
| 11. 議案第 114 号 工事請負契約の締結について
—令和 3 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（中部）— | …議案書 P271～ |
| 12. 議案第 115 号 工事請負契約の締結について
—令和 3 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（南部）— | …議案書 P275～ |
| 13. 議案第 121 号 市道路線の認定について | …議案書 P295～ |

(都市・環境常任委員会 協議会)

- | |
|------------------------------------|
| 14. 四日市市国土強靱化地域計画について |
| 15. 空き家実態調査の状況と四日市市建築物耐震改修促進計画について |
| 16. 道路整備の方針について |

(所管事務調査)

- | |
|-------------------------------------|
| 17. 令和 2 年度第 3 回四日市市営住宅入居者選考委員会について |
|-------------------------------------|

○環境部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

(当初予算)

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| 1. 議案第 70 号 令和 3 年度四日市市一般会計予算 | |
| 第 1 条 歳入歳出予算 | |
| 第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費（関係部分） | …一般会計予算書 P156～ |
| 第 2 項 清掃費 | …一般会計予算書 P160～ |

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

(補正予算)

- | | |
|--|---------------|
| 2. 議案第 123 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 10 号） | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | |
| 第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費（関係部分） | …補正予算書(2)P50～ |
| 第 2 項 清掃費 | …補正予算書(2)P52～ |
| 第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分） | …補正予算書(2)P11 |

(その他)

3. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事の実施・延期・中止等の状況

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

4. 議案第 102 号 四日市市を美しくする条例の一部改正について …議案書 P177～
5. 議案第 112 号 工事請負契約の締結について
—北部埋立処分場浸出水処理施設整備工事— …議案書 P263～

(協議会)

6. 第 4 期四日市市環境計画について
7. 四日市市ごみ処理基本計画について
8. 産業廃棄物不適正処理事案における三重県が行う行政代執行の進捗状況について

(所管事務調査)

9. 令和 2 年度第 2 回四日市市環境保全審議会について

○スポーツ・国体推進部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

(当初予算)

1. 議案第 70 号 令和 3 年度四日市市一般会計予算
第 1 条 歳入歳出予算
歳出第 2 款 総務費
第 1 項 総務管理費 (関係部分) …一般会計予算書 P112～
歳出第 10 款 教育費
第 5 項 社会教育費 (関係部分) …一般会計予算書 P244～
第 2 条 債務負担行為 (関係部分) …一般会計予算書 P15～

(補正予算)

2. 議案第 123 号 令和 2 年度四日市市一般会計予算補正予算 (第 10 号)
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 2 款 総務費
第 1 項 総務管理費 (関係部分) …補正予算書(2) P40～
歳出第 10 款 教育費
第 5 項 社会教育費 (関係部分) …補正予算書(2) P68～
第 2 条 繰越明許費 (関係部分) …補正予算書(2) P11
第 3 条 債務負担行為 (関係部分) …補正予算書(2) P15

(その他)

3. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事の実施・延期・中止等の状況

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

- | | | |
|--------------|---------------------------------|------------|
| 4. 議案第 105 号 | 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について | …議案書 P233～ |
| 5. 議案第 106 号 | 四日市ドーム条例の一部改正について | …議案書 P241～ |
| 6. 議案第 107 号 | 四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について | …議案書 P247～ |
| 7. 議案第 119 号 | 工事請負契約の変更について
—中央緑地駐車場整備工事— | …議案書 P291～ |

○その他

(所管事務調査)

- | |
|---|
| 1. 令和 2 年度人権施策推進懇話会及び令和 2 年度同和行政推進審議会について |
|---|

(その他)

- | |
|---------------------------------------|
| 2. 2 月定例月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合） |
|---------------------------------------|

- | |
|------------------------|
| 3. 高校生議員から提出された意見書について |
|------------------------|

- | |
|-------------------|
| 4. 休会中の所管事務調査について |
|-------------------|

日程案① 令和 3 年 4 月 19 日（月）午後 1 時 30 分から（公務年間スケジュールより）
又は、日程案② 令和 3 年 4 月 21 日（水）午後 1 時 30 分から

- | |
|-------------|
| 5. 年間白書について |
|-------------|

- | |
|--------------------------|
| 6. 2 月定例月議会 議会報告会の収録について |
|--------------------------|

日時 3 月 2 9 日（月） 午後 1 時 30 分から
場所 第 4 委員会室

都市・環境常任委員会事項書

令和3年4月19日（月）

第4委員会室

○都市整備部

（その他）報告事項

1. 安全性確保が必要なバス停について

○環境部 上下水道局 スポーツ・国体推進部 都市整備部

（所管事務調査）

2. 環境への取り組みについて

○その他

3. 4 常任委員会報告会について

年間白書（案）の確認：令和3年4月23日（金）午後5時まで

4 常任委員会報告会 ：令和3年4月30日（金）午後1時から（予定）

3. 委員長報告等

都市・環境常任委員会委員長報告（令和２年５月開会議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第６号 四日市市水道事業給水条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、急激な収入減や不測の支出を強いられている市民及び事業者の負担を広く軽減するため、水道料金のうち基本使用料を半年間無料化することについて、関係する規定を整備しようとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきましては別段異議なく可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和2年5月開会議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第3号 令和2年度四日市市水道事業会計第1回補正予算

【上下水道局・経過】

○第2条 収益的収入及び支出の補正

○第3条 他会計からの補助金

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（令和２年６月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 14 号工事請負契約の締結につきましては、四日市ドームの照明設備ほか更新工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、四日市ドームの音響の改善について質疑があり、理事者からは、音響設備の更新は今回の工事に含まれないが、今後の大規模改修の際には音響設備の更新についても検討したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、ＬＥＤ照明の工事についてリース契約との比較検討を行ったのかとの質疑があり、理事者からは、リース契約についても検討したが、今回の工事のために休館期間を既に周知しており、その期間内に作業を終える必要があるため、今回は工事で対応したい。今後、別の施設でＬＥＤ化を実施する場合は工事とリース契約について十分に比較検討を行いたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、リース契約の方が明らかに費用が安くなる場合は契約を見直すことも検討してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、ＬＥＤ化によって照明設備の利用料金は変わるのかとの質疑があり、理事者からは、今後の電気料金や工事等の費用を勘案して検討していくとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、市民が利用しやすくなるような利用料金に改善してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、一般競争入札において入札した 7 者全てが同額で入札していることについて質疑があり、理事者からは、予定価格を事前公表していることから、入札価格が同額になる事例が多く、今回も同様の結果となったものと思われるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、防犯カメラの設置場所や機能について質疑があり、理事者からは、夜間でも撮影できる録画機能付き防犯カメラを既設の更新に加えて器具庫や事務所に増設するとの答弁がありました。

次に議案第 17 号工事請負契約の変更につきましては、楠衛生センター解体工事について、地下水等が確認されたため、基礎の撤去による地盤の軟弱化を避けるため、契約内容の変更を行おうとするものであります。

委員からは、工期の延長による工事費用の増加はあったのかとの質疑があり、理事者からは、工期が延長されることで仮設事務所等の固定費が生じるなど一部の費用は増加するものの、基礎の一部及び杭を残置するように契約内容を変更することから全体の工事費用はマイナスとなったとの答弁がありました。

また、他の委員からは、楠衛生センター解体後の跡地を緑地にすることとなった経緯について質疑があり、理事者からは、過去にごみの埋立地であったことから土地利用が難しく、旧楠

町との合併時に跡地を緑地にすることが決まった経緯があるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、跡地を今後どのように活用していくのかとの質疑があり、理事者からは、現在のところ地域から具体的な要望はないが、土地の利用方法については今後も地域と協議していききたいとの答弁がありました。

最後に、議案第 18 号市道路線の認定につきましては、道路法に基づき、開発行為による茂福 69 号線ほか 9 路線の認定を行おうとするものであります。

委員からは、市道路線認定に関して周辺道路を含めた交通安全対策について質疑があり、理事者からは、通学路交通安全プログラムによる対策や生活に身近な道路としての土木要望のほか、ゾーン 30 の指定、自主的なハード面の整備など多角的な視点を持って交通安全対策に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、地元の要望も踏まえ、通学路等の安全対策について善処してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、開発行為にかかる市道路線の認定にあたって道路工事の内容を確認するのかとの質疑があり、理事者からは、図面や工事の写真等を確認しているほか、完了時には市が検査を行っているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました 3 議案につきましては別段異議なく可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、新型コロナウイルス感染症に関連して四日市市クリーンセンターの利用自粛について及び三重とこわか国体の開催に向けた状況について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和2年6月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

＜＜歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費＞＞

連続立体交差事業負担金

Q. 連続立体交差事業に伴う工事の振動等により具体的にどのような損害が生じたのか。

A. 令和2年度において対応する2軒の建物は壁面や土間にひび割れが生じたと三重県から報告を受けている。

Q. 工事期間中に生じた損傷に対する補償であり、新たに損傷が生じたものではないということでしょうか。

A. 今回の補償は昨年から継続して協議しているものへの対応であり、工事後新たに損傷が生じたものではない。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（令和２年８月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 34 号工事請負契約の締結につきましては、中央緑地駐車場整備工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、中央緑地駐車場整備工事と隣接して行う P a r k－P F I 事業への影響について質疑があり、理事者からは、工事車両の出入りなど一定の影響があると考えるが、契約締結後に駐車台数をなるべく確保できるように契約相手方と調整するなど、できる限り配慮したいとの答弁がありました。

また他の委員からは、入札における総合評価方式の評価項目のうち、周辺環境及び施工課題に関する技術提案の内容について質疑があり、理事者からは、入札者による技術提案の内容は、工事完了後であっても非公表としているとの答弁がありました。

また他の委員からは、入札に参加した 3 者に対し P a r k－P F I 事業があることを伝えた上で技術提案を求めたのかとの質疑があり、理事者からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

また他の委員からは、総合評価方式による舗装工事の入札について、企業要件の工事实績によって、落札者が限られている課題があることを工事担当課として認識し、契約担当課に確認してほしいとの意見がありました。

次に、議案第 35 号動産の取得につきましては、南部埋立処分場で廃棄物の破砕処理に使用する自走式二軸^{せんだん}剪断型クラッシャを取得しようとするものであります。

委員からは、作業員の安全対策について質疑があり、理事者からは、現在も破砕機を使用しており操作方法は理解しているが、事故が発生しないよう、新たに備えられた遠隔操作の機能を利用するなど、十分に安全対策を意識して作業するよう徹底したいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、定期的に研修を実施するなど、安全に対する意識付けを行ってほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、耐用年数を超えて使用することは想定しているのかと質疑があり、理事者からは、性能の維持や部品の供給が困難になることが考えられるため、耐用年数を大きく超えた使用は想定していないとの答弁がありました。

また、委員からは、破砕機の更新により埋め立て量の削減がどの程度見込まれるのかとの質疑があり、理事者からは、5 %程度の削減を見込んでいるとの答弁がありました。

また、委員からは、社会見学等で破砕機を見学できないかとの質疑があり、理事者からは、見学者の安全面を考慮した上で検討したいとの答弁がありました。

最後に、議案第 39 号市道路線の認定につきましては、道路法に基づき、開発行為による采女 110 号線ほか 6 路線の認定を行おうとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました３議案につきましては別段意義なく可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、令和２年度第１回四日市市^{しえいじゅうたく}営住宅入居者選考委員会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和2年8月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【スポーツ・国体推進部・経過】

○一般会計

≪ 歳出第2款総務費 第6項総務管理費 ≫

スポーツ推進委員報酬

Q. スポーツ推進委員について年度末の時点で定数に対して 17 人の欠員が生じているが、スポーツ推進の目的は果たされているのか。

A. 一定の目的は達成していると考ええる。

Q. スポーツ推進委員のなり手不足で困っている地区が多くあると思うが、今後どのように考えているのか。

A. 平成 29 年度にスポーツ推進委員の報酬を月額 3000 円から 4000 円に引き上げるなどの改善策も講じているが、手を挙げてもらう人が少なくなっているのが実情である。今後も地域と話し合いながら委員の拡充に向けた取り組みを進めていきたい。

(意見) 今後、ハーフマラソンや三重とこわか国体等の開催に向け、スポーツ推進委員の力が必要になると考える。何が足りないのか思いを聞くような協議の場を持ち、よりよいスポーツ推進委員の活動につなげてほしい。

Q. スポーツ推進委員の各地区の一覧表を見ると、60 歳代を中心に 70 歳代の人も多く、なり手不足が顕著である。40 歳代までが中心となってもらうことが一番だが、ただお金を出せばいいわけではなく、やる気を高めるような働きかけを行ってはどうか。

A. 働き方や生活様式が変わり、地域のために働く方が少なくなってきたと感じている。60 歳代の方が元気に地域を引っ張ってもらっており、そのような経験を若い方へ繋げていくことも大事であると考えている。現状として定数に達していないので、地域と話し合いながら人数を増やしていきたい。

ハーフマラソン開催準備経費

Q. ハーフマラソンと三重とこわか国体のボランティア募集のスケジュールが重なる期間があることから、事前に十分な準備と安全対策が必要と考える。また、今までの大会と異なりコロナ対策へのかなりの負担が予想されるが、詳細なスケジュール等が決まれば当委員会に報告はあるのか。

A. ボランティアの募集期間は重なっているが、説明会を含め実際の作業は期間が異なるのでスムーズにいくのではないかと考えており、きちんと周知するなどして混乱のないように努めていきたい。また、コロナ対策については今後の感染状況の変化も踏まえて対策方法を整理した上で報告したい。

Q. ハーフマラソンの大会準備の時期は冬場になるので、新型コロナウイルスはかぜやインフルエンザと見分けることが難しい。安全面についてしっかり準備すべきだと思うが、どうか。

A. 意見を踏まえて対応していきたい。

垂坂ソフトボール場整備事業費

Q. 3カ月前から予約できる一般申請について、地元地区の人についても、同じ3カ月前からの予約となるのか。

A. 地元か地元以外かは関係なく、そのとおりである。なお、2つの予約方法があり、3カ月前からの一般申請のほかに、1日以上で大会で利用する場合は、1年前に特別申請を行うことができる。平成30年度186件の特別申請があったが、そのうち地元の利用者は72件であった。

Q. 一般申請について、以前は、地元利用者は3カ月前から、それ以外の地区の利用者は2カ月前から予約が可能で、1カ月のずれがあったと認識しているが、いつから変更したのか。

A. 垂坂ソフトボール場の開設当時、維持管理を行っていた地元の優先利用を認めていたことがあったが、現在はそのようなことはない。

国体等準備一般経費

Q. 鹿児島国体が延期となったことによって、第76回国民体育大会としてきた三重とわか国体は、第何回の大会となるのか。

A. 鹿児島国体の延期に伴い、第75回となることも想定されるが、正式にはまだ決定していない。

Q. 正式決定でない中で、予定どおり「2021」の表記で物品等の作成を再開しても問題はないのか。また、第75回に変更となっても物品は大丈夫なのか確認したい。

A. 「2021」は正式決定ではないものの、先月からの関係団体からの動きからも県ともほぼ令和3年度開催する方向であることは確認している。物品の作成の再開と言っても、現時点ではあくまで準備作業を行っているものであり、今後変更があっても手戻りなく対応できるよう進めている。

Q. 日本スポーツ協会から正式な決定は、いつ頃行われる予定か。

A. 目途は確認できていないが、事務的に考えると9月末頃まではかかるのではないかと推測している。

Q. 令和3年度に開催することが正式に決定しているということでもいいのか、改めて確認したい。

A. 令和3年度に開催することは、平成30年7月に正式決定されている。鹿児島国体の

延期後の会期がいつになるのか公式に発表されていない状況であり、発表によっては1年ずれる可能性があり得るため若干懸念はあるものの、予定通り開催するものと考えている。

Q. 弁当の調達業者の確保が難しいとあるが、どのように考えているのか。

A. 弁当調達について、主に大量調達が可能な施設を有する市内業者から受注の意向調査を行っているが、新型コロナウイルスの影響により、令和3年度も営業できるか不安に思われている業者の声も聞いている。調達数が不足することがないように、市外業者も含めて今後も調査を行う。

Q. 新型コロナウイルスの影響で、会場設計の一部を見直し中とあるが、令和3年度どのような状況になっているのか分からない可能性がある。具体的にどのような見直しを行っているのか。

A. 国体の受付や観覧には多くの人を訪れる。人が滞留しないように、コロナ対策として、仮設物での対応や手指消毒の場所を多く設けるなどの見直しを行っている。また、各競技団体からも、コロナ対策としてガイドラインが発表されており、県の指針や市の方針も順次変更している。最新の状況を踏まえ、こういった対策が必要か現在検討している最中である。

国体競技施設備品整備事業

Q. 総合体育館の多目的室に畳を敷いて各種武道ができるように整備するという話を以前聞いたが、畳は購入したのか。

A. 本市には武道館はあるが観客席等、大規模大会に対応できないことから、総合体育館の活用を計画している。備品としての畳については保管方法や大会頻度を考慮した費用比較の中で昨年度は購入せず、大規模大会誘致に伴いレンタルの費用を予算要求したいと考えている。

Q. 武道系の団体からは多目的室で日常の練習もできるような整備をお願いしたという話もあるが、どうか。

A. 現時点においては、日常的な練習については武道館を利用いただきたいと考えている。今後、体育館を充実させていく過程で武道に限らず利用者のニーズを聞きながら、必要な備品等は追加で整備していきたいと考えている。

東京オリンピックキャンプ地等誘致事業費

Q. 予算額と決算額が乖離している理由は何か。

A. 全国組織のスポーツ団体への誘致活動など、他の事業の機会と併せて執行したものについては、その事業で支出していることから、予算額と決算額に乖離が生じた。

Q. 体操を通じて交流を進めていくとしているが、本市にカナダの体操チームと交流をする環境はあるのか。

A. 本市には日本で一番在籍者数が多い体操クラブの本拠地があるなど、体操について国内では注目度の高い地域となっている。

Q. カナダ体操チームとの交流は今後も中長期的に続けていこうと考えているのか。

A. 今までの交流は東京オリンピックの事前キャンプに向けて実施していたが、今回は東京オリンピック後も交流を続け、指導者や関係者の相互交流も視野に入れていこうということで協定を結んだ。

Q. 本市にとってとてもよいことなので進めていただきたい。また、交流をスポーツの分野だけでなく秘書国際課と連携して交流を拡大発展させていくのはどうか。

A. 現時点では友好都市のようなものは考えていない。協定の相手方が自治体ではなくカナダの体操協会であることから、まずは、お互いの体操の競技力向上に向けた取り組みになるが、今後体操から少し広げてスポーツの分野をはじめ他の分野でも協調していけるところがあればと考えている。

(意見) 子供たちが国際的な人材と交流する中で成長していけるとよいと考えている。体操以外の子供たちも交流の輪に加わっていきけるように検討を進めてほしい。

Q. せっかく協定を結んだので市民との交流を図っていけたらと思うが、今後の交流のあり方についてどのように考えているのか。

A. 令和元年度は市の体操に親しんでいる子供たちと交流する機会を設けるなど、今後市民との交流をメインで考えていきたいが、新型コロナウイルスの影響で、当面はどこまでできるか、それに代わるものがないか検討している。

(意見) 難しい部分であるが、市民がより運動に親しんでいただけるように検討してほしい。

運動施設整備事業費、運動施設関連整備事業費（国体関係）

Q. 三重とこわか国体・とこわか大会にかかる施設整備への国負担について実績を確認したい。

A. 国費は、総合体育館、中央フットボール場、テニスセンターの3施設合計で、29億9800万円である。

Q. 霞ヶ浦第3野球場は、当初から市費のみで建設する計画であったのか。

A. そのとおりである。

Q. 三重県で開催する国体であるにもかかわらず、県費は、総合体育館に充てられた約1億4000万円しかないのか。

A. そのとおりである。県に申請し、広域的拠点スポーツ施設整備費補助金とみえ森と緑の県民税市町交付金から県費を受けた。

Q. もう少し県に負担を求めるべきと考える。施設建設に多くの市費を投入するには市民に理由を説明する必要がある、市民は県税も納税していることから、納税に応じた受益があつていいのではないか。

A. 今後、大規模な施設整備をする際には、県・国に対する要望活動に努めていきたい。

Q. 県営スポーツ施設の本市への誘致について、県と協議した実績はあるか。

A. 令和2年度においては行っていない。

Q. 県営スポーツ施設の本市への建設の要望など、これまでの経緯等があれば確認したい。

A. 国体に向けた施設整備に着手してからは県営スポーツ施設の建設要望活動はなかつ

たと思う。総合計画ではＪリーグのスタジアムのような施設の誘致に努めていくとしており、市として主体的に整備をしていくものではないという方向性である。

(議員間討議 ※県営スポーツ施設の本市での建設について)

- ・以前から本市に県の施設がないのは、スポーツ施設に限らず課題である。何らかのかたちでアクションを起こすことはよいと考える。
- ・実際に県内他市と比べ何が本市に足りないのか、市民ニーズがどこにあるのかなど、当委員会での調査をまず行って認識を深めてはどうか。
- ・本市だけではなく、県全体として必要なスポーツ施設は何かという視点で誘致を考える必要がある。また、県の施設を誘致する場所は、沿岸部にこだわらなければ、候補地はあると考える。
- ・内陸部にスポーツ施設が少ないため、例えば北勢バイパス沿いなど内陸部に県の施設を建設すること、また、県と市が連携して強化する競技を決めて力を入れ、人材育成にもつなげていくことを合わせて提案したい。
- ・県税の有効利用の観点から、大きなスポーツ施設の建設だけではなく、県道の除草など小さなことから先に実行してほしいと考える。
- ・本市が単独で建設すると、維持管理のコスト負担が大きな課題となる。

⇒議員間討議の結果、以下の内容について委員による意見の一致に至った。

- ・今後、都市・環境常任委員会の所管事務調査において、現状や課題などについて改めて調査研究を行い、さらなる議論を深めていくこととする。

霞ヶ浦緑地運動施設整備事業費

- Q. 新型コロナウイルスの影響によりリニューアルした霞ヶ浦のプールを開放できなくなった理由は何か。また、使用できなくなったことで来年度に向けて不具合が起きないようにきちんと管理はなされているのか。
- A. 利用を中止した一番の理由は、大人数の人が集まる更衣室や流水プール等の感染対策が十分にとれないということである。また、施設の管理は点検など適正に行っており、問題はない。

スポーツ施設の周知

- Q. 新たに建設した霞ヶ浦野球場や、総合体育館、テニスコートなどの施設はオープニングセレモニーができなかったこともあってか市民の認知度が低いと感じるが、施設の周知についてどのように考えているか。
- A. 施設の周知についてはしっかりと取り組む必要があると考えており、継続的にPRを図るほか、アールビーズとの包括連携協定により、新たに立ち上げるホームページを活用するなど本市の各運動施設を積極的にPRしていきたい。
- (意見) シティプロモーション部などとも連携しながら、これらのすばらしい施設を周

知していったほしい。

運動施設関連整備事業費（国体関係）

Q. 中央緑地施設管理事務所の少量危険物倉庫、ペンキ室には、何を保管するのか。

A. 少量危険物倉庫には草刈り機などの燃料になるガソリンなど、ペンキ室には少量危険物に該当しない塗料やシンナー等を保管する。

Q. 少量危険物倉庫が溶接室に隣接している。本来は距離が近いのはよくないを考える。溶接室は火花が散り、危険ではないか。

A. 石膏ボードによる壁が天井まであり、また、少量危険物倉庫に換気装置を設けているので問題ないと考えている。

Q. このような狭い溶接室で何を行う予定か。

A. 中央緑地のベンチなど壊れたものを溶接することを想定しており、広さは問題ないと考えている。

国体施設の災害対策

Q. 総合体育館の防災機能はどのようなになっているのか。

A. 総合体育館は災害時に避難所として機能することから、防災機能として発電機、貯水槽、排水貯留槽を整備しているほか、エントランスを出たところにマンホールトイレが設置できるなど対策を行っている。。

Q. 総合体育館はこの場所は東南海地震の浸水地域に該当していると思うが、浸水対策はどのように考えているのか。

A. 以前の体育館よりは床の高さを上げて浸水しにくいようにしている。

全国大会出場選手激励金

Q. 市内の高校が甲子園に出場した場合、現在の一律の基準では金額が足りないと思うが、奨励金の金額を検討する余地はあるのか。

A. 以前は高校野球だけ金額が高い時もあったが、他のスポーツとのバランスなど様々な意見があって金額を平準化した経緯がある。市民に十分理解していただけるように整理をしていきたい。

（意見）全国大会は夏の甲子園や選抜、国体など色々あり、その辺も含めてどうしていくのか令和3年度予算までに整理してほしい。

中央緑地の交通について

Q. 中央緑地までの移動について、以前から提案をしてきた体育館の北側に架かっている橋を新正駅からの動線として整備することや、コロナ禍におけるバス輸送の安全対策をどのように考えているのか。

A. コロナ禍におけるバス輸送については、日本バス協会からも対策ガイドラインが発表されており、適正な対策を講じることで安全性が担保できることから、乗客をある程度輸送することは可能と考えている。また、中央緑地までの移動については、県の

四日市庁舎までバスで輸送し、そこから徒歩で中央緑地へ行く道順として、体育館北側の橋を利用してもらうか、国道1号を歩いてもらうことを考えている。

Q. バス輸送について、コロナ対策を実施した場合の乗車人数が大幅に減り、必要なバスの台数が増える。道路渋滞や消毒対応などを含めたシミュレーションはできているのか。また、コロナ禍での国体は三重県が初めてで先進事例がない中で今の体制で対応できるのか。

A. バス輸送のシミュレーションについては、まだ進めている最中である。また人的な体制については、推進本部も含めた現在の体制で精一杯取り組みたい。

(意見) 今までの考え方をコロナ禍の中で修正していく必要があるが時間が限られていることから、それを考慮して進めてほしい。

Q. コロナ対策についての検討や打合わせは実施しているか。

A. 会場設営の計画について、各競技担当者が仮設物や控室の見直し案を作成して専門業者と協議している。バス事業者とはまだ協議は行っていないが、初めてのコロナ禍での国体であることから、バス事業者と協力してしっかりとした対策をとっていききたい。

《 歳出第10款教育費 第5項社会教育費 》

学校開放事業費

Q. 新型コロナウイルスの影響による学校開放事業の中止については市内一斉に行われたが、事業再開の際に、各学校長等の判断によって再開を見合わせていた学校があったと認識しており、事実関係を確認したい。

A. 学校のクラブ活動に合わせて、スポーツ課から学校開放再開の通知を各学校施設開放運営委員会に行った。各運営委員会での協議により、そのような見合わせの判断に至った学校があったかもしれないが、スポーツ課では把握していない。

Q. 学校施設開放に関する利用者や学校関係者、運営委員会委員からの業務負担等の意見に対して、どのように考えているのか。

A. 日程調整や資料作成等を簡略化できればと考えているが、根本的な解決には至っていない。今後についても運営委員会への説明会や連絡協議会等の機会を通じて調整を図っていききたい。

Q. 教職員の負担軽減になるよう、根本的に見直すことも必要ではないか。

A. 総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域の利用団体に担っていただけるかたちを目指しているが、対応できていない現状である。教職員の負担が大きいことは認識しており、まずは事務の簡略化について検討したい。

Q. 中学校の有無により、地区によってスポーツをする環境に差があるのではないか。

A. 学校開放は原則として学校区での利用となっている。地区に中学校がない場合であっても、その中学校区にお住まいの方は学校開放で利用できる。

Q. 各地区への周知はどのようにしているのか。

A. 各運営委員会において周知している。

Q. 例えば、グラウンドゴルフがしたくても、学校のグラウンドは部活動や少年団が利

用してできない地区があると聞いている。スポーツができる環境が十分でないことについてどのように考えているのか。

A. 使用する団体が固定化して、新たな利用が難しい実態もあると考える。施設の利用方法について研究していきたい。

Q. 地区に関係なく、どの団体も施設を利用できるように検討していくべきではないか。

A. すぐの対応は難しいが、施設利用の方法について研究していきたい。

Q. 学校開放以外にも運動ができる場所が少ない地区もあり、地区によって差があることについてどのように考えるのか。

A. 利用している団体の意見も聞きながら研究していきたい。

(意見) 既存の団体でさえ利用が難しく、新しい団体は利用が大変困難である。地区に関わらず利用できるような柔軟な制度を考えてほしい。

【上下水道局・経過】

○一般会計

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

合併浄化槽水質浄化促進事業

合併浄化槽設置費補助

(論点整理シートに記載)

《 歳出第6款農林水産業費 第3項農地費 》

別段の質疑、意見はなかった。

○農業集落排水事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】

○一般会計

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

大気移動測定車による測定場所の選定について

Q. 大気移動測定車による羽津地区の測定場所の選定について、一部の意見しか反映されていないのではないかと。

A. 霞ヶ浦地域公災害防止協議会において地元代表者等からの意見をもとに、改めて説明して理解をいただいた上で進めていることから、一部の意見しか反映されていないとは考えていない。また、測定場所の選定についても協議会でなるべく高台で測定してほしいという意見を踏まえ、複数の候補地から地元の要望を受けて決定した。

Q. 沿岸地域の環境について、正確な測定ができる場所で改めて移動測定車による測定

を行い、正確な数字を出した上で、大気常時監視測定局の配置を議論すべきではないか。

- A. 本件については、10月下旬に予定している環境保全審議会において、学識者の意見を聞くことになっており、結果について12月定例会議会の所管事務調査において当委員会に報告する。また、再調査が必要な場合は大気移動測定などに係る予算要求をしていきたい。

大気汚染対策事業費（大気常時監視測定局適正配置検討業務委託）

Q. 大気環境常時監視測定局の配置の見直しについて、同程度の濃度が観測されたからといって、距離が大きく離れている地域の大気を同じ大気として考えてよいのか。

- A. 大気環境は広域で考えるもので、同じ領域に分類された場合には、測定局の距離が離れていても同程度の濃度が観測されることとなる。このため、発生源により近い測定地点での測定を優先するという考え方を採用することが一般的である。

Q. 大気は絶えず変化するものであり、風向きによってはその都度変わってくる。南測定局はコンビナートに近く、その地域の測定局を廃止してよいものなのか。残すべきものは残して細かく観測していくべきではないか。

- A. 南測定局については、コンビナートにより近い別の測定局が設置されている。国の基準では発生源に近い濃度の高い場所で観測すれば十分であるとされていることから、風下となる南測定局及び西朝明中学校測定局について見直しを検討したい。なお、コンビナートの主たる煙突にもリアルタイムで測定する機器が設置されている。

Q. 自動車排出ガス測定局の見直しについては理解するが、桜地区の団地近郊で大気測定を行っている東名阪測定局を完全に廃止するのか。

- A. 東名阪自動車道の自動車排出ガスの影響については伊坂測定局でも測定を行っていることから、東名阪測定局を見直していく提案になった。道路は拡張、拡幅、延伸により交通量が増えることから、今後も交通量の変化があれば測定局の場所は見直していくべきものと考えている。

（意見）道路の環境は日々変化していくことから、今後も四日市の環境を守れるような測定をしてほしい。

クールチョイスについて

（論点整理シートに記載）

公害苦情件数について（大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等）

Q. 公害に関する苦情件数は、過去10年間でほぼ横ばいであるが、それらの中で、毎年度同じ発生源により挙がってくる苦情は、全体のどの程度か。

- A. 特定の場所における苦情、例えば自動車通行による騒音や振動等による苦情が数件程度ある。それ以外は、発生源が異なる苦情で、例えば、工事の解体現場等による騒音や粉じんによるもの、野焼きによるものも多い。

Q. 苦情を受けて、行政が繰り返し指導しても収まらないケースもあると思うが、何年

経っても状況が変わらない場合、繰り返し改善に向けて指導する体制はとっているのか。

A. 苦情の内容にもよるが、複数回の指導で改善に至ることが多い。ただし、発生源側が努力を重ねて法的な基準を達成してもなお周辺から苦情が出るような、根気よく取り組む必要があるケースもある。行政としては、理解が得られるように地道に現場に入って対応しているものの、最終的に法に基づく対応になる。

(意見) 法的な基準をクリアしていれば、行政は何もしなくていいということではなく、市民の側に立ってどれだけ困っているのかという視点を持って、他部局と連携して継続的に取り組み、少しでも苦情件数が減るようにしてほしい。

展示管理運営費（公害の企画展・特別展について）

Q. 保健師が公害認定患者宅を訪問して療養指導を行っているが、四日市公害と環境未来館の担当者も一緒に訪問して、公害にまつわるいろいろな話を聞いた方がよいのではないか。

A. 保健師が訪問する目的とは異なることから一緒に訪問することは難しい。しかしながら、訪問時に公害関係の話が出た場合には、了解を得たうえで関係部署と情報共有、対応の調整を行うこととしたい。公害について細かな調査をしてから5年以上の月日が経っており、改めて公害認定患者の皆様の声を直接お聴きする機会を大事にしていきたい。

Q. 今まで地元の声を中心に聴けていなかった中で、公害判決 50 周年のコンセプトを「四日市公害を二度と繰り返さない」とするのであれば、地元と協議して進めていくべきだと思うが、四日市公害と環境未来館だけに対応を任せていいのか。

A. 環境保全課の保健師が公害認定患者宅を訪問する療養指導をこれまでも続けてきた。保健師が訪問した際に健康に関すること以外の相談事をいただくことがあれば関係部署と情報を共有するなどしてきたが、今後も引き続き対応していきたい。

(意見) 特定の人からだけでなく、多くの患者の声を聴いていただき、本市が二度と公害を繰り返さないというコンセプトを選んだことを地元や公害認定患者の皆さんにも伝えて関係者と一緒によいものをつくってほしい。

Q. 地元には公害に対して様々な感情があることから、四日市公害に関する取り組みを行う際は地元と十分協議して、地元と一緒に取り組む必要があると考えるが、どうか。

A. 証言拒否される場合もあり、これまで地元の声を中心に聴けていなかった部分があった。四日市公害の「記録に残っていない記憶」の部分こそ残していく必要があると思っているので地域と連携して取り組んでいきたい。

Q. 今後、研究者に四日市公害の資料を提供していくことも検討するとあるが、研究者とはどのような方か、また、個人情報の問題はどのように取り扱うのか。

A. 大学で四日市公害の発生の経緯や改善までの歴史などの研究をしている研究者へ、個人情報に配慮した形で資料を提供するなど対応していく。

展示管理運営費（うち証言映像DVD製作業務委託）

- Q. 資料に「語り部3名の証言映像を再編集し、DVDを作成」とあるが、「語り部」との記載に関し、広島市の平和記念資料館では「被爆体験証言者」としていると聞く。被害者の証言という趣旨の文言で記載することが適切と考えるが、どうか。
- A. 「語り部3名」は、公害認定患者である公害裁判原告の野田氏、塩浜地区の元住民で市民活動をされていた澤井氏、元コンビニート企業社長の鶴巻氏であり、四日市公害を様々なかたちで経験された3名について「語り部」という表現を用いている。
- Q. 被害を受けた地域と協議もせずに、3名の証言映像を作成したのはなぜか。地元住民に相談があってもよかったのではないか。
- A. 誰からの証言映像を再編集していくのか、講座等で語っていただいた際の過去の録画映像をもとに制作している。これまで被害を受けた地域の方との協議があってもよかったと考える。令和2年度についても、令和元年度に引き続き5～6名の方の証言映像を撮影のうえ、編集する予定であり、どういった方に証言いただけるのか塩浜や磯津の方と相談しつつ今年度の事業を進めたい。
- Q. 内容やテーマをあらかじめ決めてから作り上げるのが一般的であることから、地元と協議する中で、多様な主体、いろんな角度からの証言を聞いて、DVD作成を進めてほしいと考えるが、どうか。
- A. DVDについては社会見学等の来館時の利用を想定しており、少しでも来館者に見てもらい、内容について持ち帰ってほしいと考えている。被害を受けた地域の方と相談してよりよいものを作成できるようにしたい。

展示管理運営費（公害展示関係）

- Q. 現在展示されているもの、例えば、空気清浄機や再現した教室などが、公害があった当時の実際と異なるものが展示されているのはなぜか。
- A. 来館者の安全面や、博物館内で水が使えないなど再現には様々な制約がある中、できる限り当時の写真を展示するなど、一定の工夫は行っている。
- Q. 公害は事実を伝えないといけない。正しい展示物を作り、現在の展示物を早期に是正すべきと考えるが、どうか。
- A. 当時の塩浜小学校を再現した部分が現実と異なっているとの意見と理解するが、実際にどこまで当時を再現できるかは難しい部分があり、予算的な限界もあった。現在のところ写真や映像で上手にフォローするしかないと考えるが、壁のプリントをよりリアルなものに張り替えるなど大規模な改修を行おうとすると、技術的な問題や、多額の費用を要することも想定される。どのようにすればリアルに再現できるのか業者と協議し、今後の改修時期に合わせて検討したい。
- （意見）公害の当時、塩浜小学校に通っていた人は身近にたくさんいる。このような人に話を聞かずに作ったことが問題で、毎年度多額の予算を費やしている。先ほどの答弁内容を信用し、とにかく事実を伝えるように是正されることを期待したい。

北大谷斎場整備事業費

- Q. 利用状況に関し、特に一番広い「式場1」が年々減少しており、年間の3分の2程度

が未使用の状況である。社会全体で小規模な葬儀が増える中、「式場１」のあり方についての考え方を確認したい。

A. 葬儀事業者との意見交換では、大きな式場について全く需要がないわけではない。民間としては大きな会場の維持は困難であるため、民間が手を出しにくい部分を行政で残してほしいという意見も聞く。行政としては、低廉で質素な葬祭を行う施設であることに重きを置いており、利用者からはシャワーなどの設備を求める声もあるが、費用面等の課題もあり、施設の改修についての考えは現在持っていない。

Q. 稼働率が年々減少していることと、多死社会に向けて小規模な式場のニーズがますます増えてくることで、施設が不足する懸念があるがどう考えているか。

A. 高齢化やコロナ禍の影響もあり、葬儀自体の考え方が変化している認識はあるものの、「式場１」はたて長で間口がせまい構造であるので、現実的に分割利用も難しいほか、葬祭場を持つ事業者からも行政の施設として残してほしいとの意見がある。ある程度の人数を収容する式場は市内のどこかには必要と考えており、今後の状況を見極めたい。

Q. 今後の多死社会を見据えると、北大谷斎場が現状のままでいいわけではない。例えば、待合棟を今後式場として改修していく考えはないのか。

A. 待合棟は火葬場に併設されている、遺族等が休憩等をとる場所であり、今後の多死社会において火葬件数が増えてくることを踏まえると、待合棟を式場に改修することについては慎重な検討が必要と考える。

(意見) このままでは式場が不足する可能性があり、小規模な式場をどう確保するのか、早めに具体策を調査し、検討を進めてほしい。

＜ 歳出第４款衛生費 第２項清掃費 ＞

プラスチックごみについて

Q. 先日、プラスチックごみ分別に関する国の方針が報道されたが、国が資源化を進めることとなった場合に、現在、クリーンセンターでプラスチックごみを可燃ごみとして焼却している本市においては、どのように考えていくのか。

A. 新聞報道で初めて知ったところで、国の正式な方針ではないと理解している。今後の国の方針を注視する必要があるものの、当面、現在の本市におけるプラスチックごみに関する方針を変更する予定はない。

いわゆる「ごみ屋敷」について

Q. いわゆる「ごみ屋敷」に対する指導について、どのような取り組みの実績があったのか確認したい。

A. 生活環境課において、令和元年度、指導等によって完全に解決したという事例はなかった。

Q. 市中心部のアーケード内にある店舗が「ごみ屋敷」の状況にあるが、その店舗に対し、具体的にどのような対応を行ったか確認したい。

A. 指摘の店舗についての状況は把握しており、商店街の組合、近隣の方、自治会、周辺

の任意の団体も含めて情報共有しつつ、所有者に来庁してもらうなど、福祉部局とも連携もしながら本人と接触を試みている。所有者自身は、処分する物ではないとの認識であるため、解決が難しく、地道に取り組んでいる状況である。

Q. 顕在化して時間も経つ。地道な取り組みだけでは、もう周辺の方の理解が得られない。商店街や自治会に押し付ける段階ではなく、行政としてももう少し強く乗り出していくべきと考えるが、どうか。

A. 何とか解決の方向に進めたいと考えるが、本人にとってはごみではなく所有物であり、法的根拠に基づき、代執行のような形で行政が入っていく仕組みがないなかで今できる範囲で動いているのが現状である。

Q. 報道等では住宅地の「ごみ屋敷」への対応を行政が行ったとの事例を聞くが、当該事案は商店街の中にあることから、行政が乗り出していける策があるのではないか。

A. 店舗前の市道上に置いてあるものは、道路管理者から撤去を命ずる策もあるが、民地内については行政が入って撤去を行うことは法的に難しい。

Q. 環境部だけでなく、道路部局、商工部局など多くの部局が関係する事案であると思うので、部局を越えた対応を考えていく必要があるのではないか。

A. 所有者から撤去の相談があれば、すぐにでも対応したいと考えているが、本人の理解がまだ得られていない。改めて庁内で協議し、弁護士へ相談することも含め整理したい。

Q. 福祉部局など様々な部局が絡んでくると思うので、ぜひこれを契機として、改めて取り組みを検討すべきと考えるが、どうか。

A. 現在も福祉部局と協議する仕組みはあるため、他部局とも連携し情報共有を今後さらに深め、できる限り早期の解決に努めたい。

廃棄物対策事業費

Q. 「産業廃棄物の不適正処理事案等の解決に向けて、三重県と連携」とあるが、具体的にどの事案に対し、どのような対策を行ったのか確認したい。

A. 内山事案については関係する4つの地元自治会への対応、大矢知・平津事案については関係する2つの地元自治会への対応を、それぞれ県と連携して行った。その他の事案については、所管する県が対応している状況であり、県と情報共有を図っている。また、県との人事交流を行っており、産業廃棄物に関するこれまでの知識やノウハウ、技術の継承を行うよう連携を図っている。

Q. なぜ内山と大矢知・平津の2事案のみしか対応しないのか納得できる説明を求めたい。

A. 当該2事案は、現在、県が行政代執行を行っている不適正処理事案である。その他の事案については、所管する県が指導等を行っている段階であり、情報共有を図っている。

Q. そのような説明であれば、議会で付した附帯決議の内容が解決しないと考える。ただ情報共有するだけでは連携したとは言えず、どのように解決を図っていくと考えているのか。

- A. 市には、産業廃棄物に関し、現場への立ち入り、指導等を行う権限がなく、一定の限界があることはご理解いただきたい。市内で発生している事案であるので、少しでも動きがあれば、必ず県と一緒に対応しており市としてできる限りの対応を行う。
- Q. 市として対応できないのであれば、市長や副市長が直接県にお願いに行くことは当然と考えるが、そのような動きはあったのか。
- A. 副市長が不適正処理事案等の解決に向けた依頼を県に対して行っている。県からは努力するとの回答があったところである。
- (意見) 市長からも行政代執行も含めた対応を県に求めている。

清掃工場管理運営費（クリーンセンターへの搬入台数）

- Q. 現状、クリーンセンターにごみを搬入しようとすると、待ち時間が長くなっている。ある程度の時間予約ができれば、待ち時間を短縮できるのではないか。
- A. 他自治体で予約制にしているところもあるが、本市は、平日に搬入できない方などの利便性向上のため、土曜日を開放している。クリーンセンターでは、荷物を降ろすところが渋滞の原因となるので、まずは事前に分別してもらうなど市民に周知し、できるだけ円滑に利用いただけるよう工夫していきたい。
- Q. 多くの車がエンジンをかけながら待つことは、排気ガスを排出し、環境の取り組みに反すると考えるが、考え方を確認したい。
- A. コロナ禍の影響により予想以上の搬入台数があった。待ち時間が短い時間帯に持ってきてもらうことと、分別して来てもらうことで時間短縮を図るなど、あらゆる機会を捉えて広報していく必要があると考える。また、県外からの転入者は、例えば自転車やスーツケースなど地域の集積場に出せるものをクリーンセンターへ直接持ってくるケースもあるため、今後も根気よく周知を行っていく。

資源物処理事業費

- Q. 行政と委託業者の資源物の持ち去り防止のパトロールについて、どのように監視をしているのか。
- A. 委託業者は祝日を含む平日に、行政は金曜日を除く平日にそれぞれ毎日実施している。パトロールはある程度同じ場所に留まるなどしながら各地区を巡回する形で実施している。
- Q. 持ち去り防止パトロールは一定の抑止力となっているが、十分な効果が上がっているとは言えず、効率が悪いのではないか。防犯カメラの設置など資源物の持ち去り撲滅に向けてもっと取り組むべきではないか。
- A. 持ち去り古紙の買い取りをやめてもらうように事業者へ申し入れているが、効果が十分でないことは認識している。防犯カメラについてはプライバシーの問題などから設置を躊躇する自治体があるが、相談があれば市民協働安全課の防犯カメラ設置補助制度を案内している。
- Q. プライバシーの問題があるものの、持ち去り行為者による危険な運転で住民の安全が脅かされている。環境部として持ち去りの撲滅に対して強い気持ちを持って取り組

んでいくべきではないか。

A. 持ち去り行為者を直接罰する法律がないことから対応に苦慮している。条例の見直しなどを含めて考えたい。

(意見) 何より地域の危険な状況を解決しなければいけない。防犯カメラは強力な抑止力になると思うので、それも含めて新たな手法を考えてほしい。

清掃工場管理運営費

Q. 電子機器をリサイクルすることで希少な金属資源を回収するような取り組みは本市でも考えられるのか。

A. 希少金属を回収する技術が追いついておらず、国などが回収を先行する形で研究を続けている状況であるが、本市としては、収集した小型家電のリサイクルが進むように、よりよい認定業者を見つけていきたい。

(意見) 民間事業者は採算がとれないと撤退してしまう。本市はハイテク産業などで希少金属の需要があることから、行政としてもリサイクルを支援してほしい。

周辺環境整備事業

Q. クリーンセンター敷地の造成にあたり、雨水の放流先である岩川断面拡幅工事は、周辺環境整備事業で行う事業ではなく、クリーンセンター建設に合わせた雨水対策工事ではないのか。

A. 本来であればクリーンセンターの建設当初から工事をしたかったが、工事の手戻りや効率化の観点から同時期に周辺で計画されていた垂坂 1 号線の道路改良工事に併せて実施したもので、当初から計画していたものになる。

(意見) 当該事業について、周辺環境整備事業として地元要望の事業とは別に記載するなど、わかりやすい資料づくりをしてほしい。

【都市整備部・経過】

○一般会計

≪ 歳出第 8 款土木費 第 1 項土木管理費 ≫

建築指導事務費

Q. 三和商店街の現状について、10 年前と比べ整理は進んだが、市として最終的にはどのようにしていくか考えはあるのか。

A. 今後は関係者との合意の下で、土地の共同化や高度利用など街区全体がリニューアルしていくことが望ましいと考えている。コロナ禍であるので、アンケート等により意識も確認しながら関係者へ具体的な事例などを提示して、民間投資による再開発の機運を醸成していきたい。

(意見) 関係者との情報交換など行政としてできる限りのことをして、周りの商店街とも連携して具体的な開発に向けて進めてほしい。

《 歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費 》

道路新設改良費（小杉新町2号線）

- Q. 小杉新町2号線と泊小古曾線の取り組み状況について、どのように考えているのか、総括的な説明を求める。
- A. 少しでも早く道路を供用できるようにしたいが、用地取得の交渉が難航している状況が続いている。小杉新町2号線では、できるところから工事を開始することとし、部田川沿いの市道部田川左岸2号線から擁壁の整備に着手した。用地交渉も努力しつつ、できるところから整備していきたいと考えている。
- Q. 工事の遅れにより小杉新町2号線の供用開始までのスケジュールはどのようになっているのか。
- A. 令和5年度末までの完成を目指して取り組んでいるが、用地取得ができていないため、令和5年度の完成は難しい状況になっている。少しでも早く供用したいと考えており、暫定供用も考えている。
- Q. 令和5年度の完成が難しいと言うのであれば、最終的にいつまでに供用するつもりなのか。
- A. 小杉新町2号線については、四日市ハイテク工業団地の工場の増設等で周辺の道路が渋滞をするため早期の整備を求められており、計画通り令和5年度を目標に暫定供用を図りながら努力していきたい。
- （意見）暫定供用を行う場合、部田川沿いの部田川左岸2号線の道幅は狭く、車両も増えることが想定されるため、十分に安全対策を考える必要がある。
- Q. 難航する用地取得について、何か対策はあるのか。
- A. 地権者、又はその家族の理解が必要であり、解決に向けた具体的な方法は見つかってない。
- （意見）難しい問題だが、渋滞対策は喫緊の課題であるので、しっかり対応してほしい。

市道におけるスケートボードの利用について

- Q. 夜間に商店街の路上でスケートボードを利用することで、騒音や路面の損傷といった相談を受けていると思うが、どのような対策を講じているのか。
- A. 地元と相談し商店街の柱に注意文書を貼った。
- Q. 依然として解決できていないと聞いているが、他に対策は考えているのか。
- A. ゼロになっていない状況は認識している。地元と協力して対策を検討していきたい。
- Q. 松阪市がスケートパークという施設を公営で造ったが、これについてどのように考えているのか。
- A. スケートボードを一定の場所で、スポーツとして楽しめる環境をつくることは、非常に重要であると認識している。中央通りの整備をこれから進めていく中で、そういった場所が提供できないか検討したい。
- （意見）スケートボードを楽しめる場所を提供すれば、危険の伴うまちなかではないと思うので、前向きに検討してほしい。

《 歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第8款土木費 第4項河川費 》

準用河川改修事業費

Q. 本市は、河川をどのように管理しているか。

A. 本市が管理する河川について、除草や清掃、修繕といった維持管理をしている。

Q. 河川の堤防にある道も含めて本市が管理を行っているのか。

A. 河川の堤防として必要なものは、基本的に河川の施設として市が管理している。また、河川管理のために整備した通路や道路は市が管理しているが、上流部では市の管理でない部分もある。

Q. 本市が管理をしていない河川沿いの木が川へ倒れるなどした場合はどのような対応を行うのか。

A. 倒木が河川の断面を阻害したりする場合には緊急的に市が対応している。

(意見) 多くの河川を管理している中、きちんと管理して災害が起きないように対処してほしい。

《 歳出第8款土木費 第6項都市計画費 》

都市計画策定費(立地適正化計画について)

Q. 立地適正化計画において居住誘導区域を設定したが、大規模な水害等の被害を受けた自治体の一部では、居住誘導区域を変更する動きもある。本市ではどのように考えているのか。

A. 本市は、本年3月に立地適正化計画を策定している。災害リスクについては、都市環境常任委員会、議員説明会、都市計画審議会でも議論いただいたところである。策定に際し、国の指針に基づいて災害レッドゾーンとして土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域を居住誘導区域から除外し、さらに南海トラフ地震の理論上最大震度の津波による想定浸水深2m以上の区域を家屋倒壊のリスクが非常に高いことから居住誘導区域から除外している。なお、議会や都市計画審議会等での議論も踏まえ、浸水想定区域など災害イエローゾーンについては一定の災害リスクがあることを計画内に記載し、居住誘導区域内であっても必ずしも安全ではないということの周知を図っている。

Q. 本市は、居住誘導区域の防災対策についてどのように考えているのか。

A. 国において都市再生特別措置法の改正が行われ、立地適正化計画の記載事項として、新たに居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」が位置付けられている。防災指針の記載については2025年が目途となっており今後、国の支援メニューが出てくるとも想定される。一方、国土強靱化計画についても同様の動きがあり、地域計画を策定しない市には支援しないとされていることから、国土強靱化計画地域計画の見直し状況を踏まえ、必要なハード整備を位置付けた計画を令和2年度中に策定したい

と考えている。両計画の関係性がはっきりしていないところがあるため、国などとの意見交換や情報収集をしながら 2025 年までに「防災指針」を位置づけるよう進めたい。

Q. 中央通りを J R 四日市駅の東側へ延伸することは、四日市港の賑わいづくりだけでなく、周辺に住んでいる人の避難路や避難場所としても有効だと考えるが、どうか。

A. 都市再生特別措置法の改正により、「安全なまちづくり」とともに「魅力的なまちづくり」の考え方を国が示している。ウォーカブル推進都市として、国と協力して近鉄四日市駅から J R 四日市駅までを整備し、また四日市港に向けた整備についても国の支援メニューを活用しながら、まちの中を歩ける環境づくりに取り組んでいきたい。

公園緑地整備補助事業費

Q. 垂坂公園・羽津山緑地について、国の交付金が毎年度減額となり、当初の計画より相当遅れが生じているが、今後も当事業は予定通り実施していくのか。また、緑地区域に隣接する都市計画道路の泊鵜線について、議員説明会で説明のあった道路整備方針に記載がなかったが、どのように考えているのか。

A. 垂坂公園・羽津山緑地の整備については、今後も継続して取り組んでいく。また、泊鵜線については、公園の進入路として整備に取り組んでいくが、都市計画道路としては必要な時期まで整備を見合わせることにしている。

まちづくり活動支援事業費

Q. 各地区でまちづくり構想を策定しても都市計画マスタープランに反映されるまで時間がかかり、まちづくりに燃えていた気持ちが地区で薄れていく状況があるが、どのように考えているのか。

A. 地区からまちづくり構想の提案があれば、遅滞なく都市計画マスタープラン地域・地区別構想を策定する必要があるが、複数の地区で並行してまちづくり構想が策定されている状況にあるため、時間を要している。今後も都市計画マスタープラン地域地区別構想を遅滞なく策定できるように努めたい。

(意見) 地域をよくしたいという思いを一生懸命汲み上げてまちづくり構想を作っても時間が経つと、だんだん意欲も薄れてしまう。地区の住民が意欲に燃えた状態で次の動きができるようにしてほしい。

総合交通戦略推進事業費

Q. デマンド交通の社会実験はほぼ完了したと思うが、今までの社会実験の結果を今後どのように生かしていくか、また、地域で何か違いはあったのか。

A. 令和元年度に実験を行った地区の 1 つである三重地区については、商業施設への利用が多いという特徴があった。全体として、対象者を高齢者と自動車免許を持っていない人に限定していることから病院と商業施設への利用が 8 割ほどを占める実験結果となった。この結果を踏まえて路線バスとの関係やタクシー事業者と調整をしており、令和 3 年度以降の導入に向け、取り組んでいきたいと考えている。

(意見) 公共交通機関が利用しにくい地域に少しでも早く支援ができるように取り組んでほしい。

自動運転導入検討事業費

Q. 自動運転導入検討会議ではどのような協議、検討が行われたのか。

A. 令和元年度に2回会議を行い、近鉄四日市駅とJR四日市駅間の回遊性の向上を図ることを目的とし、気軽に乗れる移動手段を検討していく必要があるなど、専門家や関係者が集まり課題の整理等を行った。今後、走行実験などを通して活用について検討していく。

(意見) 他市に比べて、早くに自動運転の導入についての会議を立ち上げた割には、桑名市ばかりクローズアップされ、本市が遅れをとってしまったと考える。今後はぜひ積極的に進めてほしい。

放鷹によるムクドリの駆除について

Q. 放鷹によるムクドリの駆除に関して、どのように実施して、どれだけの効果があったのか。

A. 令和元年度に放鷹による追い払いを5回行った。一旦は全体的に分散することができたが、どうしても時期が来ると戻ってしまう。

Q. 効果を出すため令和2年度も実施するということだが、予定通り実施できているのか。

A. 雨が降ると鷹が飛べないため中止したことがあるが、令和2年度は2回実施している。

Q. 今後も取り組む事業と考えてよいのか。

A. これに代わる新たな手法もないことから、継続での実施を考えている。

《 歳出第8款土木費 第8項住宅費 》

住宅施策推進事業費

Q. 住み替え支等事業についてどのような取り組みを行ったのか。

A. 家賃補助5件、リフォーム補助1件、リノベーション補助2件の申請があったものの、多くの不用額を出している。市外からの転入を促進する制度としてきたが、議会からの意見も踏まえ、市内在住者や若い世代の夫婦も制度の対象とするなど令和2年度から制度を見直した。今後はより成果を上げていきたいと考えている。

Q. 地元自治会との連携については何か具体的に取り組みがあったのか。

A. 自治会と意見交換等を行っていない。広報などを通じての周知や、宅建業者に対して情報提供に努めた。こうした支援制度は周知が重要であると考え、今後も周知活動に取り組む。

(意見) 自治会と連携をして制度をより活用してもらえるように取り組んでほしい。

(意見) 市役所で各種の手続きをする際に他部署からも制度を周知したり、業者に家を建てる相談に行ったときなどに制度を案内してもらえたりできないか。よい制度があ

っても使ってもらえないと意味がないので、積極的に周知してほしい。

石塚町・小鹿が丘入居者への対応について

Q. 石塚町及び小鹿が丘の市営住宅の整理に向けてどのような取り組みをしたのか。

A. 2つの市営住宅は入居を停止しており、現在の入居者の意思を確認しながら、移転を進めている。

Q. 移転について、どのような取り組みをしたのか。また、それぞれ入居者のいる住宅はあと何世帯残っているのか。

A. 令和元年度に2世帯の移転があり、現在、石塚町に39世帯、小鹿が丘に24世帯が残っている。

Q. 60世帯程度残っていて、1年間で2世帯しか移転がないのは、努力したと言えるのか。

A. 移転を進めるために、近隣の民間賃貸住宅移転が可能となる制度を令和2年度の上半期に創設し、下半期に制度の紹介も含めて改めて地域へ説明に行きたいと考えている。

Q. 価値の高い土地を何ら活用してないとも言える。住民の意思を確認の上で丁寧な対応をするべきだと思うが、どうか。

A. 移転をする際には、補償等も含めて適切に対応はしているものの、令和2年度には改めて地域に入って説明をしたい。

Q. 市営住宅は充足していると説明していたのに、今定例月議会の補正予算でコロナ禍を理由に30戸も空き家を修繕しようとするのは矛盾していないか。市営住宅を建設していれば、慌てて30戸も修繕する必要はなかったのではいか。

A. 市営住宅の戸数そのものは充足をしているが、空き家の修繕については必ずしも適切な戸数を行ってきたわけではなかった。現在、実際使えるにもかかわらず、修繕していない空き家が360戸程度あるため、これを少しでも減らして、より多くの住宅を適切に提供したいと考えている。

(意見) 石塚町、小鹿が丘の市営住宅の住民に対して適切な対応してほしい。

市営住宅整備事業費（外壁改修等長寿命化事業）

Q. 三重の市営住宅における当事業では具体的に何をしたのか。

A. 三重の市営住宅1棟において、外壁改修と屋上防水を施工した。4、5階建ての中層耐火造が15棟あるため、予算の都合を見ながら計画的に外壁改修と屋上防水を施工していきたいと考えている。

Q. 外壁改修というのは塗装の塗り直し、それから、屋上の防水のやり直しで、1棟約1億5000万円が必要という理解でよいのか。

A. 市内一円での事業内容として実績額が1億5000万円余りになっている。

Q. 三重の市営住宅の改修が最も費用を要したのか。

A. 実績として、三重は1棟の改修で2500万円ほどの工事費になり、前田町は改修が4棟あったことから合計で5400万円ほどとなった。

市営住宅の連帯保証人について

(論点整理シートに記載)

《 歳出第 13 款災害復旧費 第 2 項土木施設災害復旧費 》

別段の質疑、意見はなかった。

○住宅新築資金等貸付事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

○土地区画整理事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

【上下水道局・経過】

議案第 22 号令和元年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について

《 資本的支出 建設改良費 》

第 3 期水道施設整備費

Q. 基幹管路耐震化の施工について、令和元年度の繰越額が多い理由は何か。

A. 平成 30 年度は増員を見込んだ工事費の増額予算としたが、多くの繰り越しが生じた。

また、令和元年度も、前年度を超える予算額としたため、平成 30 年度からの繰り越し分と合わせると予算規模が大きくなり、結果として繰り越しが多くなった。

Q. 平成 30 年度に多くの繰り越しが発生したのは、増員がなかったことが主な原因ということか。

A. 平成 30 年度については、体制強化と発注方法の工夫を組み合わせで対応しようと考えたが、結果として人員が増えなかったことと、発注方法の工夫では、対応しきれなかったため繰り越しが多くなった。繰り越しが続いたことから令和 2 年度は予算を減額して、発注方法の工夫等を含めて適切に予算執行しようとしている。

(意見) 発注側と受注側の体制の課題について取り組みを進め、適切な予算執行をしてほしい。

Q. ルートの見直し等では対応が難しい困難な路線とは、具体的にどのような状況なのか。

A. 地下埋設物が輻輳している路線が多く、供用をしながら布設をする必要があることから、特に大口径の管については新設管を布設する場所がないことで苦労している。

Q. 「DB 方式」、「水道事業運営支援業務委託」、「管路評価の手法」について、詳しい内容を教えて欲しい。

A. 「DB 方式」は、現在、職員が直営で行い、時間を要している設計部分についても、

民間の力を借りて、工事に含めて実施していく手法である。「水道事業運営支援業務委託」は、水運用等について支援を求めた委託である。先進都市の会社で水道に関する豊富な知見を有しており、それらを活用して、布設困難な路線等に対応したい。「管路評価の手法」は、アメリカで実績のあるAIを使用した技術である。アメリカでの研究で、铸铁管は、通常耐用年数60年程度であるが、180年までの幅があることが報告されている。このことを利用し、布設年度が古い管路についても、AI診断結果により、劣化度合いが小さい管路については、継手に「耐震補強金具」を設置することにより、布設替をせずに耐震化を図ることも可能である。

(意見) 基幹管路が災害で損傷すると大きな影響が出る。課題を何とか解決して早期に耐震化を進めてほしい。

Q. 全庁的に技師が不足しているため、部局を越えた対策を議会から指摘しているにも関わらず、人員が不足して工事の繰り越しが多くなっているのは、当初の目標設定が誤っているのではないか。また、民間の力を活用するためコンセッション方式などさらに踏み込んだ手法の見直しが必要ではないか。

A. 企業会計制度では、一般会計と異なり、管路全体の工事が完成しないと決算額に反映できないので、繰越額の全てについて事業が止まっているわけではないが、今できる発注方法の工夫などと併せて目標の立て方を検討したい。

Q. 全庁的に技師が不足している状態であり、小手先だけの取り組みだけでなく思い切った対応が必要ではないか。

A. コストバランスを意識しながら、やらなければならないことをどうやって解決していくかが重要だと考えている。職員の力はもちろん、色々な契約手法を試して民間の力を活用できないか検討しており、その先に包括的な委託の可能性もあると考えている。

Q. 上下水道局が発注するほとんどの工事で契約変更があり、不要なコストが生じていることについてどのように考えているのか。

A. 工事の契約変更が多いことについては課題であると認識している。当局の工事の性質上、表に見えない部分の工事が多いことから契約変更に至るケースが増えているが、事前に注意をすれば防げるものもあると考えている。設計段階からしっかり確認することで少しでも変更が少なくなくなるよう努力したい。

Q. 表に見えない部分の工事であるからこそ、丁寧な設計が必要と考える。また、一人の技師にかかる負担が大きいことも原因であり、コンセッション方式など新たな手法について研究して抜本的な改革を行う必要があると考える。技師不足の影響が色々なところに出ているのではないか。

A. 予算の繰り越しについては技師の不足が大きな理由だが、工事の契約変更が多いことは事前の確認が不足していることが要因と考えるため、今後気を引き締めてしっかりと取り組みたい。

Q. 水道管の材質によって、施工の手間が変わってくると考えるが、本市ではどのような管を使用しているのか。

A. 本市では、50mm管については配水用ポリエチレン管、75mm以上については、耐

震型のダグタイル鋳鉄管を採用している。配水用ポリエチレン管は、施工性において有利であることは理解しているが、現在は、75mm以上はダグタイル鋳鉄管の採用としている。

Q. どの程度の深さに管を埋設しているのか。

A. 道路については、基本的に1.2mより深いところに埋設するのが原則であるが、現場条件等に応じて60cmまで浅くすることが認められており、道路管理者との協議により決定している。

水道事業経営について

Q. 水道の使用量について、どのような理由で減少をしているのか。

A. 大規模な企業で上水道から工業用水に切り替えが進んだことが大きな要因と考えている。

Q. 水道の総収益と純利益の減少の差が大きいのはなぜか。

A. 節水意識の向上や生活様式の変化等により平成10年頃をピークに水道の使用量は低下傾向がみられる反面、維持管理のコストが増加しており純利益が減少した。

議案第24号令和元年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

《支出（下水道事業費用）営業費用》

普及促進費（広報よっかいち生活排水特集号）

Q. 下水道の啓発パンフレットについて、令和元年度のものとはほとんど内容が変わっておらず、広報の仕方に工夫が必要ではないか。

A. 構成は令和元年度のものを引継ぎ、記載している文言を更新した。

Q. もっと市民の関心を引くような内容での啓発が必要ではないのか。

A. 毎年度市民に訴えていきたい内容が大きく変わるものではないが、市民の目を引くように構成の見直しを検討して多くの人に見てもらえるようにしていきたい。

（意見）市民に見てもらえるように啓発の仕方を考えていってほしい。

《 資本的支出 建設改良費 》

管渠布設費（浜田通り雨水貯留管）

Q. 浜田通り雨水貯留管の進捗状況はどのようになっているのか。

A. 縦穴の掘削を完了したことから、横穴の掘削をしている。令和2年11月に浜田小学校付近まで工事を進め、同12月末頃に鵜の森公園に到達することを予定している。

Q. 計画のとおり令和4年度に供用を開始できるのか。

A. 令和4年度の梅雨の時期までには供用開始を目指して進めていきたい。

（意見）工事の内容について、地元でも知らない人が多いと感じるため、丁寧な情報発信をしてほしい。

雨水対策について

Q. 浜田通り貯留管の工事後の大規模な雨水対策についてどのように考えているのか。

A. 雨水総合管理計画の策定をする中で、各事業について短期、中期、長期の区分をした上で優先順位をつけて取り組んでいきたい。

Q. 大規模な工事のほか、局所的な雨水対策についてはどのように考えているのか。

A. 令和元年度に霞ヶ浦と六呂見に雨水ポンプを設置した。今後の具体的な対策箇所はまだ決まっていない。

Q. 雨水総合管理計画で区分する短期、中期、長期の期間についてそれぞれどのように考えているのか。

A. 短期は3年、中期は5年、長期は10年程度を想定している。様々な対策と組み合わせて効果的な計画を立てたい。

(意見) 地域から理解が得られるように、計画的に優先順位をつけて取り組んでほしい。

流域下水道建設負担金

Q. 流域下水道建設負担金の額が前年と比べて減少している理由は何か。

A. 負担金の金額は、南部浄化センターなどでの工事によって毎年度変わる。

下水道事業経営について

Q. 下水道について収益、利益ともに減少しているが、下水道使用料改定の効果はあったのか。

A. 下水道使用料の改定をしたことにより、一般会計からの繰り入れが減り税負担を減少させたほか、建設費用や運転資金へ資金を回すことができた結果、安定的な事業経営を行うことができた。

Q. 多くの市民に影響を与えた下水道使用料改定について、その効果を記載していくべきではないか。

A. 指摘のとおりと考える。

日永浄化センター進入路の通行禁止について

Q. 国道23号沿いの日永浄化センター付近の道路を通行止めをしていると思うが、解消する見込みはあるのか。

A. よく抜け道として利用されていたことは認識しているが、指摘のあった道路は日永浄化センターへの進入路であり、その先に天白川に架かる劣化の進んだ工事用の仮設橋があり一般の通行には危険であること、また、一般車両が浄化センターの敷地内を通行する形となるため、一般車両及び作業員の安全確保等の観点から地元自治会とも協議を行い通行止めとした。そうしたことから、今後も通行止めを解除する予定はない。

内水はん濫について

Q. これから台風の季節となるが、内水はん濫への対策はどのように行ったのか。

A. 令和元年度に霞ヶ浦や六呂見に設置した内水はん濫用の雨水ポンプ設備は、一定の

効果はあったが、計画降雨量を超える雨が降った場合の対応を検討している状態である。今後、雨水総合管理計画を立てる中で効率よく雨水対策に取り組んでいきたい。

議案第 22 号 及び 議案第 24 号について

市民対応について

Q. 上下水道局に相談をした際に職員の対応が親切でなかったとの話を聞いているが、接遇についてはどのように考えているのか。

A. 日頃から接遇等については指導しているものの、不愉快な思いをされた市民がみえることは反省したい。引き続きお客様の視点に立った応対ができるように心掛けたい。

上下水道局の情報発信について

Q. 市長部局では情報発信に際してホームページだけでなく、アプリ等も活用しているが、情報をより早く市民に伝えるため新しい手法の検討は行ったのか。

A. 検討課題として認識しているため、よりよい情報発信について検討をしていきたい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり認定すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートのとおりです。これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和2年8月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

【環境部・経過】

○第3条 債務負担行為の補正

北部埋立処分場浸出水処理施設整備事業費

Q. 当事業の実施設設計時におけるボーリング調査の下請け業者が大阪の事業者であったとのことだが、コロナ禍により調査が延期となった際に県内の事業者に変更するなどの対応はできなかったのか。

A. 令和元年11月の実施設計業務の契約時においては、新型コロナウイルスに対するリスクは想定されていなかった。しかし、現実にはこのような事態が発生したことから、今後は、こういったリスクも考慮して行く必要があるのではないかと考える。なお、移動制限解除後に当初予定していた業者とは別の岐阜県の業者によりボーリング調査は完了している。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

<<歳出第8款 土木費 第3項 交通安全対策費>>

防災・安全社会資本整備交付金事業費(未就学児等交通安全対策)

Q. 令和4年度までに全部で何ヶ所の安全対策を実施するのか。

A. 令和2年度に46カ所で対策を実施し、令和4年度までに360カ所全ての対策を完了したいと考える。

Q. 令和4年度までに360カ所全てで安全対策を完了することは可能なのか。

A. 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託、道路路面表示の整備や交通安全施設整備の一括発注などの手法を活用することで対応できると考える。

Q. 早期の対応が必要と考えるが、予定通り国費がつかない場合はどうするのか。

A. 国費については確実でないが、国も早期の整備を求めていることから、本市でもなるべく早く整備する。国費がつかない場合は市費での対応も検討する。

Q. 道路安全対策の予算額について、令和元年度は21カ所の工事で1220万円、

令和2年度は46カ所の工事で1000万円の予算となっており、工事箇所数に予算額が比例していないのはなぜか。

A. カラー舗装や路面表示など工事の内容によって費用が変わるためである。

Q. 令和元年度に未就学児への交通安全対策を実施した21カ所はどのように選定したのか。

A. 合同点検の結果、対策が必要と判明した360カ所のうち、対策案の整理ができていた箇所について補正予算を要求した。

Q. 21カ所については、合同点検で全ての地区を調査する前から準備をしていたものか。

A. 360カ所を地区ごとに担当職員へ割り振った上で準備を行ったところ、急きょ国の補助がもらえるタイミングに準備ができていたのが当該地区の21カ所であった。

防災・安全社会資本整備交付金事業費について

Q. 交付金の減額にあたり、一般財源で補填している事業とそうでない事業の違いは何か。

A. 安全安心の観点から、一般財源で補填する必要がある道路について増額をお願いしている。

<<歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費>>

都市公園再編事業費

Q. 都市公園の再編事業について、推進計画では坂部が丘と高花平、旧笹川西小学校ともう1箇所とあるが、どのような考え方で選定したのか。

A. 公園の再編においては、公園を集約できる場所の確保が必要となる。現在、確実に事業を進めていけると考えているのは、坂部が丘団地と旧笹川西小学校であり高花平については、廃止予定の市営住宅の活用など整理が必要となる。もう1箇所については、公園が再編できる場所があるかの調査を行っている。

Q. 坂部が丘団地の事業について、予算を500万円減額しているが、当初計画していた測量と設計の作業は滞りなくできるのか。

A. 測量と設計業務について精査した結果、減額後の予算で対応できると考える。

Q. 坂部が丘団地の周辺は、不動産のニーズが非常に高いと聞いている。都市公園の再編にあたっては地域の実情も考慮して取り組んでいるのか。

A. 坂部が丘団地で事業を実施する理由として、高齢化が進行していること、北勢バイパスの整備で交通環境がよくなったこと、何より公園を新たに整備できる土地が団地の中心にあることが挙げられる。都市公園の再編で、既存の公

園を住宅地に転換して新たに若い世代に来てもらえるようにしたい。

Q. 新たに団地の中心に公園を整備することで、その他の公園は全て廃止するのか。それとも一部は残っていくのか。

A. 既存の公園については、今回の再編で廃止又は縮小を検討している。その中でどこを廃止するか、縮小するかは地元と調整をしている。

(意見) 不動産ニーズと併せて地元が納得できるように進めてほしい。

Q. 坂部が丘の公園整備について、利用ニーズに合った公園を整備するとあるが、どのようなニーズを把握しているのか。

A. 地元からは、「健康のために公園の外周を散歩できるようにしてほしい」、「子供がスポーツができるような場所」、「みんなが集まる場所がほしい」、「グラウンドゴルフもできるようにしてほしい」などの意見があった。できるだけ多くの人に使ってもらえる公園に整備したいと考える。

Q. 公園によってはボール遊びやスポーツをすると安全性の問題や、ほかの利用者に迷惑がかかる場合があるが、新たに整備する公園ではそのような配慮をしているか。

A. 坂部が丘団地の公園を計画するにあたり、子供たちがボールで遊ぶ場所がほしいという意見があったので、公園内の区分けを整理する中で、そうしたスペースを確保して多様な年代層の人が楽しめるように考えている。

Q. 公園が少ない地区へ新しく公園の整備はしないのか。

A. 本市では計画的な団地を除くと、北に行くに従って市街化区域内の公園が少なくなる傾向がある。本市は人口1人当たり10㎡以上の公園があるため、公園の整備に対して国の支援がなく、新たな用地の確保が難しい。今後も適切な公共用地の確保ができた際は公園の整備に努めていきたい。

Q. 市内には、十分に管理されていない公園も見かけるが、公園の草刈りにはどのぐらいの費用がかかっているのか。

A. 主にシルバー人材センターへ委託しており、除草以外のせん定なども含めて令和2年度は1億5000万円程度の予算を計上している。

Q. 地域で大切にされている公園は地元がしっかり管理をしている。新たに整備する公園の維持管理について地元との協議も含めてどのように考えているのか。また公園の整備は地元の要望に沿った形で進められるのか。

A. 公園の中には地域での管理が十分できていない場所もあると認識している。維持管理にも地域の力を借りる必要があるため、多くの人から親しんでもらえるように地元と協議し、地域の人が集まれる場所として整備したいと考える。

Q. 地域で管理するのが難しい公園もあるが、健康づくりの場として地域の人に大切にされている公園もある。よい事例を参考にして、公園を地域で管理して

もらう取り組みを広げていくことも大切だと思うが、どうか。

A. 様々な課題もあり難しい問題だと考えている。全体的にどのようにグリーンインフラを維持、提供をしていくのか研究し、よい事例はPRしていきたい。

Q. 地域との協議の中で、公園の周囲を歩きたいとの要望があったことについて、中心市街地ではウォーカブル事業を推進しているが、今回の公園再編をモデルに郊外でも歩きやすい環境の整備に取り組むべきだと考えるが、どうか。

A. まちなかウォーカブル推進事業については、市全体で取り組んでいく課題と認識している。公園単体だけではなくて、地域で散策コースのようなものを設けて整備をしていきたいと考えている。

Q. 公園の周辺に限らず、取り組みを拡大して地域で歩きやすい環境は整備できないか。

A. 南部丘陵公園に路面標示を整備して施設内を散策することで健康づくりを促すなどの取り組みをしている。また、「ARUKU」という小冊子で近鉄やあすなろう鉄道を利用して中央緑地まで歩く途中にある店舗を紹介したいとの相談を受けており、今後も健康福祉部とも連携して歩きやすい環境づくりに取り組んでいきたい。

(意見) 南部丘陵公園、中央緑地公園、中心市街地では先行して歩きやすい環境を整備しているが、大きな公園に足を運ぶことが難しい人もいるので、今回の都市公園再編と併せて歩きやすい環境の整備を広げていってほしい。

四日市あすなろう鉄道運行事業費

Q. あすなろう鉄道が導入するICカードについて、定期券としての利用や、ほかのICカードとの互換性はどうか。

A. 1枚のICカードで近鉄とあすなろう鉄道の定期券として使用できるほか、他のICカードと互換性があるのでバスやタクシー等でも利用できる。

Q. 導入するICカードに愛称や独自のデザインは何か検討しているのか。

A. デザインの変更や愛称は考えておらず、通常のICOCAをあすなろう鉄道でも使えるようにする予定である。

Q. せっかくの機会がもったいないのではないか。それほど手間がかかるものなのか。

A. カードの愛称等について今後検討していきたい。

(意見) 費用がかからないのであれば、ICカードの導入を機にあすなろう鉄道をPRできるように検討してほしい。

Q. 自動改札機について、開閉バーのない簡易型にした理由は何か。

A. 少しでも経費を抑えるために、簡易型のものを採用したいと考えている。

Q. ICカードを導入すると回数券を廃止する会社もあるようだが、回数券は継

続して使うことができるのか。

A. 今の券売機は改修せず継続して使用するため、回数券も引き続き使用できる。
(意見) I Cカードを導入することで、すぐに事務の効率が上がるものではないが、今後も効率化の取り組みを継続してほしい。

Q. なぜあすなろう鉄道は「鉄印帳」に参加していないのか。

A. 鉄印帳は、全国の第三セクター鉄道等協議会に加入する 40 社が連携して第 1 弾を発行したもので、あすなろう鉄道も鉄印帳の販売を検討している。

Q. 鉄カードのときのように第 2 回から追加で参加することを前向きに検討しているのか。

A. そのとおりである。

Q. 他部局が所管する児童虐待防止等のラッピングバスについて、こにゅうどうくんが目立って本来の啓発の目的が伝わりにくいのではないかという声を聞いたが、どのように考えるか。

A. ラッピングバスについては、啓発の目的によって各部局がそれぞれ実施している。公共交通における P R にあたっては、目的に合わせてふさわしいデザインを選ぶべきと考える。

Q. 市内の交通系 I C カード未導入の事業者について、今後導入の話は聞いているか。

A. 三岐鉄道と伊勢鉄道はまだ交通系 I C カードの導入はしておらず、今後の導入についても聞いていない。

<<歳出第 8 款 土木費 第 8 項 住宅費>>

市営住宅維持補修費

Q. 空き家の修繕を 30 戸増やすにあたり、コロナ禍による市営住宅の需要について何か調査を実施したのか。

A. 調査は実施していないが、コロナ禍が長期化することで、企業の社宅や寮を出なければならなくなった人を市営住宅で受け入れることを想定していることから一定数の住戸を確保したい。現在、随時募集では入居を待ってもらっており、すぐに入居を案内できない状況であるため追加で修繕を行いたい。

Q. 健康福祉部に市営住宅のニーズがあるか調査は行っていないのか。

A. 情報共有は行っている。なお、健康福祉部では現に住まいがある人への支援を担うなど業務上のすみ分けをしている。

Q. コロナ対策として 30 戸で十分と考えているのか。

A. 令和 2 年度に職員を増員したため、残りの期間でどの程度修繕できるか検討した結果、追加で 30 戸を修繕することとしたい。空き家の修繕が間に合わず十分な市営住宅の供給ができていない現状にあるが、コロナ禍の状況で将来

的に市営住宅の需要が増えることが見込まれるため、空き家の修繕のスピードを加速しなければいけないと考えている。

Q. コロナ対策だけでなく高齢者が増加することも踏まえて低層階を中心に修繕をしていくことが望ましいと思うが、どうか。

A. 高齢化が進む中で、低層階が空いてくれば優先して修繕をしている。また、高層階も含めて市営住宅全体を活用してもらえるように、既存市営住宅にエレベーターを設置していくよう検討している。

(意見) 今後も高齢化に適応した場所、住みやすい環境をつくってほしい。

Q. 故意に建物を損傷させている可能性もあると思うが、市営住宅を退去する際に民間のように職員の立ち合いは行っていないのか。

A. 立合いは行っていない。退去後に現地を確認し、荷物が残っていないか、損傷がないかを確認する。問題があれば退去者に連絡をとり立ち合いや対応を依頼する。対応しない場合は預かっている敷金を使って市が対応する。なお、建物・設備等の経年劣化の基準から、畳、ふすま等の経年劣化は非常に早く、不注意で壊すということがなければ退去者が負担するケースはほとんどなく、多くは市が修繕している。

Q. 過去の募集では入居者が風呂を設置して退去時に撤去してもらっていたが、現在は取り扱いを変更しているのか。

A. 平成元年以降に建築された市営住宅については、当初から風呂を設置している。また、平成24年度以降は議会からの指摘を受けて、空き家になった市営住宅で風呂を設置していない場合、市で設置した上で募集している。

Q. 生活様式が変化する中、市営住宅として最低限の生活ができるという意味でエアコンや高齢者の見守りなどにWi-Fiは必要ではないかと思うが、設置についてどのように考えているか。

A. 今のところエアコンとWi-Fiの設置は検討していない。

Q. 被災して緊急的に市営住宅を使用する場合に、ガス、水道電気の手続きは入居者がしなければいけないのか。

A. 緊急用の住戸には電化製品などは備えている。ただ、電気、水道、ガスは入居者が契約をする必要がある。連絡をとるとすぐつながるようにしており、入居の際に案内をしている。

(意見) 被災して印鑑や身分証明書等を持っていないことも想定される。ライフラインの手続きがスムーズにいくように行政が手助けをする必要がある。

Q. 緊急用市営住宅にエアコンは必需品だと思うが、どうか。

A. 十分に考慮すべき指摘と考える。改めて関係部局とも協議をしたい。

Q. 市営住宅の駐車場はどのように取り扱われているのか。

A. 駐車場がある市営住宅の希望者は別途費用を負担して利用してもらってい

る。

Q. 市営住宅の敷地の除草作業は借主がするのか、市がするのか。

A. 危険の伴わない場所であれば、できる限り地域で除草作業等をお願いしている。ただし、空き家の部分や危険が伴う場所は市で対応している。

○第2条 繰越明許費

＜＜歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費＞＞

四日市あすなろう鉄道運行事業費

(P 4～P 5 と共通)

○第3条 歳入歳出予算の補正

＜＜歳出第8款 土木費 第2項 道路橋梁費 第3項 交通安全対策費 第4項 河川費＞＞

地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託費

Q. 提案業者の技術要件について、J Vを組んだ業者全体で評価するのか。または、代表会社のみ評価をするのか。

A. J Vを組んでいる代表会社とその他2社で評価する。

Q. プロポーザルを提案する業者の格付はどのようになっているのか。

A. 代表会社の格付はAランクである必要があるが、その他の業者の格付は問わない。

Q. 市内を3つのブロックに分けてJ Vを組むことになっているが、代表会社以外も同じブロックの中から選定されるのか。

A. その通りである。

(意見) 公正公平な入札を実施するにあたり、ブロックごとの業者数に偏りがでることによって不公平が生じないようにしてほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和2年8月定例月議会 決算常任委員会都市・環境分科会)

No. 1

事業名	クールチョイスについて	
事業概要	「クールチョイス (COOL CHOICE)」とは、国の温室効果ガス削減目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動で、環境省が広く国民に呼びかけている。 本市においては、平成30年4月に「クールチョイス宣言」を行い、日々の生活の中でできる地球温暖化対策に取り組み、推進するよう市民や事業者等への周知・啓発を行っている。 「クールチョイス」(賢い選択)の周知・啓発にあたっては、小学生を対象とした企業による授業「こどもよっかいち CO₂ダイエット作戦」や環境フェアのイベントなどの機会に溶け込ませて実施し、市ホームページ等の媒体を活用し、予算の伴わない範囲での取り組みとなっている。	
	予算現額／決算額	なし
政策提言に向けた論点について		
1. 質疑・答弁の要旨 1) 主な質疑 「クールチョイス」の取り組みについて、本市は平成30年4月に地球温暖化対策を進めるための宣言を行ったが、1年前の平成30年度決算においても、主要施策実績報告書に取り組みの記載がないことを強く指摘をしていた。令和元年度決算において決算常任委員会部局別資料に記載があるものの、主要施策実績報告書には取り組み状況が記載されていない。明らかに積極的に取り組んでいるとは思えず、市長が宣言を行っただけで実態が伴わないのであれば、「クールチョイス」の宣言を取り下げるべきではないか。 2) 主な答弁 ・平成30年度に宣言、イベントを行ったが、その後は既存の事業に溶け込ませる形で啓発を行っているので、ごみの3Rの啓発と同様に事業費はない。 ・「クールチョイス」という言葉は、具体的な1つの行動を示すものでなく「賢い選択」という様々な行動を束ねた市民にわかりにくい概念である。従って、環境計画の中で、クールチョイスに通じる行動を、市民や事業者に指し示し、実践してもらえる方法を考えている。少しでも環境負荷を減らすための行動の選択は大事な考え方であり、引き続き啓発等の取り組みを中心に進めていくことで、市民や事業者の意識改革と行動変容を促していきたいと考えている。 ・「クールチョイス」は、これからの環境のキーワードであると認識していることから、今後も引き続き国民運動として訴えていく必要があり、第4期の環境計画の中では意識して書き込んで		

今一度取り組み、その姿勢を示したいと考えている。

- ・具体的なアプローチとして学習の場や夏休みの自由研究のように家族で考えてもらえるような教材の作成を検討している。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・以前から問題点を指摘していたのにも関わらず、クールチョイスという言葉だけが残っており、具体的な取り組みがなされていないことから事業を廃止すべきだと考えるが、全体会で議論されることで結果的に執行部が事業を拡充し積極的に取り組むこととなってもよい。
- ・2030 年まで長い期間の取り組みであることから、「する」「しない」をはっきり決めて、取り組むに当たっては腹を据えてオール四日市で取り組む必要がある。
- ・執行部が本気で取り組もうとする姿勢を感じない。全体会をきっかけに取り組みを続けるか方向性をはっきりさせる必要があるのではないかと。
- ・クールチョイスの理念や取り組みに異を唱える人は少ないと思うが、多くの市民を巻き込んだ具体的な取り組みが見えづらいことが課題である。
- ・市として取り組むのであればしっかりと取り組んでほしい。国が出しているから言葉を残しているというのでは、やっている意味がない。全体会でしっかり議論し、「する」「しない」をはっきりさせることが大事である。
- ・本気で取り組むのであれば、市民や企業を巻き込んだオール四日市でやっていくべきである。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明（①廃止 ②縮小 ③拡大 ④新規事業 ⑤その他）

①廃止（7 名）

備考：ただし、今後具体的な取り組みを全庁的に積極的に行っていくのであれば、③拡大、又は、⑤その他（事業実施手法の見直し）でも可

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

※分科会で意見が集約されたものについては、「政策提言素案」を添えて報告するものとする。

- ・クールチョイスの推進に関する具体的な取り組みがあきらかでない。現在のように宣言のみで具体的な取り組み状況がない状況が続くようであれば、平成 30 年 4 月に行ったクールチョイス宣言を取り下げる対応をすべきである。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和2年8月定例月議会 決算常任委員会都市・環境分科会)

№. 2

事業名	市営住宅の連帯保証人について	
事業概要	市営住宅に入居する場合に、四日市市営住宅条例に基づき、原則として2名の連帯保証人をたてることを入居の条件としている。なお、平成30年3月の国からの通知「公営住宅への入居に対しての取扱いについて」を踏まえ、令和元年度に見直しを検討し、令和2年4月から65歳以上の者、被保護者、一定の等級を満たす障害者など、必要に応じて連帯保証人を1名に減じることができる等の要綱を定め、運用を行っている。	
	予算現額／決算額	なし
政策提言に向けた論点について		
1. 質疑・答弁の要旨 1) 主な質疑 ①連帯保証人の確保を入居の条件にしていることについて、どのように考えているのか。 ②連帯保証人でなくても、家賃の支払いや身元保証について担保できる手法があるのではないかな。 ③連帯保証人の確保を入居条件としていることで、入居をあきらめる人がいないか実態を把握しているか。 2) 主な答弁 ①連帯保証人に対して家賃滞納者へ納付の働きかけを求めることで支払いに結び付くケースや、滞納者への家賃の支払いに対する意識付けの意義があり、連帯保証人制度は、家賃確保や身元保証的な役割も含めて入居者の安定的な居住に大いに寄与していると認識している。 ②住宅に困窮している人がハードルなく市営住宅に入居できるようにしなければならないと考える一方で、貸主である市としては、十分に滞納対策も行わなければならない。現在、機関保証制度について調査しているが、完全に連帯保証人の条件を撤廃することについては、連帯保証人に代わる対策がとれるかどうか重要である。しっかり研究を行い、次のステップに向けて検討を進めていきたい。 ③市営住宅を応募後にキャンセルをする人はいるが、連帯保証人の確保が原因で入居をあきらめる人の数は把握していない。募集時の案内や窓口で連帯保証人に関する相談があった場合は、事情によって連帯保証人の数を減じたり、免じることができることを説明をしている。 2. 議員間討議によって出された意見 ・本市が連帯保証人の問題に対して何もしていないとは考えていないが、国が連帯保証人につい		

て特段の配慮を求めている中で、連帯保証人確保の条件が壁になって必要な人が入居をあきらめてしまうのは、市営住宅の目的から外れるのではないか。

- ・入居要件を下げる一方で確実な家賃の支払いを求めることは相反することに見えるが、入居要件と滞納対策を分けて考えて、新しい手法を考えていくべきではないか。
- ・連帯保証人の制度が本当に必要なのか疑問がある。
- ・本市は連帯保証人の状況について把握できていないのではないか。
- ・民間の賃貸住宅では保証人が不要となっているケースも多く、行政も今の時代に合った新しい方法を民間のノウハウから学ぶ必要があるのではないか。
- ・家賃が滞納となった際に徴収できる方法を考えなければならない。
- ・保証会社がある中で連帯保証人が本当に必要なのか。
- ・家賃の保証については難しい課題だが、生活に困窮している人が連帯保証人を探すのは難しく、これに取り組まないと路上生活になってしまう人が出てくることを危惧する。
- ・連帯保証人が滞納した家賃を実際に負担した件数は少なく、民間の保証会社を活用することなどによって対応できるのではないか。
- ・積極的に取り組みを進めている自治体がある中で、県内では事例がないことから本市が率先して三重県をリードしていくべきではないか。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明（①廃止 ②縮小 ③拡大 ④新規事業 ⑤その他）

⑤その他（実施手法の見直し）（7名）

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

※分科会で意見が集約されたものについては、「政策提言素案」を添えて報告するものとする。

- ・国は地方自治体に対し、入居に際して連帯保証人の確保を条件とする規定を削除するなど住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう適切な対応を求めている。本市においても連帯保証人の確保が市営住宅への入居の条件となっていることで入居できないといった事態が生じないように、連帯保証人の確保を市営住宅の入居条件から削除すべきである。
- ・福祉部局を含めて全庁的にこの課題に対して取り組み、家賃滞納への対策としてこれまでの丁寧な指導に加え、機関保証制度の活用や、民間の経営手法を参考にするなど新たな手法を早期に検討していくべきである。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和2年8月定例月議会 決算常任委員会都市・環境分科会)

№. 3

事業名	合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について	
事業概要	合併浄化槽水質浄化促進事業費は、合併浄化槽を維持管理する際の指標である法定検査の受検率を向上させるため、法定検査に合格した合併浄化槽を管理する個人に対して補助金を交付している。 合併浄化槽設置費補助金は、生活排水対策として合併浄化槽の普及促進を図るため、新築及び転換の合併浄化槽設置者に対して補助金を交付している。	
	予算現額／決算額	<一般会計> 合併浄化槽水質浄化促進事業費 40,156,000 円 合併浄化槽設置費補助金 41,760,000 円(国庫支出金 12,950,000 円、県支出金 3,610,000 円) 生活排水対策事業負担金(人件費)(正職3人 再任用2人 臨時2人) 33,852,554 円
政策提言に向けた論点について		
1. 質疑・答弁の要旨 1) 主な質疑 ① 市内における10人槽以下の浄化槽のほぼ半数が法定検査を受けていない理由について ② 合併浄化槽の法定検査受検率の向上に向けた取り組みについて ③ 合併浄化槽(設置・転換、点検)に対する補助制度の考え方について 2) 主な答弁 ① 合併浄化槽の保守点検や清掃について浄化槽を設置した際に業者と契約をして検査を実施しているものの、「法定検査を受ける必要性を感じない」、「法定検査を受けることを知らなかった」などの理由で法定検査を受検していないケースが見受けられる。 ② 引き続き家庭訪問や文書の配付による啓発を続けるとともに、今後の補助金や浄化槽の点検のあり方について地域の状況を踏まえながら考えていきたい。場合によっては、市民に法的な義務があることを理解していただくために、浄化槽法の罰則規定を適用することも必要と考えている。 ③ 浄化槽の設置、転換に対する補助については、個人財産の形成に資する側面がありながら、補助の金額は高い水準であると考えており、また一般家庭でみると、保守点検の費用についても下水道料金と近い額となっている。法定検査についても、補助金を差し引いた個人の実質負担額は3000円程度であることから、補助の金額についてはある程度充足されていると考えてい		

る。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・補助金について、下水道を利用した場合との比較など広く検討していく必要があるのではないか。
- ・補助制度について当委員会で所管事務調査を行い、全市的に納得のいく水準の金額を検討していくべきではないか。
- ・補助額を拡大していくことについて、現状の補助率が高い状況にある中で、個人の資産形成をするもので慎重に判断していく必要があるのではないか。まずは周知を徹底していくことが必要である。
- ・担当職員の人員を拡充して訪問などの啓発を強化する必要があるのではないか。
- ・故意に検査をしない人に対しては、厳しい対応をしないと状況は変わらないのではないか。
- ・検査を受けない理由に関わらず、法的義務があるという位置づけをもっと理解していただく必要があると考える。
- ・検査率の向上について所管事務調査で理事者と意見交換を重ねながら検討していったらどうか。
- ・様々な理由で浄化槽の維持管理が難しい世帯もあることから、市民に寄り添った丁寧な対応が必要ではないか。
- ・アクションプログラムが見直されたこの時期だからこそ、補助金のあり方について考えていく必要があると考える。下水道を整備しないこととした市街化調整区域等に対してはより手厚い浄化槽への支援をしていく必要があり、民間事業者とも協力して取り組んでほしい。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明（①廃止 ②縮小 ③拡大 ④新規事業 ⑤その他）

③拡大（7名）

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

※分科会で意見が集約されたものについては、「政策提言素案」を添えて報告するものとする。

- ・担当職員の人員を拡充して、対象世帯への訪問やより市民に分かりやすい広報などの啓発活動にさらに積極的に取り組むべきである。
- ・生活排水の適切な処理は法令による義務であることを市民にも理解してもらう必要がある。各地域や世帯の実情などを考慮した上で適切かつ丁寧に指導、啓発を実施するべきである。
- ・補助金については、現状の補助率や個人の資産形成に資すること、また、アクションプログラムの見直しなどの情勢の変化も念頭に、適正な補助額や対象者について改めて精査し、今後、制度の見直しについて検討すべきである。

都市・環境常任委員会委員長報告（令和２年12月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第 60 号 四日市市再開発住宅条例の一部改正について、議案第 62 号 四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について 及び 議案第 67 号 市道路線の認定につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 3 議案につきましてはいずれも別段意義なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和 2 年度 第 2 回 四日市 市営住宅入居者選考委員会及び令和 2 年度 第 1 回 四日市市 環境保全審議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和2年12月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 50 号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第7号)

【スポーツ・国体推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費＞

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 債務負担行為の補正

総合体育館器具レンタル経費

Q. 市民が武道の練習に使えるように、四日市市総合体育館にマットなどを常備する考えはあるか。

A. 多目的室等に使う練習用のマットなど、利用者のニーズを調査して整備に向けた検討を進めていく。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会負担金

Q. 運営従事者の識別用品として作成する帽子とジャンパーは、競技ごとにデザインを変えるのか。また、どのくらいの数量を作成するのか。

A. 識別用品は、競技役員やボランティアなど、担当している職務が一目でわかるように、職務ごとに色を変えて、約5300人分を作成したい。

総合体育館スポーツ教室事業業務委託費

Q. スポーツ教室の種目は、市民ニーズを調査して選定しているのか。

A. これまで実施してきたスポーツ教室などから市民のニーズを把握しており、人気のある種目に加えて、幅広い世代に対応した教室を増やしていきたい。

(意見) 市民のニーズをしっかりと捉えて実施してほしい。また、人気のある種目については回数を増やすことなどを検討してほしい。

Q. 受益者負担の考え方のもと、利用者に適正な受講料を負担していただくべきと考えるが、受講料はどのように設定しているのか。

A. 受講料はこれまで実施した教室の受講料を参考にしながら設定しており、概

ね 10 回で 4000 円から 5000 円程度を考えている。

(意見) 税金を投入している以上、受益者負担の考え方のもと、市内で教室に参加できない人も納得できる受講料を設定してほしい。

Q. スポーツ施設の使用料について、市外の利用者も多い中で、投資に見合う適正な金額となっているのか。

A. 新たなスポーツ施設の使用料は、施設の修繕、維持管理費を使用者に負担していただく考え方を基本としながら、使用料の激変による使用者負担の過度な増加や類似施設との不均衡をふまえ、近隣のスポーツ施設の使用料と比較したうえで料金を設定している。

【都市整備部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

＜＜歳出第 8 款 土木費 第 2 項 道路橋梁費＞＞

産業・生活拠点道路整備事業費

Q. 赤堀小生線について、新型コロナウイルスの影響により用地交渉に遅れが生じているとのことであるが、供用開始の時期に変更はあるか。

A. 令和 5 年度末の供用を目指して事業を進めてきたが、1 年程度供用開始が遅れるのではないかと考えている。また、新型コロナウイルスの状況によってはさらに供用開始が延期する可能性があるが、なるべく早く供用開始できるように努力する。

(意見) 渋滞が発生する交通ネック箇所ということで、地元住民の関心も高いと考えることから、スケジュールも含めて情報をしっかり市民へ伝えていってほしい。

Q. 新型コロナウイルスにより用地交渉を自粛した根拠は何か。

A. 令和 2 年 4 月 8 日付で国から用地交渉などの自粛について事務連絡があった。その後、令和 2 年 5 月に一部緩和されたことを受けて、用地境界立会いを行ったところである。

(意見) 新型コロナウイルスの影響は理解するものの、担当部局は知恵を絞って事業を進捗させてほしい。

Q. 赤堀小生線については、ときわ 1 丁目の T 字路交差点も交通ネック箇所であると考えますが、対策は検討していないのか。

A. まずは、同箇所の東側で交差する日永八郷線の車線を増やすなどの拡幅整備を行うことで、赤堀小生線の渋滞を緩和し、交通ネック箇所の改善に努めたい。

＜＜歳出第 8 款 土木費 第 3 項 交通安全対策費＞＞

高齢運転者安全対策事業補助金

Q. 後付け急発進等抑制装置の設置に係る補助金について、これまでに何件の申請があったのか。また、今後の申請件数の見込みについてどうか。

A. これまでに、409 台の車両について申請があった。今後、予算が不足して支援に切れ目が生じないように増額補正を要求したものであり、全体でディーラーによる取り付け 700 台、カー用品店による取り付け 300 台の計 1000 台の装置取り付けを想定している。

<<歳出第 8 款 土木費 第 4 項 河川費>

河川等維持修繕費

Q. 米洗川の護岸崩壊について、昨年度に完了した改修計画区間外で過去から数回にわたり護岸が壊れている状況について説明してほしい。

A. 今回の米洗川における護岸修繕については、護岸のブロックの目地部分が損傷を受けクラックが入ったもので、原因としては河床が洗掘されて、基礎となっている部分が損傷を受けたものと考えている。補修方法としては、全体的な崩壊ではないので、目地を詰める方法で補修しようと考えている。河床が洗掘されて護岸のブロックが崩壊することが多いため、46 河川全ての洗掘について調査して状況の把握に努めていきたいと考えている

Q. 米洗川だけでなく、同じ時期に整備された護岸も同じように弱っていることも考えられるため、洗掘の状況だけでなく、護岸のブロックも含めた護岸自体の強度についても調査すべきでないか。

A. 河床の洗掘状況を見ることが主な調査項目であるが、現地を調査することから、護岸を含めた河川自体に破損があれば一律で報告するように発注することを考えている。

<<歳出第 8 款 土木費 第 8 項 住宅費>

市営住宅整備事業費

Q. 火災により一部が消失した内部泉町市営住宅について、保険による補償はないのか。

A. 市有物件として、保険に加入していることから、復旧工事完了後に工事に要した費用のほとんどが保険で補償される予定である。

<<歳出第 11 款 災害復旧費 第 1 項 土木施設災害復旧費>

土木災害復旧事業費（道路復旧）

Q. 近年、坂部台で道路法面の崩落が多発しているように感じているが、団地を造成した時に不具合があったものではなく、想定外の大雨が原因ということ

でよいのか。

- A. 当該団地は既に公表している市内の大規模盛土造成地の一つであり、過去の地形や造成の手法から直ちに危険であるという認識は持っていないが、大規模盛土造成地の安全性については、今後調査を予定している。今回は、法面に滞留した地下水を排水するための排水管を布設して道路法面の安全性を確保する復旧工事を実施していく。

土木災害復旧事業費（河川復旧）

（P 3 河川等維持修繕費と共通）

○第 2 条 債務負担行為の補正

西阿倉川 62 号線交差点改良工事費

- Q. 西阿倉川 62 号線交差点改良工事について、現道を残すことで、安全性を損う恐れがあるのではないかと。
- A. 周辺の農地を利用する市民がいることから、現道を残す形で整備を計画している。安全対策として、西阿倉川 62 号線から現道への南進は車両通行止めとするほか、新たに整備する市道との接続箇所については、公安委員会と協議しながら事故のないような形で整備していきたい。
- Q. 現在の西阿倉川 62 号線交差点は、右折レーンが不足していると考えているが、右折レーンの延長などの検討はしているか。
- A. 基本的には、交通量に応じた右折レーンを整備するものと考えているが、当該交差点については、まずは十字路交差点に改良することで、信号待ちの渋滞を解消したいと考えている。
- （意見）十字路交差点に改良することで、どのように交通量が変化するか調査して、右折レーンの長さについて検討してほしい。
- Q. 当該交差点整備については、新型コロナウイルスによる用地交渉の遅れが生じているとのことであるが、令和 4 年度末に供用を開始する予定に変更はないか。
- A. 供用開始は、当初の予定より 1 年程度遅れることとなったが、今回の債務負担行為で一括して工事を発注することで少しでも早く供用を開始したいと考えており、基本的には令和 4 年度末に供用開始できるように進めていきたい。
- Q. 用地交渉が遅れた場合に暫定供用については検討しているか。
- A. 用地交渉が遅れている箇所があることから、まずは暫定的でも交差点改良を進め、並行して用地交渉を行うことも検討している。
- Q. 西阿倉川 62 号線について、交差点の改良だけでなく周辺の道路環境も整備する必要があるのではないかと。

A. 現在、道路整備の方針について整理をしているほか、渋滞改善に効果の高い交通箇所についても整理をしているので、渋滞に対して効果が発揮できる箇所があれば対策を講じていきたい。

市営住宅テレビジョン受信環境提供業務委託費

Q. 新規事業者の参入を想定した一般競争入札を予定しているとのことであるが、現在契約している事業者より優位な条件を出せる業者が出てくる見込みはあるのか。

A. 難しい面もあると思うが、次期の契約や顧客獲得を目指して参入する事業者もあると考えられることから、競争入札により業者を選ぶ予定である。

都市公園等施設管理業務（除草清掃等）委託

Q. 地域住民が、率先して維持管理をしている公園もあれば、地域の人もまったく利用せず、草刈りなどもされていない公園もあると思うが、今後の公園の維持管理についてどのように考えているか。

A. 公園の維持管理については、できるだけ地域の方をお願いしたいと考えているが、危険な場所については行政が行うようにしている。公園の維持管理について、地域と協力して進めていく手法を地域と一緒に考えていきたい。

Q. 草刈りの代わりに、地域へ除草剤を配布するようなことはしているか。

A. 除草剤の散布については、公園を利用する子供への影響など2次的な被害の可能性のあることから配布は考えていない。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

＜＜歳出第4款 衛生費 第2項 清掃費＞＞

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 債務負担行為の補正

クリーンセンター運営モニタリング業務委託

Q. クリーンセンターの業務を委託している民間事業者が適切に運営、維持管理業務をしているか確認するためのモニタリング業務を別の事業者に委託しているが、行政のモニタリング責任についてどのように考えているか。

A. 日々の運転管理は、本市で知識を有するものを配置してモニタリングしており、発電量の妥当性や設備の修繕・管理の内容など専門的な知識が必要なことや、それらの確認作業が膨大であることから、その部分のモニタリングを業務

委託しようとするものだが、行政としても専門の職員を配置して報告書を確認するなどしてクリーンセンターの運営状況を把握していく。

Q. 包括的業務委託の内容を見直すなどして、行政が自らモニタリングをするべきではないか。

A. クリーンセンターの運営、維持管理について、問題がないか、改善方法はないかなど第三者の視点でも妥当性をチェックする必要があると考えており、今後も業務委託を継続したい。

環境学習事業等運營業務委託

Q. 資料に記載している事業の目的に、四日市公害に関する記述がないのはなぜか。

A. 公害学習に関しては職員が直営で対応しており、本委託事業は来館者対応や体験講座を委託するものであるため、この資料に記載しなかったが、今後は目的に四日市公害の改善の歴史も踏まえた形の記載にしたい。

議案第 54 号 令和 2 年度四日市市水道事業会計第 2 回補正予算

【上下水道局・経過】

○第 2 条 債務負担行為の補正

水源施設管理事業費

Q. 朝明水源地除マンガン施設について、マンガン濃度はどのように推移しているか。また、当事業は今後も継続して実施していく必要があるのか。

A. マンガン濃度については、大きな変化はなく安定している。また、朝明水源地除マンガン施設は、水質汚濁防止法の特定施設として位置づけられているため、今後も事業を継続する必要がある。

Q. 継続的な事業であれば、複数年度の契約を締結することで、経費を削減することはできないのか。

A. 複数年度の契約については、契約担当課とも協議したい。

議案第 56 号 令和 2 年度四日市市下水道事業会計第 1 回補正予算

【上下水道局・経過】

○第2条 債務負担行為の補正

事務用機器等運用経費

Q. 補正前と比較して、債務負担行為の限度額が当初から2倍以上になっているが、新車を含めて再リースするのか。

A. 補正前の債務負担行為限度額には当該軽自動車3台のリース費用は計上していなかったが、令和3年4月から再リースを行う必要が生じたため、補正を行うものである。また、現在のリース費用と比較すると1か月あたりのリース料は若干安価になっている。

(意見) 車両の場合は、使用する年数に合わせて、リース契約と購入する場合とを十分に比較してほしい。

Q. 3年間のリース契約とした理由は何か。

A. 下水道事業未接続の課題について3年をめどと想定していたが、課題解消を図るため、今回あらためて3年間のリースをお願いするものである。

Q. リースする車両の残価設定については、どのように考えているか。

A. 長期のリース契約の場合、ほぼ全額償却することになるが、今回のリース契約は短期間であるため、車両価格の全額を償却するものではないと考えている。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和3年2月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

【上下水道局・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費》

合併浄化槽整備促進事業及び合併浄化槽水質浄化促進事業

(提言シートに記載)

《歳出第6款 農林水産業費 第3項 農地費》

別段の質疑、意見はなかった。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第8款 土木費 第1項 土木管理費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款 土木費 第2項 道路橋梁費》

生活に身近な道路整備事業費

Q. 効果的な事業整備の状況について確認したい。

A. 予算編成時期と地元からの要望のタイミングが合わず、十分な周知ができなかったこともあり、令和2年度は2地区で事業が実施できなかった箇所がある。実施ができなかった地区に対しては令和3年度での実施に向けてあらためて説明していきたい。

Q. 当該事業の対象とならない道路への対応について確認したい。

A. 地区の要望の中には権利関係等から、市として整備が難しいものがあることから、どのような対応が可能か研究していきたい。

塩浜跨線橋耐震化等工事費

Q. 塩害等の影響から損傷が著しいと考えるが、どのような工事を実施するのか確認したい。

A. 長寿命化を目的としたコンクリート部分の修繕と耐震化を併せて実施するものである。

Q. 橋の架け替えについては検討しないのか。

A. 交通量の多い道路であり抜本的な対策が難しい状況であることから、5年ごとに定

期点検を実施し、橋梁の損傷状況等を把握した上で、損傷に応じた補修を進めることで現在の状態を維持できるように対策を進めたい。

広域道路関連事業費

- Q. 北勢バイパスに関連する市道の測量、設計について、地元への説明会など住民に理解をしていただく上で、どのように進めていくのか確認したい。
- A. 北勢バイパスに関連する市道については、北勢バイパス本体の構造も含めて現在、地元と協議を行っている。地元へ丁寧な説明の上、合意を得ながら事業を進めていく。

《歳出第8款 土木費 第3項 交通安全対策費》

自転車横断帯の整備について

- Q. 自転車横断帯の整備について、県に対して文書で要望するべきでないか。
- A. 市として、これまでも整備の要望を継続して実施してきたが、自転車横断帯だけでなく、横断歩道や一時停止の表示についても警察の対応が遅れている。地元からも要望があることから、文書であらためて要望していく。
- (意見) 国体、あるいはオリンピックという都市イメージを宣伝できる絶好の機会にも関わらず、安全対策が完了していないのは大きな問題であることから、警察に対してしっかりと要望してほしい。

防災・安全社会資本整備交付金事業費（交安）

- Q. 市道富田21号線の安全対策事業の進捗を確認したい。
- A. JR関西本線からショッピングセンターへ向かう区間では、沿線の事業所が敷地内のレイアウトの見直しを予定しており、工事に支障がないよう調整しながら歩行空間を整備するため水路の暗渠化を進めていく。

交通安全施設整備単独事業費

- Q. 市道笹川環状1号線に架かる横断歩道橋の整備スケジュールについて確認したい。
- A. 令和3年度末に完成する予定で事業を進めていたが、設計業務の入札不調などもあり時間を要している。完成の時期は明確でないが、少しでも早く架設できるように取り組んでいく。
- Q. 現在でも、児童が市道笹川環状1号線の横断歩道を渡って横断することへの危険性について地域から指摘があるのか確認したい。
- A. 当該通学路での危険性や事故等があったという情報は把握していないが、地域からは少しでも早く架設してほしいとの声を聴いている。
- Q. 巨額の市費を投入した当事業が地域のニーズに沿わない結果にならないか。
- A. 横断歩道橋については、小学校の統廃合を含めた協議の中で設置の要望を強くいただいており、早期に架設できるように努力していく。

《歳出第8款 土木費 第4項 河川費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》

四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐輪場及び四日市市近鉄四日市駅北自転車駐輪場等施設管理運営費

Q. 近鉄四日市駅前ふれあいモール周辺の違法駐輪対策について、有料の駐輪場を案内するのではなく、湯の山線高架下の無料の駐輪場を案内するように表記を見直すべきでないか。

A. 違法駐輪対策として、駐輪の禁止だけでなく駐輪場の場所も案内することで移動を促す目的で案内を設置している。違法駐輪をする人が有料の駐輪場に行くことはあまり考えにくいいため、案内の表記を見直すなど啓発の方法について工夫しながら対策に取り組みたい。

近鉄四日市駅周辺等整備事業費

Q. デッキの整備にあたり、スターアイランド跡地との接続についてどのように考えているのか。

A. スターアイランドの跡地については、地権者と協議中であるが、駅前広場に建設が想定されているにぎわい施設との接続を検討していきたい。

Q. 自動運転の発着場について確認したい。

A. 時代の変化に合わせて、柔軟な対応ができるような整備を進めていくが、基本的には各交通モードをバリアフリー動線で結ぶことで移動しやすい空間にしていきたいと考えている。

(意見) 様々な事業が同時に進行していくことから、動く歩道の活用などアンテナを高く張りながら四日市モデルと言われるような整備を進めてほしい。

Q. 近鉄四日市駅からJR四日市駅間までの歩行者空間と国道1号をどのように交差させる考えか確認したい。

A. 既存の横断歩道を活用する方法や高架橋を設置する方法が考えられるが、それぞれのメリット、デメリットを検討している段階であり、できるだけ早い段階で結論を出したいと考えている。

(意見) 歩きたくなるまちづくりを進める上で、大きな政策判断になると考える。しっかりと検討して市民にとって一番良い形にしてほしい。

鉄道駅周辺環境整備交付金事業費（阿倉川駅前広場）

Q. 民間事業者が運営する施設の駐車場を市が整備する理由を確認したい。

A. 駅利用者の利便性向上を図るため、現在駐車場として利用されている駅舎の近くのスペースに駐輪場を設置することから、駐車場の機能復旧のため市で整備していくものである。

Q. 整備した駐輪場の利用料金はどのようになるのか。

- A. 駐輪場は市が有償で借りる形で事業を進めるが、駐輪場の利用については基本的に無料と考えている。
- Q. 有料となっている近鉄四日市駅の駐輪場との違いは何かあるのか。
- A. 近鉄四日市駅の北と南にある駐輪場は、整備する際に日本二輪車普及安全協会との協議から有料の駐輪場となるように条例を整備した。
- Q. 阿倉川駅の駐輪場は屋根付きと聞いている。市内の駅前に設置されている駐輪場には屋根が付いていないものも多いが違いは何か。また、今後全ての駐輪場に屋根を設置するのか。
- A. 阿倉川駅では、駐輪スペースが不足しているなどの課題がある中で、駅利用者が安全かつ円滑に乗り継ぎをするための整備であり、自転車利用者の利用環境を整えるため、今回は屋根付きの駐輪場の整備を考えているが、現時点で全ての駅の駐輪場に屋根を整備していくということではない。駐輪場の屋根については、近年整備してきている代表的なものは屋根を付ける方向で整備しているが、既存の駅でも利便性を考えると屋根が付いている方がよい部分もあるので、雨が降っている日と普段の日でどのくらい利用状況が違うのかを調べた上で整備の方法を考えていきたい。
- Q. 阿倉川駅の東側のスペースを活用して駅東口を設置する要望がなかったか確認したい。
- A. 海蔵地区と協議する中で駅東口の設置について要望は聴いておらず、現在の計画案で了解をいただいている。
- Q. 阿倉川駅北側の踏切は、片側にしか歩道がなく危険性だとの声がある。駅のある海蔵地区だけでなく、近接する羽津地区の声も聴くべきでないか。
- A. 鉄道事業者と協議が整わないと事業が進められないことから、まずは計画案で事業を進めていきたい。しかしながら、駅に至る動線を安全にしていくことは極めて重要と考えている。そうした中で駅への動線をあらためて見直していくということを道路部局も含めて考えており、できる対策などについては十分検討していきたい。
- Q. 富田駅で整備を予定している駐輪場は屋根付きになるのか確認したい。
- A. 富田駅の東側の駐輪場は、暫定的な設置であることから、どの程度の整備にするか検討している段階である。

自動運転導入検討事業費

- Q. 自動運転導入検討会議の予算が令和2年度と比べ増額している理由を確認したい。
- A. 令和3年3月に「まちなかの次世代モビリティを考える3デイズ」というイベントを開催し、本市にふさわしいモビリティについて検討を行うこととしている。令和3年度もこうした取り組みを継続するとともに、新たな取り組みについても検討、実施していきたいため増額の予算を要求した。
- Q. 自動運転導入検討会議のメンバーの増員や変更について検討しているか。
- A. 自動運転技術を導入するために、どのようなメンバーでどのようなことをしていくのか検討していく会議体であることから、今後の議論に応じてメンバーは変わっていくものと認識している。

垂坂公園・羽津山緑地整備事業費

- Q. 国からの予算がつかずに減額補正をする状態が続いているが、大規模な整備だけでなく、景観の維持を含めた適切な維持管理を実施していくべきではないか。
- A. 多くの市民に利用していただくため、維持管理に必要な予算の要求について今後検討したい。
- Q. 計画決定区域に隣接する土地のうち、同区域の指定から外れている山林がある理由を確認したい。
- A. 当該区域の計画決定まで遡らないと確かな理由は分からないが、計画決定をする場合、道路等でエリアを区切ることが多いことから、当時は公園に入っていく細い道を基準に計画決定をしたのではないかと推測する。
- Q. 少しでも緑の面積を確保していくため、計画決定のエリアを見直すことは検討できないか。
- A. 緑の基本計画では、現在の計画決定をベースとして事業化しており、当該区域は緑の確保目標には入っておらず、計画決定の見直しについてはしっかりと議論をする必要があると考える。現状として、本市の人口1人あたりの緑地面積が10㎡を超えたことで、国の支援が得られない中、計画区域を広げていくということについては、現時点では難しいと考えている。
- (意見) 当該地域では十分な治水対策が行われないまま民間の宅地開発が進むことで、地元は水害の被害に困っている。地域の環境を守るために何らかの手立てを考えてほしい。

都市公園再編事業費

- Q. 地元からテニスコートを移設することへの疑問や騒音問題に対する不安の声を聴いている。テニスコートが移設される地区周辺の住民に対してどのように説明を行ってきたか確認したい。
- A. 旧笹川西小学校跡地の利活用について、連合自治会から多文化交流拠点や子育て施設など様々な要望を聴いている。テニスコートについても、存続できない場合でも移転して機能を残してほしいとの要望が連合自治会とテニス運営委員会の連名であったことから、小学校跡地と笹川西公園を一体で整備する中で、今回の再編案を作成した。地元への説明については、議員説明会の後、地区の連合自治会と地区社協の関係者と協議を行った。今後は、地域の様々な声を聴くために3月に地区回覧を実施し、色々な意見を聴き固めていく予定である。
- Q. 連合自治会、地区社協に説明をしてきたとのことであるが、地域の住民に十分な説明があったとは思えない。静かに生活したい人やテニスをしていない人など様々な住民がいる中で、地域住民の声をもっと早くから聴く必要があったのではないか。計画が決定してからでは手遅れになるので、あらためて住民の意見を聴きながら今後の方針を検討するべきではないか。
- A. 旧笹川西小学校跡地の利活用について、具体的な地域の声を聴くためのたたき台と

して今回の再編案を提案したもので、そのまま事業を進めるとは考えていない。また、子育て施設や多文化交流拠点、交通乗り継ぎ拠点の整備、パーク P F I の活用を通して魅力ある公園にしていきたいと考えている。これから地域の声を聴き意見を集約しながら一緒に進めていきたいと考えている。

Q. 再編案があくまでたたき台ということであれば、もし周辺住民の賛同が得られない場合は、テニスコートは違う場所に整備するべきではないか。

A. 現時点では、地域の意見を聴いている段階であり、出された意見に対し様々な対策を講じることで乗り越えられる課題もあると考えている。対策ができなければ、別の場所に整備することも検討するが、移転先の地域の了解が必要になってくると考えている。市としては地元合意が全くないものを整備することは考えておらず、地域の様々な意見を聴きながら柔軟に対応していきたい。

(意見) 子育て施設、多文化交流施設、バスの乗り継ぎ拠点などが団地の中に整備されることは非常にいいことだと思うが、地元の意見はしっかりと聴いてほしい。

(意見) 市として、テニスコートの整備についてしっかりとした考えがないのであれば宅地分譲の方が好ましいのではないか。

公共交通ネットワーク維持・再編事業費

Q. デマンドタクシーについて、市民への周知のスケジュールや方法を確認したい。

A. 令和3年の夏ごろを目途に事業の詳細を取りまとめ、運行を開始する2か月前には市の広報などを通じて周知をしていきたい。

Q. 市民に広く利用してもらうには、地域に広く周知することが重要と考えるが、どのように広報していくのか確認したい。

A. 利用料金の概算などと併せてセンターだより等も活用することで、できるだけ広く周知をしていきたい。

Q. 今後、利用者が増加した場合に十分な車両は確保できるのか。

A. タクシー協会の5社のほか、利用者から要望のあった菰野町の尾高タクシーにも協力を依頼しており、できるだけ多くの方に利用していただける内容にしたい。

(意見) 実証実験の結果から、18歳以上の免許を持たない市民は利用対象から外れているが、今後の社会状況の変化を注視してほしい。

Q. 相乗りをしやすいような仕組みについて検討しているか確認したい。

A. 自動運転の社会実験と併せてアプリを使ったタクシーの予約についても検討していきたい。気軽にタクシーに乗ってもらえることで結果的に相乗りが促されるのではないかと考えている。

(意見) アプリ等を活用して利用しやすい環境整備を進めてほしい。バスや鉄道などの公共交通機関との繋ぎとしても非常に重要な環境整備と考えるのでしっかりと取り組んでほしい。

Q. 鉄道駅から800m以内の地域を対象外としていることについて、70歳以上の高齢者が片道800mの距離を歩くのは大変であることから、この対象距離を短くすることは検討できないのか。

- A. 四日市市の立地適正化計画でも駅から 800m、バス停から 300mということで公共交通の利用圏域を設定した。この範囲は国の基準の中で最も小さいエリアになっているほか、バス事業者からも協力を得られる距離であることから、今回の基準のもとで事業を実施していきたい。
- Q. 利用者が必要な時にタクシーが来るのか不安があることから、タクシー会社とどのような協議を行ったのか確認したい。
- A. タクシー会社からは朝夕の通勤時間帯は特に忙しいが、可能な限り当事業に協力したいと聞いている。
- Q. タクシー事業者は遠方でも配車料金として 100 円しか料金を上乗せできない。別途配車料金を行政が負担するなどの対策がなければ、タクシー事業者は遠方まで配車することができないのではないかな。
- A. 通常のタクシーサービスの仕組みの中で運用していることから、行政が別途配車料金を支払うという協議はこれまでは実施していない。
- Q. 現状でも、タクシーの配車を断られるケースがある中で行政がもっと事業者を支援する必要があるのではないかな。
- A. 現時点では、公共交通に対してさらなる支援を実施することは難しいと考えている。まずは最小限のところから事業を開始して、問題点を把握し改善していく取り組みが同時に必要であると考えている。
- (意見) タクシー会社も利益を出す必要がある。継続的にタクシー事業者の協力を得るために、きめ細かな支援が必要である。
- (意見) 今後、タクシーが配車されない事態が生じる場合は、一般のタクシーだけでなく福祉有償などについても検討してタクシー事業者とも協力して事業を進めてほしい。
- Q. こにゅうどうくんライナーの運用実績を確認したい。
- A. イオンタウン四日市泊から和無田町までを支線化したことに加え、新たに四日市南部医療モール前にもバス停を新設するなどしており、1 便当たり約 2.5 人程度の利用状況となっている。
- Q. 利用者が少ないと感じるが、当初の想定と比較してどうか。
- A. もう少し多くの乗車を期待していたが、郊外部を中心に運行する路線であるので、利用者数が少ないのはやむを得ない部分もあると考えている。市としては、できるだけ多くの市民に乗っていただけるように地域とも相談しながら取り組んでいきたい。
- Q. 朝の混雑時にバスを運行することで、渋滞の原因になっている可能性があるのではないかな。
- A. 安全に運行することで、バスの走行速度が遅く感じる市民もいると考えるが、本市では公共交通を中心にしたまちづくりを進めており、公共交通ファーストの考え方について市民に啓発を進めていきたい。
- Q. 利用者がこのまま少ない状態が続くようであれば、ワンボックス等の車両による運行についても検討する必要があるのではないかな。
- A. 三重交通と共同で事業を開始する際にワンボックス車の利用も検討したが、三重交

通の小型バスによる運行がコスト面で優位であったことから現在の運用とした経緯がある。今後は啓発に力を入れていくことで、多くの人に乗ってもらえるように取り組みを進めていきたい。

《歳出第8款 土木費 第8項 住宅費》

市営住宅維持補修費

Q. 予算をさらに増額しないと未修繕空き家の戸数を減らすのは難しいのではないかと。

A. 令和2年度と同様に、令和3年度も160戸程度の空き家修繕予算を要求しており、これを実施することで、今年度末に356戸程度になると見込まれる未修繕空き家のうち、40戸程度を減少できると想定している。

(意見) 市営住宅以外に地域の空き家を修繕することで、高齢の親と子供が近くで暮らせるような政策について検討してほしい。

(意見) 単に空き家を減らすだけではなく、入居者の高齢化に伴い市営住宅に高齢者施設を配置するなど時代の流れに合った対応をしてほしい。

Q. 現状の人員体制で空き家修繕とエレベーターの設置への対応はできるのか。

A. いずれの事業も建築技師が中心となって進めていくことになるが、令和2年度から建築技師が1名増員となったことで対応できると考えている。

(意見) エレベーターを設置したとしても、空き家の修繕を進めないと希望者が入居できるようにならない。技師を増員して早く入居できるように修繕を進めることが重要である。

市営住宅整備事業費

Q. 三重団地にエレベーターを設置するコストは回収できる見込みがあるのか確認したい。

A. エレベーターの設置に当たっては国庫補助等の支援を受けながら事業を進めていくが、設置に必要な費用は高額になってくることから、市営住宅の平均家賃とエレベーターの耐用年数からコストを全額回収することは難しいと考えている。しかしながら、市営住宅の戸数が充足している中で、少しでも使いやすい住宅を増やしていくために設置をしていきたい。

Q. 改修を実施した場合、上層階の空室についても入居が進む見通しであるのか確認したい。

A. エレベーターが階段の踊り場部分に接続する形になることから、各住戸から半階分の階段が残ってしまう。こうしたことがどのように影響するか状況を確認していきたいと考えている。

Q. 三重団地での取り組みが好評だった場合に、他の市営住宅にもエレベーターを設置していく可能性はあるのか。

A. エレベーター設置による効果が確認できれば、1棟当たりの戸数、建築年数、設置スペースといったことについて検討しながら、三重団地以外の市営住宅についても設置を拡げていきたい。

Q. エレベーターの電気代や点検費用などの維持管理についてはどのように考えているのか確認したい。

A. 当初からエレベーターを設置している市営住宅では、メンテナンスは全て市で負担している。電気料金は入居者の負担となるが、三重団地では追加で設備を取り付けることから負担については住民へ説明する中で調整をしていくことになると考えている。

Q. 民間ではエレベーターの管理費は入居者が負担することが多いと考えるが、市営住宅ではそのような視点はないのか。

A. 既にエレベーターが設置されている市営住宅では、利便性係数設定要綱に基づきエレベーター設置による利便性を加味した家賃を算定することとしている。なお、三重団地では、試算によると 500 円から 1400 円程度家賃が増額されるのではないかと考えている。

Q. エレベーターが階段の踊り場に接続されることから、当初からエレベーターが整備されている市営住宅と条件が異なるため、同じ利便性係数を適用するのは適切でないのではないか。

A. エレベーターが当初からある物件と後付けの物件とでは条件が異なることは認識しており、利便性係数の適用の考え方について今後整理した上であらためて議会へも報告する。

Q. 設置のイメージ図では、エレベーターは4階までとなっているが、5階まで設置する考えはないのか。

A. エレベーター等の整備に必要な調査を令和3年度に実施したいと考えており、可能であれば5階までとしたい。

Q. 1階のスロープから各住戸へはどのような形で入るのか確認したい。

A. スロープから1階の各住戸の南側に通路を繋げ、南側の窓になっている部分を入り口にして部屋に入れるようにする形を考えている。

住み替え支援促進事業補助金

Q. 空き家対策として、新たに3つの補助制度を設ける目的をあらためて確認したい。

A. 空き家の利活用を促進したいということが目的であり、空き家バンクへの登録促進、インスペクションの費用の補助、旧耐震空き家の除却の支援を通じて空き家・空き地の市場流通を促進していきたい。

Q. 補助制度がなくても空き家バンクへの登録が多い自治体もあるが、空き家バンク登録奨励金の効果の見込みと、今後も継続して補助を実施していくのか確認したい。

A. 本市では市場に流通している物件も多いと考えているが、空き家バンクの登録と併せてインスペクションの費用も補助することで、これまで市場に出回らなかったような空き家を掘り起こし、市場に流通させていきたいと考えている。当該制度については3年程度状況を見た上で効果を検証していく。

Q. インスペクション費用について、どの程度の補助を実施するのか確認したい。

A. 一般的なインスペクションの費用は8万円から10万円程度と考えていることか

ら、8万円を上限として補助したい。

Q. 旧耐震空き家除却促進補助金の補助金額と固定資産税上昇額の何年分かについて確認したい。

A. 固定資産税の上昇額3年分と物件を市場へ流通させるための諸費用を考慮して、1件あたり20万円としたい。

あすなろう鉄道の券売機について

Q. 国際的にも決済方法が多様化する中で、交通系ICカードだけでなくもっと多くの決済方法に対応できるようにするべきではないか。

A. 近鉄等の公共交通機関との乗り継ぎの抵抗をなくすることが重要と考えている。今後、時代に取り残されないようにキャッシュレス社会の進展について注視していきたい。

Q. 将来的にも券売機の設置を継続していくのか確認したい。

A. 全ての利用者がICカードを使用するわけではないため、券売機は必要だと考えているが、今後のICカードの利用状況や他の鉄道会社の状況も見極めながら券売機の必要性を検討していきたい。

Q. 券売機の必要性について、考え方が曖昧であることから、しっかりとした方針を持つべきではないか。

A. 近鉄では、乗車券を購入する利用者がいるため当面残していくとのことであるが、今後は券売機の更新のタイミングで更新費用とICカードの普及具合等を比較検討する必要があると考えている。

市営住宅の活用について

Q. 市の遊休資産の活用という視点から、浜町の市営住宅跡地の活用が進まない理由を確認したい。

A. 浜町の市営住宅跡地は、石塚町、小鹿が丘の市営住宅建て替えに関連して、最終的な結論が出るまで対応を保留していたが、新たに市営住宅を建設しないことが決まったことで令和3年度中に用地の処分に向けて方針を示していきたい。

Q. 城西町市営住宅の整理状況について確認したい。

A. 当該団地は用途廃止ということで、強制力を持った移転の対応は難しい。住民とも話し合いを継続しているが難航している状況である。今後は、石塚町、小鹿が丘の入居者の住み替え支援を実施する中で、城西町も対象にしながら移転交渉を進めていきたい。

Q. 資産価値の高い中心市街地の土地が活用されない現状についてどのように考えているのか。

A. 城西町の市営住宅については、以前から移転について交渉を継続してきたが移転の見込みが立たない状況である。残る1区画以外の売却なども検討していきたい。

○第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費》

大気汚染監視測定事業費

Q. 羽津地区で予定している移動測定車を利用した大気測定の測定時間について確認したい。

A. 測定は春夏秋冬の各1週間を24時間連続で測定するものである。

Q. 本市では、PM2.5の飛散状況を把握しているとのことだが、どのような形で市民へ情報発信をしているのか確認したい。

A. PM2.5について、濃度が高くなる場合には県が注意喚起を行うが、本市でもホームページでの情報発信のほか、安全安心防災メールを通じて市民へ周知を行っている。

北大谷霊園合葬墓整備事業

Q. 事業者へのアンケート調査で合葬墓のニーズがあることは理解するが、市が合葬墓を整備することで、霊園を管理する人が減少し適切な管理ができなくなる可能性はないか。

A. 安価に利用できる立派な合葬墓を税によって市が整備すると、既存の霊園を利用する人が減少することが想定されるため、適正な料金設定や整備内容を検討していく必要があると考えている。今後、霊園を運営している団体等からも十分に意見を聴いた上で慎重に検討していきたい。

Q. 実施を予定している市民意識調査はどのような方法で行うのか。また、取りまとめた結果は議会へ報告されるのか確認したい。

A. 合葬墓整備の実績がある事業者に委託して、市内の40代以上の方を対象に1000件程度のアンケートを実施しようと考えている。また、整備する場合は議会と協議しながら事業を進めて行く。

Q. アンケートを依頼する市民の抽出方法について確認したい。

A. 年齢等の条件を指定の上、無作為に対象者のデータを抽出するものと考えている。
(意見) 年齢だけでなく単身世帯や高齢世帯など世帯の類型ごとに対象者を抽出するなどきめ細やかな対応をしてほしい。

環境法令届出等管理システム構築業務委託

Q. タブレットの活用を想定しているが、システムの導入により既存のタブレットを使用するのか。

A. システムを構築してから、資料を現場で確認するためにタブレットを別途準備していきたい。

次世代環境人材育成事業費

- Q. ロングビーチ市と天津市の高校生を対象にした環境学習や交流について、令和3年度も実施するのか。また、参加者は現役の高校生に限定するのか併せて確認したい。
- A. 当該事業は次代を担う若者をターゲットとしていることから、今後も現役の高校生を対象として事業に取り組みたい。また、コロナの影響等により交流事業が難しい場合はオンラインによる交流を実施したい。

スマートシティ構築促進事業

- Q. 燃料電池設備、蓄電池、家庭用エネルギー管理システムの設置見込み数が前年度に比べて増減している理由について考え方を確認したい。
- A. 太陽光発電設備は燃料電池設備等の機器とセットにして設置することが条件となっており、こうした設備についての補助金の申請が増加している。令和2年度は半年間で予算が不足し、応募を締め切ることになったことを受けて、より多くの利用を想定した予算を要求した。なお、家庭用エネルギー管理システムは、新しい補助対象のZEHの構成設備になっているため、設置見込み数が令和2年度と比べて減少している。
- Q. ZEHに対する補助として90件を想定しているが、これを上回る補助金の申請があった場合の対応について確認したい。
- A. スマートシティ構築促進補助金の一部としてZEHの予算を上程していることから、スマートシティ構築促進補助金全体の予算の範囲内で調整することで90件を超える申請があっても対応していきたい。また、申請の状況を確認して必要があれば予算拡大も視野に入れて検討したい。

クリーンエネルギーの活用について

- Q. 災害等に備えて地区市民センターに電気自動車を導入する計画があるが、クリーンエネルギーの活用について環境部局としての考え方を確認したい。
- A. 環境問題の視点からは、電気自動車については、価格がまだ高い、車種が少ない、バッテリーが高い等の課題がある。一方、環境問題の視点だけでなく、災害時におけるレジリエンスの視点で電源を確保する当該事業の必要性は認識している。環境部局としては、化石燃料から作った電力ではなく、再生可能エネルギーの活用と併せた形で取り組む必要があると認識している。
- Q. 環境部局として、他部局の環境に関連する政策に対して横断的な協議や調整を実施しているのか確認したい。
- A. 各部局が様々な視点に立って政策を実施しているが、環境部局としては再生可能エネルギーの活用に関する政策について各部局と連携していきたい。
- (意見) クリーンエネルギーの活用について、環境部局として考え方を明確にした上で、全庁的に議論していくべきと考える。

環境学習推進事業費

Q. 語り部の報償費が減額となっている理由を確認したい。

A. 語り部の高齢化に伴い団体見学対応の一部を解説員で対応するとともに、解説員養成講座の内容を工夫したり、内部講師の活用等で経費を見直したところ減額となった。

《歳出第4款 衛生費 第2項 清掃費》

福祉サービスと連携したごみ収集事業

Q. 福祉サービスにおけるごみ出しを支援する形であるが、福祉サービスを利用していないがごみ出しに困っている市民への支援についての視点がないのではないか。

A. 家族や近所の人にごみ出しを手伝ってもらっているケースもあると考えるが、まずは福祉サービスのヘルパーを支援することで、ごみ出しに困っている市民への支援を充実させていきたい。

Q. ごみ出しに困っている人への支援を庁内で連携して進めていることは理解するが、支援が必要な人の情報を持つ健康福祉部が政策的な面を担った上で、環境部が事業を実施していくべきでないか。

A. 当該事業を総合計画に盛り込む際に、環境部が主体的に取り組んだ経緯がある。今後も福祉部局と連携して役割分担をしながら事業を進めて行きたい。

Q. 中長期的に部局を跨いだプロジェクトチームや専門のセクションを立ち上げるなどして対応していくべきでないか。

A. 他市の事例等も研究し、事業を進めていくための体制について福祉部局とも協議しながら検討したい。

ごみ減量推進事業費

Q. 食品ロスと海洋プラスチックの問題は国民的な課題であるが、どのような情報発信をしているのか確認したい。

A. 情報発信は非常に重要であると考えており、見直しを行うごみ処理基本計画の中でも、食品ロス、海洋プラスチックの問題について触れており、市民への啓発や地域、事業者と協力しながら取り組みを進めていく。

Q. 食品ロスと海洋プラスチックの問題について、実態が十分に把握できていないと考える。実態を調査していくことで、市民に対する啓発に繋げていくべきではないか。

A. 食品ロスについては展開調査を実施し、また海洋プラスチックについては国と連携して河川への流出状況を調査している。実態調査をすることが市民への情報発信そのものに繋がると考えることから具体化して啓発できるように取り組みたい。

(意見) 海洋プラスチックの問題の背景にはモノを使い捨てる習慣があると考えている。マイボトル等の利用促進を市民と一緒に取り組むとともに、産業界とも協力しながら対応してほしい。

Q. プラスチックごみの河川への流入を防ぐためにスクリーンの設置が有効であると考ええるが、環境部局として今後対応していく考えはあるか。

A. 従来から河川管理の一環として、それぞれの管理者がスクリーンや除塵機を設置していることから、環境部局の立場でどのように対応できるのか検討していきたい。

(意見) 海洋プラスチックの問題は重大な社会問題であり、全庁的に対応するべきである。

Q. 他市では、食品ロスを削減するためにフードバンクの活動をしている例もあるが、本市の状況はどうか。

A. 本市では、社会福祉協議会が取り組みを実施しているほか、全国的に様々な自治体や団体が食品ロスの削減に向けた取り組みを進めているが、安全性や衛生面についての課題があるとの声も聴いている。全国の様々な事例を調査しながら食品ロスの問題に取り組んでいきたい。

ペットの火葬について

Q. ペットの火葬を本市ではクリーンセンターで実施しているが、他市では斎場で対応しているところもある。本市でも斎場で対応できないのか確認したい。

A. 現在、斎場でペットの火葬を受け入れることは検討していない。ペットの火葬については、クリーンセンターの隣にある管理棟で受け付けており、モニュメントや供花スペースを設けるなどして可能な限り利用者に配慮している。

(意見) ペットを家族の一員と考える人も多く、受付の時の対応等で可能な限り配慮をしてほしい。

清掃工場管理運営費

Q. クリーンセンターで発生する熱を有効に活用する取り組みを検討しているのか確認したい。

A. ボイラーの熱を利用できるような構造に設計しているものの、発電効率が低下することから職員のシャワーなどの利用に留めている。

(意見) 環境部局として、施設で発生する熱の有効な活用について検討してほしい。

【スポーツ・国体推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

≪歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費≫

中央緑地運動施設整備事業費

Q. 中央緑地北側の橋から駐車場へは車両の通行を制限しているが、緊急時や一時に大量の車両が出る時は通行できるような対応が可能であるか確認したい。

A. 公園の管理用車両の出入口として、車止めのチェーンを外せば通行することができる。

Q. 国道1号の渋滞対策として橋を利用するべきでないか。

A. 国道1号の慢性的な渋滞は認識しているものの、新正方面への通り抜けは当該地域の生活道路としての安全性についても考慮する必要があることから、すぐさま渋滞対策としての利用は考えていない。

Q. 国体の開催が迫る中で、短時間に多くの車両を安全に出入りさせる必要があり、ど

のような場合に橋の車両通行を許可するか運用基準を定めておくべきではないか。

A. 緊急時の運用基準は定めるべきであることから早急に取り組みたいと思う。国道 1 号への負荷の問題に関しては、今後の状況を見ながら判断していきたい。

Q. 中央緑地の駐車場について、駐車場内にコーンが多数設置してあるが、これは恒久的なものであるのか確認したい。

A. 駐車場内の歩通行を守らない車両が多いことから、安全対策として暫定的にコーンを設置している。今後、駐車場の安全を確保していく手法を検討しながら対応していきたい。

Q. 総合体育館の路線サインの整備について、新名神高速道路からなどのアクセスも考えられるが、設置場所はどこを検討しているのか、また、デザインについても併せて確認したい。

A. 四日市東インター、四日市インターの周辺とそれぞれのインターから総合体育館に向かっていく途中の経路で 5 ヶ所程度設置したいと考えており、道路管理者との協議を行いながら設計している。また、デザインについてはシンプルなものを想定しているが、四日市ドームのようなロゴについては検討したい。

運動施設整備事業費

Q. 大規模大会等が開催できる施設が新たに整備された一方で、市民が気軽にスポーツのできる場所が減ったと考えるが、対策を検討しているか確認したい。

A. 令和 3 年度の総合体育館における一年前の予約では、中央第 2 体育館の利用も含め市民団体の申請を受け入れることができ、引き続き多くの市民団体等に利用いただけるよう調整していきたい。

(意見) 市民のスポーツに対する機運の盛り上がりと併せて、身近にスポーツができる環境整備を進めるべきである。

Q. 市内の運動施設で、事故等が発生した場合を想定して責任の所在を明らかにしておくべきではないか。

A. 各運動施設については管理委託契約を締結する際に事故等発生時の責任のあり方について丁寧に説明していきたい。

(意見) 全ての運動施設について、事故等が発生した場合に備えてマニュアルを作成するなどの対応が必要と考える。

三重とこわか国体・三重とこわか大会等推進事業費

Q. 大会開催に必要な経費のうち、県補助の割合はどのように決められているのか。また、先催県の国体と比較して県の補助は同程度であるか確認したい。

A. 県の補助金・交付金要領に基づき、補助対象や補助上限額の細かい規定があるものの、競技施設がなかった競技会場の競技施設の設置については、10 分の 10、他の競技や運営経費などについては、概ね 3 分の 2 が補助金・交付金として交付される。また、県からの補助金・交付金については、県下一律になっており、県の補助金・交付金要領も、過去の福井国体・茨城国体と同等の基準となっている。

Q. コロナによる国体の開催についての影響を確認したい。

A. 県が開催可否の判断基準を今後公表する予定である。また、先般の愛知冬季国体などのように無観客での開催を検討する場合は、事前に本市と協議するように県を通じて日本スポーツ協会に要望していく。

東京オリンピック事前キャンプ等実施事業費

Q. オリンピックの開催について様々な議論がなされている中で、事前キャンプは実施できるのか確認したい。

A. 現在のところ海外選手の受け入れはホストタウンが責任を持って感染予防対策に取り組む必要があるとされている。カナダの体操協会からは短期間であっても事前キャンプを実施したいとの申し出を受けており、協定どおりに対応をしていきたい。

Q. 海外選手の受け入れにあたっての感染予防対策とは具体的にどのようなものか。

A. 空港から専用車両で本市まで移動するほか、宿泊施設全体を借り上げるなど一般の人との接触が一切ないようなマニュアルを相手国の了承のもと国に申請する必要がある。多くの市民との交流を期待していたが、オンラインを活用するなどして市民と直接的な接触がない形での交流を検討していきたい。

Q. コロナ対策で増額する部分について、国から補助はあるのか。

A. 新型コロナウイルス感染症対策として増額する部分については、県を通じて国から10分の10補助されるよう、現在、国で制度設計を行っているところである。

Q. 小学校で提供されたカナダ給食について、今後も提供される予定はあるか。

A. 中学校のデリバリー給食でもカナダの料理を提供する。この取り組みは教育委員会の世界の食文化を知るオリンピック・パラリンピック給食で実施されており、令和3年度も連携していきたいと考えている。

全国大会等出場選手奨励金

Q. 奨励金の金額は、今後状況に応じて金額の増額等の見直しがあると考えてよいか。

A. 先々には状況を見ながら、必要に応じて見直しについて検討していきたい。

総合型地域スポーツクラブ育成事業費

Q. 総合型地域スポーツクラブを全地区に増やしていこうとする考えがあるのか確認したい。

A. 全地区に広げていきたいという思いはあるものの、担い手の不足等で思うように進んでいない。今ある総合型地域スポーツクラブの持続に向けた支援拡充にも注力しながら事業を進めていきたい。

運動施設管理運営費

Q. スポーツ施設のコンセントや備品の使用料を施設使用料に含めることについて考え方を確認したい。

A. 料金体系の簡略化による事務の効率化は重要であるが、コンセントの無料化はコン

セントのみの使用実績が少ないことや少額であっても指定管理者の収入になっていること、また、セットにすることはどのような組み合わせにするか検討が必要であることから、施設使用料全体を見直すタイミングであらためて検討していきたい。

運動・スポーツの習慣化による健康増進事業費

Q. 総合計画の重点事業の一つでもあるが、ファミリー健康体力測定会の実施についてコロナの影響と開催に係る周知方法を確認したい。

A. 令和2年度の開催は中止となったが、令和3年度はコロナの影響を注視しながら市民が安心して参加できるように調整していきたい。また開催にあたっては広報やホームページを活用して市民に周知していきたい。

Q. 対象としている年齢層を確認したい。

A. 体力測定は小学生から高齢者までを対象としているが、体組成計での測定や測定結果をもとにした運動・トレーニングのアドバイスは18歳以上を対象としている。

(意見) 幼少期から体を動かす習慣づくり事業と併せて、健康づくりの機運の高まりが全市的に広がるように取り組んでほしい。

《歳出第10款 教育費 第5項 社会教育費》

学校開放施設照明設備設置事業（学校開放事業費）

Q. 2つの学校で設置箇所や数量に差があるが、想定している運動競技を実施する上で十分な明るさが確保できると考えてよいか。

A. 施設の構造や配置上、学校ごとに設置する支柱の本数等に違いがあるが、競技に必要な明るさは確保できる。

Q. 照明設備について、周辺の人家や農作物への影響などを考慮した設置となっているのか確認したい。

A. 周辺の環境に配慮した設計としている。

Q. 照明設備はどの程度の期間使用できると考えているか。

A. 一般的なLED照明は10年から15年程度と言われているが、当該照明設備は使用時間が短いことから、さらに長期にわたり利用できるものと考えている。

Q. 長期的な視点から、学校規模適正化による学校配置の見直しに関わらず、運動施設として利用が継続できると考えてよいか。

A. 将来的に照明設備を設置する学校で学校規模適正化の議論が具体的に出てきた場合には、有効に利用できるよう運動施設としてどうしていくか検討していきたい。

Q. 照明設備を利用する料金と時間帯について確認したい。

A. 午後9時までの利用を想定しており、利用料金としては1回2000円程度になると考えている。

Q. 当該校区以外の地域の人でも利用できるのか確認したい。

A. 地元が優先されることもあるが、校区に関わらず市民が広く利用できるようにしていきたい。

Q. 他の校区の住民も利用できるとのことであるが、利用申請ではどのように公平性を

担保するのか確認したい。

A. 他の学校開放と同様に、受付は学校施設開放運営委員会に依頼する予定である。一定の地元優先は必要と考えるが、運営委員会と相談しながら詳細を詰めていきたい。

Q. 楠中学校についても、今回照明設備を設置する２校と同様に校区にかかわらず利用できると考えてよいのか。

A. 楠中学校の照明は今回整備する２校と比べて照明が暗く、現段階では広く開放する予定はない。今後、状況を確認しながら修繕や利用方法を検討していきたい。

Q. 少年野球や少年サッカーの利用を想定しているとのことであるが、夜間に児童、生徒等が利用することについて、どのように考えているのか。

A. 市として夜間の利用に制限を設けていないが、現状体育館の利用においても送迎も含め利用者が自発的に対応をいただいている。

(意見) 地域の安全や何より保護者が心配することがないように、市の責任についても十分検討した上で対応してほしい。

○第２条 債務負担行為

＜歳出第２款 総務費 第１項 総務管理費＞

松原野球場整備事業

Q. 主にどのような団体が利用しているのか。また、利用にあたっての手続きと料金について確認したい。

A. 主に少年野球や中体連、社会人野球、ソフトボールを含めた地元の大会等で利用されている。中央緑地の指定管理者の事務所で予約の手続きを受け付けており、料金は２時間 1980 円となっている。

議案第 74 号 令和３年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 75 号 令和３年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 76 号 令和３年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 79 号 令和３年度四日市市水道事業会計予算

＜＜資本的支出 建設改良費＞＞

基幹管路耐震化事業

Q. 本市が採用している耐震型ダクトイル鋳鉄管は、東日本大震災において液状化の被害がなかったか確認したい。

A. 東日本大震災において、耐震型のダクトイル鋳鉄管については液状化被害は確認されていない。

(意見) 市内の断層や液状化の危険性に対し、全庁的にしっかりと対策を講じてほしい。

Q. 近年、配水用ポリエチレン管の導入が進んでいる自治体もある。本市も耐震化を進めるにあたってダクトイル鋳鉄管と配水用ポリエチレン管を使い分けて布設する必要があるのではないか。

A. 本市においても耐震化を実施する上で、耐震性能のあるダクトイル鋳鉄管と 50 mm の水道管については配水用ポリエチレン管を使用するなど、管の口径に応じて使い分けをしている。

経年管布設替事業

Q. 令和 3 年度の予算額は令和 2 年度と比較して約 2 倍になっているのに対して、布設する距離が短くなり工事単価が大きく上がっているのはなぜか。

A. 資料の記載について、令和 3 年度は、令和 3 年度事業費のみの距離で表記しており、令和 2 年度は令和 2 年度から令和 3 年度債務負担行為全体の距離も含めて表記しており差異がありますが、1 m 当たりの工事費用については、前年度と比較して大きく変化していない。

議案第 81 号 令和 3 年度四日市市下水道事業会計予算

<<下水道事業費用 営業費用>>

合特法における合理化事業について

Q. 合理化事業として、上下水道局からどのような代替業務を委託しているのか確認したい。

A. 施設の保守管理、下水道の柵の管理などについて、合特法に基づき随意契約により事業を委託している。

四日市市雨水管理総合計画について

Q. 四日市市立地適正化計画を参考にエリアごとの重要度を設定する中で、重要度が比較的低く設定されたエリアへの雨水対策はどのように考えているか。

A. 重要度の高いエリアについては一定のコストをかける一方で、それ以外のエリアは多額の費用が必要な対策は実施せず、ソフト対策と局部対策を組み合わせることで対応していきたい。

(意見) 重要度の高いエリアに優先してコストをかけることは理解できるが、それ以外のエリアについても現場をよく確認して、危険な場所については住民の命と生活を守るために必要な対応をしてほしい。

市街化区域内の下水接続困難区域への支援

Q. 市街化区域内における下水道への接続が難しい区域に対して、市街化調整区域と同様に合併浄化槽の補助を拡充していく考えはあるか。

A. 市街化区域内で下水道への接続が難しい区域があることは把握しており、今後、施策等について検討していきたい。

<<資本的支出 建設改良費>>

日永浄化センター第4系統施設整備事業

Q. 伊勢湾の海水の栄養塩が不足している中で、第3系統の水質浄化能力があれば必要十分であり、第4系統を新たに整備する必要はないと考えるがどうか。

A. 本市では、これまで季節ごとに栄養塩の排出コントロールを実施してきたが、伊勢湾の栄養塩の状況については、県とも連携して伊勢湾全体の問題として取り組む必要があると考えている。その中で、既存の機器の更新を円滑に実施していくためにも第4系統の整備は必要だと考えている。

議案第79号及び議案第81号について

包括民営化委託の効果について

Q. 日永浄化センター等で維持管理包括民営化委託を導入することで、どの程度の効果を見込んでいるのか確認したい。

A. 施設の更新等の業務について、本来であれば4名の増員が必要と考えているところを、包括民営化委託を行うことにより1名の増員で対応できると見込んでいる。

(意見) 職員の経験年数によっても業務効率の効果は変わってくると思うので、委託の効果を十分に検証していくとともに新たな手法についても検討してほしい。

企業会計における予算要求について

Q. 一般会計と同様にマイナス3%シーリングの要請があったか確認したい。

A. 企業会計においては、事務用品等で5%のマイナスシーリングを実施した。

コロナウイルス感染症による事業計画の見直しについて

Q. 新型コロナウイルスの影響が長期化した場合、事業計画全体の見直しをする必要があるのではないか。

A. コロナの影響がどこまで出てくるかわからないが、令和7年度までに公共下水道の概成を目標としていることに加え、雨水管理総合計画を今後策定する中で、水道事業と下水道事業のバランスや財政面について検証する必要があると考えている。

議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）

【上下水道局・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費》

別段の質疑、意見はなかった。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第8款 土木費 第1項 土木管理費》

ブロック塀等安全対策事業費

Q. 危険なブロック塀に対する市の対応について確認したい。

A. 市民からの情報提供をもとに所有者を調査して指導、面談による啓発を随時行っている。また、過去に教育委員会で緊急的に実施した安全対策の結果も把握しており、継続して指導を実施している。

Q. 所有者が安全対策を実施しない場合はどのように対応しているのか。

A. 個人の財産であることから強制力のある対応は難しいが、特に危険なものについては、空き家条例に基づく緊急安全措置としてバリケードの設置や警告の案内板を設置するなどの注意喚起、接近防止の対策を実施している。また、併行して所有者との協議を行うほか、所有者が不明な場合は相続財産管理制度等を活用するなどの対応を検討していく。

Q. 当初、令和2年度までの事業であったが、予算執行が新型コロナウイルスの影響で減少した中で支援は終了するのか。

A. コロナ禍の状況でブロック塀への対応ができなかったケースもあると考えることから、制度を1年間延長して令和3年度も継続して取り組んでいきたい。また、今後は国の補助制度の動向を見ながら支援について検討していきたい。

《歳出第8款 土木費 第2項 道路橋梁費》

《歳出第8款 土木費 第3項 交通安全対策費》

《歳出第8款 土木費 第4項 河川費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》

四日市あすなろう鉄道関連事業費

Q. コロナの影響による乗客数の今後の見通しについて確認したい。

A. 令和2年度に大きく乗客数が減少したのは、コロナの影響による一時的なものと考えている。これまで乗客数は徐々に減少してきたが、減少の幅は小さくなってきていることから、コロナ後はこれまでとほぼ同程度の水準を維持できると考えている。

公園緑地整備単独事業費

Q. 小林地区に配置される公園の整備が今後実施されるのか確認したい。

A. 小林地区に配置する公園について、現在整備に向けて開発行為を予定している事業者が相談に来ており、令和３年度当初予算にあらためて上程していることから、令和２年度予算について減額補正するとともに、整備が遅れている海蔵川緑地について繰越明許費を計上するものである。

放置自転車対策事業費

Q. コロナの影響を受けて駐輪場の指定管理料を増額補正するものであるが、指定管理料を追加で支払う根拠について確認したい。

A. 事業者との協定に特別な事情が生じた場合は、両者が協議の上対応することが規定されていることから、全庁的な対応に合わせてコロナによる減収分について追加の費用を支払おうとするものである。

《歳出第 11 款 災害復旧費 第 1 項 土木施設災害復旧費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第 2 条 繰越明許費の補正

《歳出第 8 款 土木費 第 2 項 道路橋梁費》

橋梁新設改良費

Q. 塩浜跨線橋の遮音壁の工事と、令和３年度当初予算における塩浜跨線橋の工事との関係について確認したい。

A. 塩浜跨線橋の遮音壁の工事は、令和２年度の同跨線橋の修繕工事との工程調整等に時間を要し現地調査の着手が遅れたことで、令和３年度への繰り越しをお願いするものである。令和３年度当初予算で上程した修繕工事と耐震工事とは、場所が異なり工程調整も必要がないことから遮音壁の工事は問題なく実施できる。

《歳出第 8 款 土木費 第 3 項 交通安全対策費》

未就学児移動経路等交通安全施設整備

Q. 既に地元の同意を得た上で進めている事業と理解していたが、令和３年度へ事業を繰り越す理由を確認したい。

A. 交通安全施設整備を整備することについては、地元からの同意を得ているが、ポールを設置する位置等の整備の詳細について地元と調整に時間を要したものである。

《歳出第 8 款 土木費 第 4 項 河川費》

河川等計画保全事業費

Q. 三滝台、青葉台、けやき台の調整池における保全事業について、調整及び協議に時間を要した原因を確認したい。

A. 毎年実施する調整池の除草業務との工程調整や通行規制に関する地元協議に時間を要したものである。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費》

展示管理運営費

Q. 四日市公害と環境未来館では、ごみをどのように理解して展示企画を実施しているのか確認したい。

A. 廃棄物のうち、リサイクルできる資源物と本当に処分すべきごみがあるという認識のもと、関係各課と調整しながら、ごみについて様々な視点から自分事として考えてもらえる展示となるように工夫をしている。

国際環境協力推進事業費

Q. 天津市への環境学習事業は既に一定の成果を上げていると考える。一方で東南アジア諸国では環境問題が深刻な国が依然としてあることから、当該事業自体の見直しを検討する時期にあるのではないか。

A. 当事業は、友好都市交流事業として天津市からも昨年、「環境保護分野の技術交流と人材育成の成果に際立ったものがあり、友好都市間交流のモデルになっている。」との旨の書簡をもらい、高い評価を受けている。天津市ではいまだ環境分野で様々な課題を抱えているので、解決に向け協力していきたいが、委員からの指摘も踏まえて I C E T T とともに天津市との協議にあたっていく。また、天津市以外の環境問題に困っている国に対しては、I C E T T と協働し、太平洋・島サミットなどの機会を通じて本市の環境対策で培ったものを展開していきたい。

《歳出第4款 衛生費 第2項 清掃費》

北大谷斎場整備事業費

Q. 外壁改修工事において、作業時間を制限することで騒音対策工事の予算を減額することができたものであるが、当初からこうした対策を想定することはできなかったのか。

A. 契約後に請負業者と工事内容を調整する中で、作業する時間を見直すなどの工夫をした結果、予算の減額につながったもので、当初の設計から想定することは難しかったと考えている。

清掃工場管理運営費

Q. 市民がクリーンセンターにごみを持ち込む際の待ち時間について確認したい。

A. 平日の待ち時間は長くないが、休日は2時間程度の待ち時間が生じる場合がある。

Q. 利用者が多い中で、事故等のトラブルは発生していないか確認したい。

A. 事故は発生していないが、適正なごみの持ち込みであるかを状況に応じて職員が必要な確認を行う際、職員の対応について苦情をいただくことがある。

Q. 発電用ボイラーについてどのような補修・整備が実施されたのか確認したい。

A. 事業者より、ボイラー内部の水を通す配管とドラム部分を交換するとの報告を受け

ている。

Q. ごみの搬入見込み量が想定より多かったことで、予定していた補修を前倒して実施したということか。

A. 補修・整備を前倒して実施した背景として、ごみの量が増加し当初の想定を上回る炉の運転をしたため、事業者と十分な協議をした結果、部品交換等のメンテナンスに併せて定期補修等を前倒しで実施することになったものである。

Q. 当該補正予算の要求が2月定例会議会での上程になった理由を確認したい。

A. クリーンセンターはDBO方式を採用しており、市が支払う委託料に修繕費が含まれている。ごみの量が増加し当初の想定を上回る炉の運転をすることに伴い、部品交換等のメンテナンスに併せて定期補修等を前倒しで実施することになったことについて、修繕工事内容や費用負担についての協議に時間を要した結果、2月定例会議会での上程となったものである。

Q. DBO方式で運営を委託事業者に任せているとはいえ、億単位の補正予算を要求する前に議会へ報告があるべきでないか。

A. 本来であれば、ごみ量の推移を見ながら予定していた修繕等を前倒しでせざるを得ないと判断をしたタイミングで事業者と協議の上、合理的な数字、根拠を持って委託料の増額について議会へ説明するべきである。今回、事業者との協議に時間を要したためこのような結果となったが、今後はこのようなことがないよう事業者と協議を行い、事前に議会へ報告して進めるようにする。

Q. 修繕を前倒して実施した結果、今後の修繕費用がどのようなになるのか確認したい。

A. 修繕については、20年間で毎年度いくら支払うというベースの契約があり、そこに薬剤費やコークスなどの変動費が上乗せされるものである。今回、令和6年度に予定していた工事を令和2年度に前倒したことで、令和6年度に当初予定していた修繕費用は発生しないが、今後も当初の想定を上回るごみの量での運転を続ければ、債務負担に基づく現状の契約金額を超える可能性がある。

(意見) ごみの増加によって今回多額の費用が必要になったことは、大きな課題である。海外の事例なども参考にして、ごみを減量化していくために市民、企業を巻き込んだ意識啓発に市が積極的に取り組むべきである。

○第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【スポーツ・国体推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費＞

四日市市総合体育館一般経費

Q. 予算が減額となった理由を確認したい。

A. コロナの影響により、空調に使用するガス料金が減少したほか、受付業務の委託料

に入札差金が生じたことによる減額となっている。

中央緑地運動施設整備事業費（アセットマネジメント）

Q. 予算が減額となった理由を確認したい。

A. 中央第二体育館の外壁塗装、中央陸上競技場のキュービクル更新工事等の入札差金によるものである。

四日市ドーム整備事業費

Q. 減額することができた工事の内訳を確認したい。

A. 防災設備の工事について、既設配管の流用が可能になったほか、入札差金等による減額となっている。

Q. 競技によって必要な照度は異なるが、調整できるのか確認したい。

A. 照明の点灯パターンが複数あることから、利用者の依頼に応じて競技種目に合った照明に調整することができる。

運動施設管理委託費

Q. 令和２年度の事業収入見込みが大きく減少している理由を確認したい。

A. コロナの影響によるスポーツ教室や大会の開催減少が主な理由である。

《歳出第 10 款 教育費 第 5 項 社会教育費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第 2 条 繰越明許費の補正

別段の質疑、意見はなかった。

○第 3 条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 126 号 令和 2 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 128 号 令和 2 年度四日市市下水道事業会計第 2 回補正予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 129 号 令和 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《第8款 土木費 第2項 道路橋梁費》

《第8款 土木費 第3項 交通安全対策費》

《第8款 土木費 第6項 都市計画費》

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（令和３年２月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 102 号 四日市市を美しくする条例の一部改正については、不法投棄の根絶に向け、条例の対象を「空き缶等」から「一般廃棄物」へと拡大するとともに、不法投棄を禁止する旨を明文化しようとするものであります。

委員からは、本条例を制定したことによる、これまでの成果について質疑があり、理事者からは、中心市街地におけるポイ捨ての削減をはじめ、一定の効果があったとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、プラスチックごみによる環境問題が深刻化しており、事業者と協力して取り組みを進めてほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、条例改正の背景を確認する質疑があり、理事者からは、令和元年８月定例月議会で不法投棄根絶に向けた議会からの提言を受け、不法投棄行為者の氏名を公表できる旨を明確化するほか、時代の変化に合わせて具体的なごみを例示したものであるとの答弁がありました。

また他の委員からは、不法投棄行為者を特定する方法について質疑があり、理事者からは、不法投棄されたごみの中身を調査することで行為者を特定するとの答弁がありました。

また他の委員からは、条例改正の内容を市民にどのように周知するのかとの質疑があり、理事者からは、広報よっかいち、報道機関への情報提供、ホームページやアプリ等を通じて周知するとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、本市が本気になって不法投棄対策に取り組んでいることを様々な媒体を用いて繰り返し伝えてほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、当時の三泗地区1市4町が協調して取り組むこととした「まちを美しくする行動の日」を廃止するにあたり、近隣3町とどのような協議をしたのかとの質疑があり、理事者からは、まちの美化に向けた行動を各市町で継続していくことを前提に、本条例を不法投棄の防止に実効性のある内容とするため、1市3町がほぼ同じ内容の改正を行うことで合意したとの答弁がありました。

次に、議案第103号建築基準法等関係手数料条例の一部改正について、ないし議案第107号四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議案第112号工事請負契約の締結について、ないし議案第115号工事請負契約の締結について、及び議案第119号工事請負契約の変更について、及び議案第121号市道路線の認定については、いずれも別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました12議案につい

ては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、令和２年度第３回四日市市^{しえいじゅうたく}営住宅入居者選考委員会、令和２年度第２回四日市市環境保全審議会並びに、令和２年度人権施策推進懇話会及び令和２年度同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 8

事業名	合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について	
事業概要	合併浄化槽水質浄化促進事業費は、合併浄化槽を維持管理する際の指標である法定検査の受検率を向上させるため、法定検査に合格した合併浄化槽を管理する個人に対して補助金を交付している。 合併浄化槽設置費補助金は、生活排水対策として合併浄化槽の普及促進を図るため、新築及び転換の合併浄化槽設置者に対して補助金を交付している。	
	決算額	<一般会計> 合併浄化槽水質浄化促進事業費 40,156,000 円 合併浄化槽設置費補助金 41,760,000 円(国庫支出金 12,950,000 円、県支出金 3,610,000 円) <下水道事業会計> 生活排水対策事業負担金(人件費)(正職3人 再任用2人 臨時2人) 33,852,554 円
翌年度予算への提言		
<提言> 合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について 1. 合併浄化槽の水質浄化促進に係る啓発活動について 合併浄化槽の清掃及び保守点検については、管理者が清掃業の許可業者及び保守点検業の登録業者に依頼する中で行われているが、浄化槽法により義務付けられた、知事指定の検査機関である三重県水質検査センターによる法定検査については受検率が50%程度にとどまっているのが現状である。合併浄化槽の維持管理が適正になされていない場合、水質の悪化による地域環境への影響が懸念されるため、今後においては合併浄化槽の適正管理及び法定検査の受検義務への理解等に係る啓発活動の強化に向け体制の整備を行うとともに、法定検査の受検率向上に係る数値目標を設定の上、進捗管理を行うべきである。 2. 合併浄化槽の普及促進に係る補助制度の見直しについて 生活排水処理施設整備計画(アクションプログラム)の見直しにおいて、市街化調整区域については、従来の計画による公共下水道から合併浄化槽による整備へと変更されることとなったが、このような状況の変化を十分に踏まえた上で、合併浄化槽の普及促進に向け、適正な補助額や対象者について改めて精査し、より効果的な補助制度について検討を行うべきである。 ※参考 事業実施に関する意見 ③拡大		

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

1. 合併浄化槽の水質浄化促進に係る啓発活動について

○「四日市市浄化槽維持管理事業補助金」の改正

法定検査受検率及び法定検査適正率向上のため、従来の補助金算出方法を見直し、浄化槽の維持管理に係る費用と水道使用量から求めた下水道使用料の差から、都市計画税充当額を減じた費用を算出し、現行の維持管理事業補助金額との差の金額を、各人槽の補助金に増額する。

改正補助金額

単位：円

人槽規模	現 行	増 額	改正金額
5～6 人槽	7,000	5,000	12,000
7～9 人槽	9,000	5,000	14,000
10～50 人槽	12,000	5,000	17,000

令和2年度予算額 45,729 千円 (5,459 基)

令和3年度予算額 72,900 千円 (5,452 基)

改正四日市市合併処理浄化槽維持管理補助金の算出根拠

単位：円

人槽	浄化槽 維持 管理費 (a)	2 か月 下水道 使用料 (b)	年間 下水道 使用料 (c) = (b) × 6	差額 (d) = (a) - (c)	世帯当 都市計画税 下水道(汚水) 充当額 (e)	補助額 (f) = (d) - (e) 千円止	増額
5～6	65,000	7,788	46,728	18,272	5,477	12,000	5,000

*浄化槽維持管理費:『浄化槽の維持管理の実態に関する調査業務報告書 平成25年3月 環境省』

*2 か月下水道使用料:平均使用水量(平成31年4月～令和2年3月の平均水道使用量)から算出

*平均使用水道量を求めた人槽は5人槽

*世帯当都市計画税下水道(汚水)充当額:下水道(汚水)への充当総額を納税者で除して算出

○合併浄化槽の法定検査受検率及び法定検査適正率の数値目標

法定検査受検率及び法定検査適正率を下記のように定め進捗管理を行う。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法定検査受検率	58.1%	61.1%	64.1%
法定検査適正率	52.9%	55.6%	58.3%

○法定検査適正率向上に向けた体制の強化

啓発活動をより強化するため、現在シルバー人材センターへ委託している啓発業務委託から、浄化槽法に則った立入検査や指導が可能となる職員による啓発活動に転換する。(職員6名増員)

令和2年度予算額 35,304 千円

令和3年度予算額 47,351 千円

2. 合併浄化槽の普及促進に係る補助制度の見直しについて

○「四日市市合併処理浄化槽設置整備補助金」の改正

転換補助において高齢者（65歳以上）のみが居住し、かつ非課税世帯である場合は10%の割り増しを行う。（増額735千円：12基）

なお、令和3年度より、基本額の算出根拠となる交付金基準額が改正されることから、当該補助金額を改正する。

①新築補助

単位：円

人槽規模	変更前補助金額			→	人槽規模	変更後補助金額		
	基本額	加算額	合計額 (B)			基本額	加算額	合計額 (B)
5人槽	210,000	0	210,000		5人槽	192,000	0	192,000
6～7人槽	240,000	0	240,000		6～7人槽	231,000	0	231,000
8～50人槽	270,000	0	270,000		8～50人槽	292,000	0	292,000

②転換補助（単独処理浄化槽及び汲取便所）

単位：円

人槽規模	変更前補助金額			→	人槽規模	変更後補助金額		
	基本額	加算額	合計額 (B)			基本額	加算額	合計額 (B)
5人槽	420,000	150,000	570,000		5人槽	384,000	150,000	534,000
6～7人槽	480,000	150,000	630,000		6～7人槽	462,000	150,000	612,000
8～50人槽	540,000	150,000	690,000		8～50人槽	585,000	150,000	735,000

令和2年度予算額 63,300千円(200基)

令和3年度予算額 60,600千円(200基)

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

(1) 合併浄化槽の水質浄化促進

- ・今回の補助金の増額の対応は評価する。ただし合併浄化槽の型式等で維持管理の費用が異なるため、きめ細かに対応していくことも今後検討してほしい。
- ・他市の状況もモニタリングしながら継続して補助額について検討していったほしい。
- ・過去から適切に管理してきた市民が不公平を感じないような補助金制度を構築すべきではないか。
- ・補助金の見直しだけでなく適切な生活排水処理のために補助金の改正について周知、広報を行ってほしい。

(2) 合併浄化槽の普及促進

- ・合併浄化槽設置整備補助金について、高齢者のみが居住しかつ非課税の世帯である場合に対して、補助金を増額したことは評価する。
- ・合併浄化槽設置整備補助金について、国の補助基準は減額となったことから、補助額を減

額したことについて理解はするが、市として合併浄化槽の設置・転換の支援についてさらに強化してほしい。

- ・合併浄化槽の設置に踏み込めない高齢者へのさらなる支援について、下水道料金との差だけでなく別の視点からも、今後検討してほしい。

2. 反映状況

分類	備考
①廃止	
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 7

事業名	市営住宅の連帯保証人について	
事業概要	市営住宅に入居する場合に、四日市市営住宅条例に基づき、原則として2名の連帯保証人をたてることを入居の条件としている。なお、平成30年3月の国からの通知「公営住宅への入居に対しての取扱いについて」を踏まえ、令和元年度に見直しを検討し、令和2年4月から65歳以上の者、被保護者、一定の等級を満たす障害者など、必要に応じて連帯保証人を1名に減じることができる等の要綱を定め、運用を行っている。	
	決算額	
翌年度予算への提言		
＜提言＞ 市営住宅の連帯保証人に係る制度の見直しについて 市営住宅の連帯保証人について、国においては平成30年3月発出の通知「公営住宅への入居に対しての取扱いについて」の中で、民法改正等に伴う入居保証の取扱いに関し、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきとの考え方が示され、地方自治体に対し、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応を行うことを求めている。 このような背景がある中で、本市においても連帯保証人の確保を市営住宅の入居条件から削除するとともに、家賃滞納への対策として、これまでの滞納者に対する丁寧な指導に加え、機関保証制度の活用や、民間の経営手法を参考にするなど、新たな対策について検討を行うべきである。 ※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（実施手法の見直し）		
【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】 連帯保証人の義務付けについては長期的には廃止していく方向で考えており、令和3年度中に機関保証制度を導入できるように取り組んでいく。 【令和3年度当初予算】 ー (反映状況の分類：⑤その他 事業実施手法の見直し等に該当)		

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

- ・提言を受けて令和3年度中に機関保証制度を導入するということを明確にしたことは評価する。
- ・提言に対してスピード感を持って対応したことは評価する。今後、機関保証制度を利用するための費用について、貸付制度を案内するなどなるべく申し込みをしやすい環境を具体的に考えてほしい。
- ・機関保証制度の費用を自力で負担できる人は、今回の見直しで救済されることになるため一歩前進したと考えるが、次の課題として、費用を自力で負担できない人をどのように支援するかを引き続き検討する必要がある。
- ・機関保証制度の利用にあたっての自己負担が市営住宅入居の新たなハードルになってはならないことから、制度の見直し後も状況を調査して議会へ報告してほしい。

2. 反映状況

分類	備考
①廃止	
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し

※今後の対応

分科会として、機関保証制度の導入後の状況について、協議会等で報告を受けるとともに必要に応じて所管事務調査を実施して議論をしていく。

4. 所管事務調査報告書

○ごみの訪問収集について

１．はじめに

高齢社会、核家族化の進展などに伴い高齢者のみの世帯が増加することにより、地域の集積場に日々のごみ出しができないといった課題を抱える世帯の増加が予想されることから、ごみ出しを含めた地域での生活を支えるため福祉部局や地域の介護事業者等と連携した多角的な対応が求められています。

本市では地域での生活を支援するため、自力ではごみ出しが困難な世帯を対象に、世帯の実情に合わせて福祉サービスの担い手と連携したごみ収集システムを構築することを総合計画の重点的横断戦略プランに盛り込んでいます。

また、既に一部市町村等においては高齢者ごみ出し支援（「ふれあい収集」等）が実施されているほか、環境省においても高齢社会に対応したごみの収集運搬等の処理システムの構築について研究が行われており、今後ガイドラインを策定して地方自治体へ提示することが予定されているところです。

このような中で、環境部を所管する本委員会として、誰もがごみ出しに困らない生活環境の確保について本市の取り組み状況と、今後どのような対策を行っていくことが望ましいか調査をする必要があると考え、ごみの訪問収集について所管事務調査を行うこととしました。

２．本市のごみの収集方式の現状

本市の家庭ごみの収集方法は、可燃ごみは概ね１５～２０軒、破碎ごみ、資源物については概ね５０軒ごとに集積場を設置し、行政によりごみの収集を行うステーション方式を採用している。

国立研究開発法人国立環境研究所の調査によると、全国の自治体の約９割がこの方式を採用しており、本市でも昭和３０年から４０年頃までは各戸が設置するごみ箱から戸別に収集を行っていたが、より効率的にごみ収集が行えるように住民が自発的に収集作業のしやすい場所にごみを集積するようになったのが現在のステーション方式に繋がっていったものと考えられている。

なお、ステーション方式のほかに、各家庭の玄関口等にごみを排出し、収集する戸別収集方式や、ステーション方式を採用しつつ、高齢者などごみ出しに支援が必要な人に限って、訪問収集を補完的に採用している自治体もある。

訪問収集を補完的に採用している自治体では、対象者の家庭の玄関先等でごみを収集する方法や、訪問介護を行う介護職員のために専用の回収ボックスを設ける方法が採られている。

【福祉サービスと連携したごみの収集における他の自治体の事例】

自治体名	サービス名	対象者	対象	収集場所	備考
横浜市	ふれあい収集 (直営)	・ 65 歳以上の高齢者 ・ 障害者 ・ 要介護者 ※1	燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙・古布	玄関先、 門扉先	安否確認を実施 (希望者)

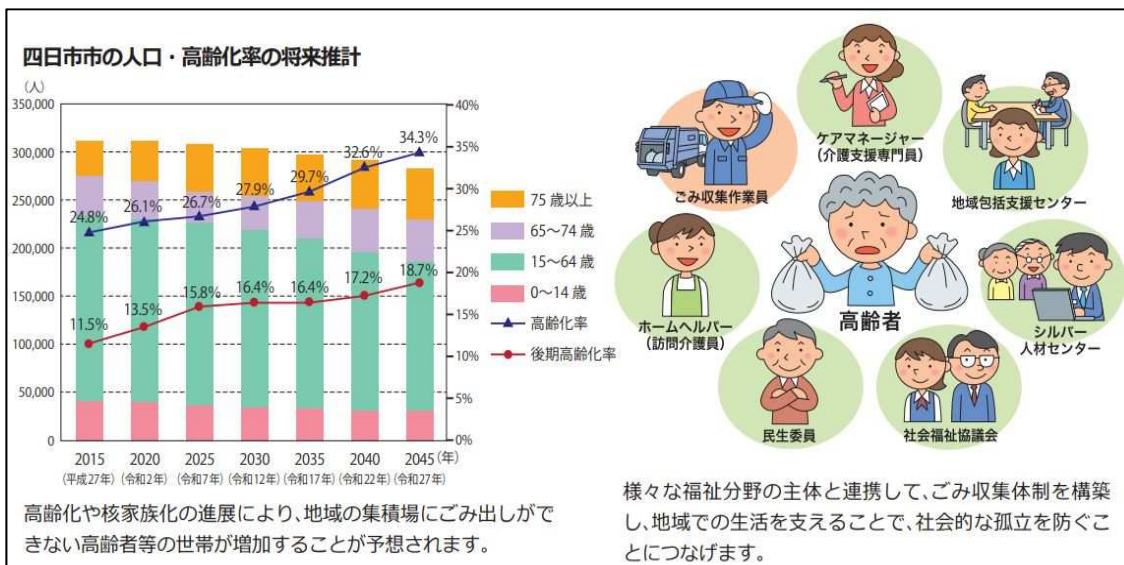
自治体名	サービス名	対象者	対象	収集場所	備考
藤沢市	一声ふれあい収集 (直営)	・ 日常、介助または介護を必要とするおおむね 65 歳以上の単身高齢者 ・ 単身障害者 ・ 上記に該当する者がいる世帯で、同居者が虚弱、年少者のみの世帯	大型ごみ・特別大型ごみ・大型商品 プラスチックを除くすべてのごみ	玄関先、 門扉先	安否確認を実施
所沢市	ふれあい収集 (直営)	・ 要支援 2 以上の 65 歳以上の単身高齢者 ・ 2 級以上の単身障害者 ・ 上記に該当する者のみで構成される世帯	燃やせるごみ プラスチック製容器包装 資源物 破砕ごみ、有害ごみ	玄関先、 門扉先	安否確認を実施
高崎市	高齢者ごみ出し SOS (委託)	・ 70 歳以上のみの世帯 ・ 障害者のみの世帯 ・ 妊娠期の人及び 3 歳未満の乳幼児がいる世帯 ※2	燃やせるごみ 燃やせないごみ 資源物 危険物	玄関先、 門扉先	安否確認を実施 (希望者)
太宰府市	高齢者等ごみ訪問収集サービス (委託)	・ 日常生活に支援が必要な 65 歳以上のみの世帯 ・ 障害者のみの世帯 ・ 要介護者のみの世帯	もえるごみ もえないごみ ペットボトル	玄関先、 門扉先	戸別収集、夜間収集を実施
天草市	高齢者のごみ出し支援 (委託)	・ 訪問介護を行う介護職員	燃やせるごみ 資源物	専用の回収ボックス（支所などに設置）	ボックス設置は福祉部局 ごみの収集は環境部局(通常収集)

※1 ごみを自ら集積場所に持ち出すことができず、親族や近隣住民の協力を得ることも困難であって、一人暮らしの人。ただし、同居であっても同居人がごみを出すことができない場合は対象になる。

※2 ごみ出し困難な世帯に限る。

3. 本市総合計画の内容について

令和2年4月からスタートした新総合計画においては、高齢化、核家族化の進展などにより、地域の集積場に日々のごみ出しができないといった課題を抱える世帯の増加を見据え、ごみ出しを含めた地域での生活を支えるため、福祉部局や地域の介護事業者等と連携し、ごみ出しが困難な世帯の実情に応じたごみ収集のシステムを構築することとしている。



4. 本市における課題と今後の方針

ごみ出しに支援が必要な人に対して家族や親族などがごみ出しを支援するケースが多いが、その一方で介護保険サービスを受けている高齢者などを対象に、ホームヘルパーが福祉サービスの一環として地域の集積場へのごみ出しを支援しているケースがあり、高齢者などが住んでいる地域のごみ出しの時間などについて、支援をしているホームヘルパーから相談を受けることがある。

これを受けて、例えば地区市民センターなどの公共施設に、ホームヘルパーがごみ出しの時間帯を気にすることなく利用できる回収箱を設置することで、ホームヘルパーの負担を軽減していくため、福祉部局と連携し、現状を把握するとともに、ホームヘルパーや福祉サービスの事業者へのヒアリングやケースに応じた回収箱の設置場所等の調整を行っていくとの今後の市の方針が示されている。

また、今後は高齢化の進展や核家族化に伴ってホームヘルパーからの福祉サービスを受けるケースが増加していくことが予想されることから、他の自治体の事例なども参考にしながら、状況に応じて誰もがごみ出しに困ることがないよう新たな施策の創設や既存施策の拡充の検討を行うこととしている。

※ 一般廃棄物処理基本計画改定にかかる市民アンケート（抜粋）
アンケート数 3,000 人 回答数 1,140 人（回収率 38.0%）

【あなたは、ごみ出しで困っていることがありますか。】

自分のごみを出せなくて困っている 3%

家族や親戚に困っている人がいる 4%

今は困っていないが、将来に不安がある 36%

5. 委員からの主な意見

- ・ 福祉サービスと連携したごみの収集サービスについて、総合計画の重点的横断戦略プランに位置付けられ、部局を越えて課題に取り組んでいくこととされているが、新しくプロジェクトチームや協議会を立ち上げるなどの取り組みが現時点でなされていないことから、部局間が連携し推進していこうとする姿勢を明確にする必要がある。
- ・ 今までのような庁内で連絡を取り合うだけでなく、福祉部局に加えケアマネージャー、シルバー人材センターなど関係機関と協議会を立ち上げるなどして、関係者がひとつのチームとして知恵を出し合える体制を早急に整えて、この問題についてしっかりと取り組む必要がある。
- ・ 本市のごみ出し支援については、住民主体サービス等において、家庭生活全般の支援をする中でホームヘルパーのごみ出しの負担軽減を図るようにはするものだが、こうしたサービスを受けることができない地域に住む人や家の敷地が広かったり、収集場所まで距離があったりしてごみ出しだけに困っている人など、制度でカバーできない人たちをどのように支援していくのか対策を検討していく必要がある。
- ・ ホームヘルパーが地区市民センターにごみを出せる時間に制約があると、サービス利用者のニーズに即した対応ができなくなる可能性があるため、関係部局とよく調整する必要がある。
- ・ 障害者世帯や高齢者世帯以外に子育て世帯に対する支援や、ごみ収集が見守りサービスを兼ねている自治体がある。ごみ出し支援について、こうした幅広い視点から議論をする必要がある。
- ・ 高齢社会に対応した廃棄物処理体制の構築について、環境省がガイドラインを今後作成することになっているので、このガイドラインを参考に本市のごみ出し支援について新たな施策を検討していくことを求める。
- ・ コストや福祉サービスとの整合性の課題はあるが、思い切ってごみ出し困難者の戸別収集に全面的に変えていくのもひとつではないか。福祉分野でごみ出し支援を全てカバーできるのを待つのではなく、環境部として今の段階から次のステップについてしっかりと検討していく必要がある。

6. まとめ

高齢社会におけるごみ出しの問題は日々の生活を送るうえで喫緊の課題であり、スピーディーな対応が求められています。本市ではステーション方式によるごみ収集に加えて、総合計画における重点的横断戦略プランとして、自力でごみ出しが困難な世帯を対象に福祉サービスの担い手と連携したごみ収集を行っていくこととしています。

本調査では、高齢者へのごみ収集支援に取り組むにあたり、福祉部局や高齢者の生活を一緒に支援していくケアマネージャーやシルバー人材センターといった関係機関と早期に協議を行い、この課題に対してひとつのチームとして積極的に取り組むよう執行部へ要望しました。

また、他市では妊産婦へのごみ出し支援や、自力でごみ出しが困難な世帯に対して見守りのサービスを兼ねた戸別のごみ収集をしている事例もあることから、本市においても実情を把握し、誰もがごみ出しに困ることがないよう新たな施策の創設や既存施策の拡充について、環境部が主体となって取り組んでいくことを要望したところです。

本市が取り組んでいるホームヘルパーへの支援をはじめとしたごみ出し支援の体制整備について関係部局や関係機関と協力して早急に会議体を立ち上げるなど具体的な取り組みを進めていくとともに、次のステップとして、コストを十分に意識ながら高齢社会のさらなる進展を見据え、戸別のごみ収集についても具体的な調査・検討を早期に進めるよう要望し調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	谷口周司
副委員長	小田あけみ
委員	伊藤嗣也
委員	井上進
委員	加納康樹
委員	小林博次
委員	森康哲
委員	山口智也

○合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について

1. はじめに

本市では、良好な水質環境を維持するために合併浄化槽の新設及び単独浄化槽からの転換並びに浄化槽の適切な維持管理を推進するため、補助金の交付や訪問啓発、保守点検及び清掃未実施者に対する指導文書の通知等を実施しているところです。

しかしながら、令和元年度の浄化槽の法定検査受検率は50%程度に留まっているほか、生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）の見直しにより、市街化調整区域は合併処理浄化槽で生活排水処理を行うべき区域となったことも踏まえ、これまでも増して適正な生活雑排水処理の推進に取り組む必要があります。

そこで、上下水道局を所管する当委員会として合併浄化槽の設置及び転換の促進と合併浄化槽の適正な維持管理を推進するための取り組みについて、現状と今後の考え方について所管事務調査を行うこととしました。

2. 合併浄化槽の設置及び転換、維持管理について

（1）合併浄化槽設置の流れ（図1）

浄化槽が設置できない区域を除き、新築建物への合併浄化槽の設置については建築基準法による確認済証の交付を受けた後、合併浄化槽設置整備事業補助金の申請を行い、工事の完了後に必要な書類を提出して補助金の交付を受けます。

また、合併浄化槽への転換を行う場合は、上下水道局へ浄化槽法に基づく浄化槽の設置の届出後に補助金を申請し、工事完了後に必要な書類を提出して補助金の交付を受けます。

（2）合併浄化槽の維持管理の流れ（図2）

浄化槽法により、浄化槽の使用者に対し合併浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の3つ義務が課せられます。

まず、保守点検として4か月に1回以上の間隔で機器の点検や消毒薬の補充などを四日市市浄化槽保守点検業者へ依頼する必要があります。

次に、年に1回は浄化槽内に生じた汚泥等の引き抜きや機器類を洗浄する清掃の作業を四日市市浄化槽清掃業許可業者へ依頼する必要があります。

最後に、保守点検と清掃が適正に行われ、水がきれいに浄化されているか等进行检查するため、三重県の指定検査機関である一般財団法人三重県水質検査センターによる法定検査を受検する必要があります。

本市では、合併浄化槽を維持管理する際の指標である法定検査の受検率を向上させるため、この法定検査の結果が「適正」または「概ね適正」となった合併浄化槽に補助を実施しています。

図 1

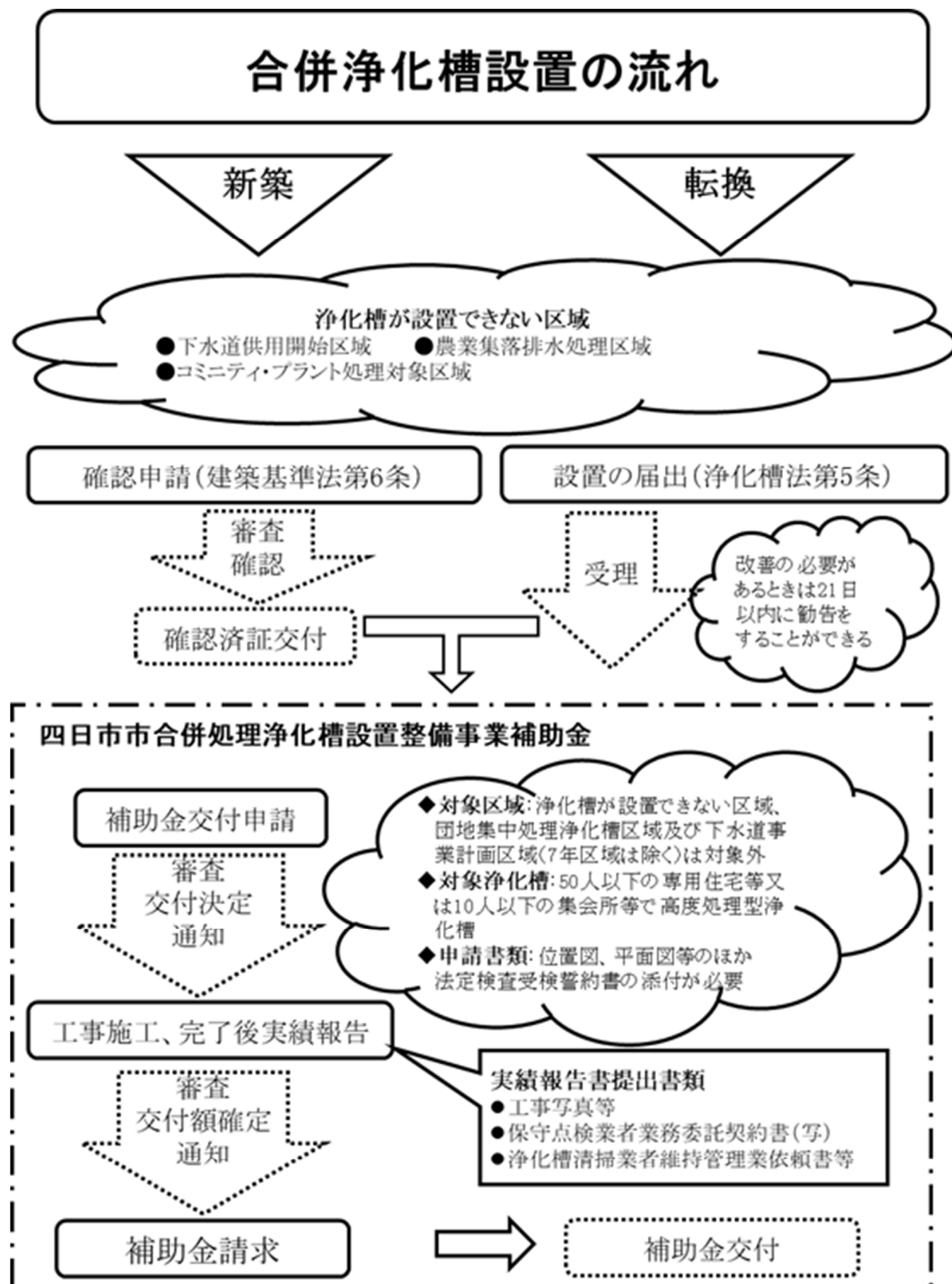
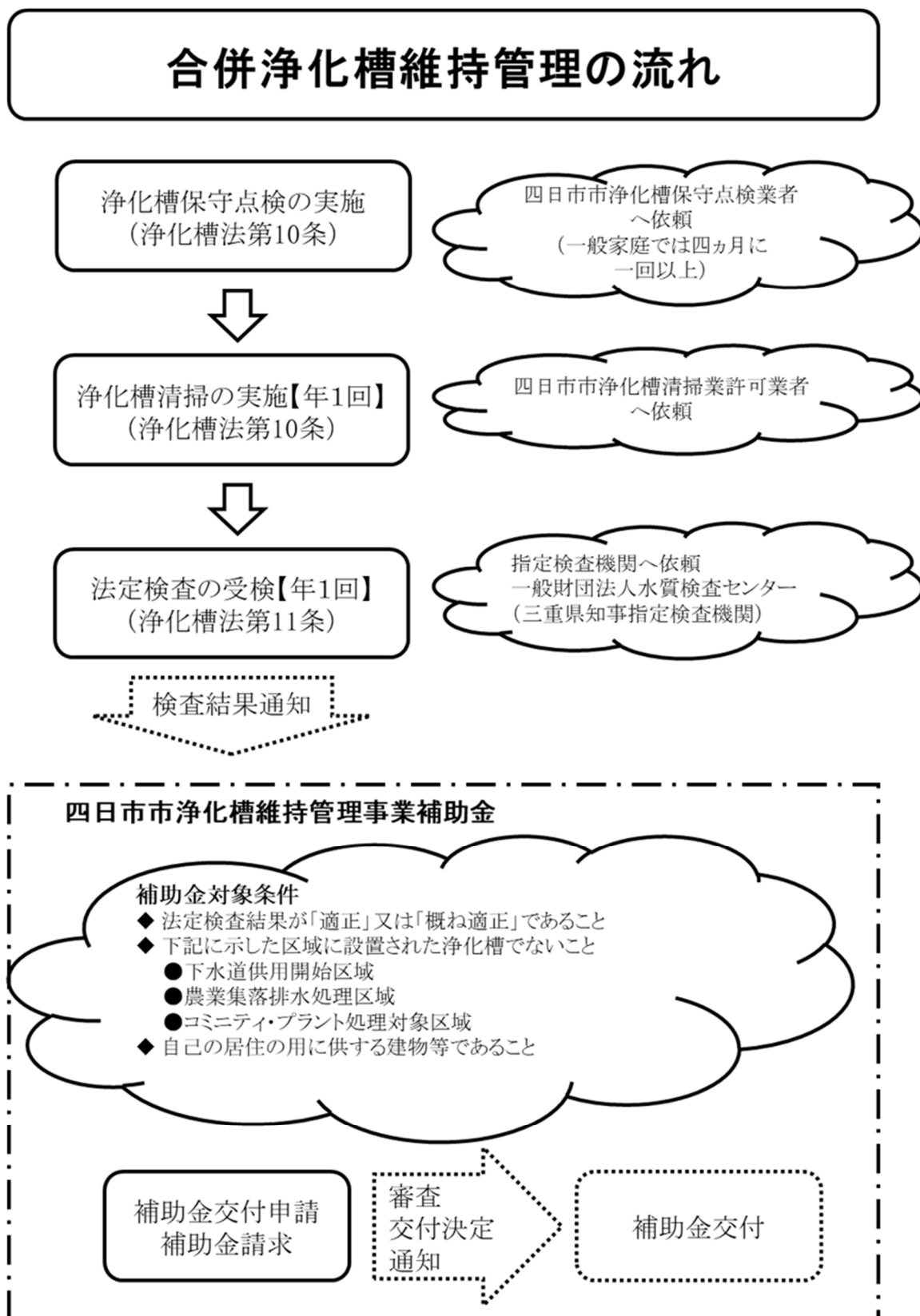


図 2



注: 実線で囲んだ箇所は市民が行う
点線で囲んだ箇所は行政等が行う

3. 合併浄化槽の設置・転換に対する補助について

(1) 四日市市合併処理浄化槽設置整備補助金について

生活排水によって生じる公共用水域の水質汚濁及びこれに伴う生活環境の悪化防止を目的とした、合併浄化槽設置に対する補助を実施しています。

(2) 補助金額

環境省が定めた交付金基礎額に基づき補助金を算定しています。(参考資料②参照)。

新築補助金

単位：千円

人槽	基本額				加算額				合計額			
	計	国	県	市	計	国	県	市	計	国	県	市
5	210	70	0	140	0	0	0	0	210	70	0	140
6～7	240	80	0	160	0	0	0	0	240	80	0	160
8～50	270	90	0	180	0	0	0	0	270	90	0	180

(3) 転換補助金

単独浄化槽

単位：千円

人槽	基本額				加算額				合計額			
	計	国	県	市	計	国	県	市	計	国	県	市
5	420	140	140	140	150	50	50	50	570	190	190	190
6～7	480	160	160	160	150	50	50	50	630	210	210	210
8～50	540	180	180	180	150	50	50	50	690	230	230	230

汲取り便所

単位：千円

人槽	基本額				加算額				合計額			
	計	国	県	市	計	国	県	市	計	国	県	市
5	420	140	140	140	150	0	30	120	570	140	170	260
6～7	480	160	160	160	150	0	30	120	630	160	190	280
8～50	540	180	180	180	150	0	30	120	690	180	210	300

(4) 補助金の改正方針

設置整備補助金については、補助率が高い状況にあり、かつ個人の資産を形成するものであることから、補助金額の改正にあたっては慎重な判断が必要となります。

今回、会計検査院からの指摘を受け、環境省が定めた交付金基礎額が変更となるため、本市では、従前の考え方も踏まえ、補助金額の改正について検討するとのことです。(参考資料③参照)また、補助対象者についても精査を行い、効果的な補助制度となるよう併せて検討するとのことです。

参考資料①：令和元年度都市計画税充当事業について

単位：千円

款	項	目	充当額の概要	決算額	一般財源	うち都市計画税充当額	
土木費	下水道費	下水道整備費	下水道企業会計繰出金	6,347,225	6,347,225	全体	1,881,873
			下水道雨水処理費等負担金			雨水	1,325,987
			下水道汚水処理費等基準内補助金			汚水	555,886

出典：令和元年度決算の概要より引用

参考資料②：現行の交付金基準額（令和３年３月３１日まで）

1 区分	2 基準額		3 対象経費
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	豪雪地帯対策特別措置法第２条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円) (1) ５人槽 $444 \times$ 基数 (2) ６～７人槽 $486 \times$ 基数 (3) ８～１０人槽 $576 \times$ 基数 (4) １１～２０人槽 $1,092 \times$ 基数 (5) ２１～３０人槽 $1,860 \times$ 基数 (6) ３１～５０人槽 $2,496 \times$ 基数 (7) ５１人槽～ $2,850 \times$ 基数 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(千円) (1) ５人槽 $471 \times$ 基数 (2) ６～７人槽 $519 \times$ 基数 (3) ８～１０人槽 $615 \times$ 基数 (4) １１～２０人槽 $1,164 \times$ 基数 (5) ２１～３０人槽 $1,953 \times$ 基数 (6) ３１～５０人槽 $2,610 \times$ 基数 (7) ５１人槽～ $2,979 \times$ 基数		

「環境省環境再生・資源循環局長発 各都道府県知事あて文書：循環適発第 2008192 号 令和 2 年 8 月 19 日付け通知」 抜粋

参考資料③：改交付金基準額（令和３年４月１日から適用）

1 区分	2 基準額		3 対象経費
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	豪雪地帯対策特別措置法第２条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円) (1) ５人槽 $384 \times$ 基数 (2) ６～７人槽 $462 \times$ 基数 (3) ８～１０人槽 $585 \times$ 基数 (4) １１～２０人槽 $1,092 \times$ 基数 (5) ２１～３０人槽 $1,860 \times$ 基数 (6) ３１～５０人槽 $2,496 \times$ 基数 (7) ５１人槽～ $2,850 \times$ 基数 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(千円) (1) ５人槽 $408 \times$ 基数 (2) ６～７人槽 $492 \times$ 基数 (3) ８～１０人槽 $627 \times$ 基数 (4) １１～２０人槽 $1,164 \times$ 基数 (5) ２１～３０人槽 $1,953 \times$ 基数 (6) ３１～５０人槽 $2,610 \times$ 基数 (7) ５１人槽～ $2,979 \times$ 基数		

「環境省環境再生・資源循環局長発 各都道府県知事あて文書：循環適発第 2008192 号 令和 2 年 8 月 19 日付け通知」 抜粋

4. 合併浄化槽の維持管理に対する補助、啓発について

(1) 四日市市浄化槽維持管理事業補助金について

上下水道局では合併浄化槽の定期検査の受検を促し、浄化槽の適正な維持管理を支援することを目的として適正な管理を実施している人を対象に補助金を交付する制度を設けています。

ア 補助金額

単位：円

人槽	5～6	7～9	10～50
補助金	7,000	9,000	12,000

イ 補助金額の算出根拠

合併浄化槽の維持管理費から、年間下水道使用料を減じ、その差額に社会的便益に相当する分の率を乗じて算出しています。

単位：円

人槽	浄化槽 維持管理費 (a)	年間 下水道 使用料 (b)	差額 (c) =(a)-(b)	社会的便益 に 相当する分	補助額 (c)×0.4 (千円止)
5～6	65,000	46,980	18,020	40%	7,000
7～9	77,000	53,586	23,414		9,000
10～50	96,000	63,504	32,496		12,000

*浄化槽維持管理費根拠：『浄化槽の維持管理の実態に関する調査業務報告書 平成25年3月 環境省』

*下水道使用料：平均使用水量（平成28年4月～平成29年3月の平均使用水量）から算出。

*平均使用水量を求めた人槽は各人槽の最小人槽

*社会的便益相当分：生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた、公的に負担する分（人槽区分に関わらず定率）

ウ 補助金の改正方針

「生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）」の見直し及び令和7年度の公共下水道の概成により、合併浄化槽の管理者の多くは市街化調整区域の居住者となります。

このことから、合併浄化槽の維持管理費と下水道使用料について、できるだけ公平となるようにするとともに、浄化槽の適正な維持管理を支援するため、本市は補助額の改正について検討を行うとのことです。

その際には下水道の整備には都市計画税が充当されていることから、市街化区域と市街化調整区域との公平性にも配慮するとのことです。（参考資料①参照）

(2) 法定検査適正率の向上のための体制について

該当の世帯へ訪問し、法定検査訂正率の向上のための啓発活動を行っています。

ア 現在の体制

合併浄化槽の維持管理の必要性についての啓発を、シルバー人材センターへ下記のとおり業務委託を行っています。

勤務日数	159 日（延べ 1272 人・日）
勤務時間	8 時 30 分から 16 時 30 分（7 時間）
人員	8 人

＊勤務日数は延べ 1272 人・日を人員 8 人で除したもの

イ 体制の見直し

合併浄化槽の適正管理及び法定検査の受検義務への理解を図るため、人員や柔軟な勤務時間等雇用形態の変更について委託契約自体の見直しを行うなど、啓発活動の強化に向けた体制の再構築を検討するとのことです。

ウ 法定検査適正率の目標設定

体制の見直しを図るとともに、検証が行えるよう数値目標を設定し進捗管理をするとのことです。

なお目標数値について、従前の目標数値が実績と乖離していることから、実情を考慮した努力目標値を設定するよう検討するとのことです。

5. 委員からの主な意見

- ・ 保守点検や清掃を法定検査と誤解している市民も多いと考える。適切な維持管理を行えば補助金の交付を受けられることをしっかりと啓発していくため、体制を見直すなどの対応が必要である。
- ・ きれいな水を流してもらうため、法定検査受検率を向上させていくことが重要だと考える。法律の枠組みの中で、市として法定検査受検率を上げるにはどうしたらいいのか考える必要がある。
- ・ 維持管理の補助金について、下水道使用料と比較して、負担がなく公平性を感じられるような補助金額を検討する必要がある。
- ・ 浄化槽の維持管理に対する補助金は、国の「浄化槽の維持管理の実態に関する調査報告書」を基に補助金額を算出しているが、維持管理の費用は世帯によって異なり、実際の負担額と乖離している場合もあることから、実態に見合った補助金額について検討する必要がある。
- ・ 子供が自立するなどして、実際に住んでいる世帯の人数と比べて大きな合併浄化槽が設置されている世帯にとって、維持管理が負担になっていると考える。特に高齢世帯などに対して維持管理の費用を減免するなど、適切な維持管理ができる制度を検討する必要がある。
- ・ 環境省の合併浄化槽の設置に係る補助金の交付金基礎額が減額されるが、本市においてはアクションプログラムの見直しにより、下水道の接続を期待していたにも関わらず、下水道が接続されなくなった地域もあることから、減額される補助金の部分を市が負担するなど、合併浄化槽の設置について支援を検討する必要がある。

6. まとめ

当委員会といたしましては、合併浄化槽の設置及び転換並びに適切な維持管理について、予算常任委員会都市・環境分科会から令和 3 年度の当初予算編成に向けた提言として提案を行うなど、これまでも議論を深めてきたところです。

本調査では、合併浄化槽の設置、転換の補助額については、令和３年度から環境省の補助基準が減額されることを受けて、本市においても補助額及び補助対象者の見直しについて検討を行うことが示されました。検討を進めるにあたっては、個人の資産形成につながる補助であることを踏まえつつも、生活排水処理施設整備計画（アクションプラン）の見直し等も考慮して、合併浄化槽の設置や転換が進むような適正な補助額となるように検討することを要望しました。

また、合併浄化槽の維持管理についても、下水道利用者との公平性あるいは市街化区域と市街化調整区域での公平性の観点から補助金の見直しを検討する方針が示されましたが、実際に浄化槽の維持管理に要する費用とを比較しながら実態に見合った適正な補助額とし、市民が公平性を感じられる補助制度となるように検討することを要望しました。

また、合併浄化槽に関する保守点検や清掃、法定検査に関する制度が複雑で市民に分かりづらいことから、法定検査受検率の向上に向けて、市民への啓発をさらに行うとともに、その取り組みを行うための体制の充実及び見直しの必要性について指摘しました。

最後に、合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について、地域や住民の実情に応じたきめ細かな対応をすることで、市民の理解と協力を得ながら、本市の良好な水質環境を今後も維持していくことを要望し、調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	谷	口	周	司
副委員長	小	田	あ	けみ
委員	伊	藤	嗣	也
委員	井	上		進
委員	加	納	康	樹
委員	小	林	博	次
委員	森		康	哲
委員	山	口	智	也

○県営スポーツ施設の誘致について

１．はじめに

本市では、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて四日市市総合体育館をはじめ、より市民がスポーツと触れ合える環境整備に努めています。総合計画においても、プロスポーツ興行を前提とした施設や広域的な施設の整備について、関係機関に働き掛け、誘致に努めるとしています。

しかしながら、県内でのプロスポーツの開催については、これまでにプロ野球のオープン戦やウエスタンリーグが開催されたほか、クラブチームがサッカーＪ３に対応するためにスタジアム改修などの動きがあるものの、プロ野球の１軍やサッカーＪ１の公式試合を開催できるスタジアム等がなく、他県に比べプロスポーツに触れ合う機会が少ない状況があります。

また、本市にある県営のスポーツ施設は、いなべ市と菰野町の３市町にまたがる北勢中央公園のみであります。

そこで、プロスポーツも開催できるような運動施設の本市への誘致を三重県へ積極的に働き掛けるべきとの委員からの意見を受け、スポーツ・国体推進部を所管する当委員会として、県営スポーツ施設の本市への誘致について調査を行うこととしました。

２．県営スポーツ施設の状況について

県営のスポーツ施設及び多目的スポーツ施設は「(表１) 県営スポーツ施設の状況について」のとおりとなっており、その配置については「(図１) 県営スポーツ施設の配置図」のとおり県内に概ね分散された形で配置されています。

また、県営スポーツ施設の整備については、伊勢市内の総合競技場（スポーツの杜 伊勢）の陸上競技場が三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて改修が行われたものの、新たな施設の整備については、平成 19 年の鈴鹿スポーツガーデン（スポーツの杜 鈴鹿）の体育館を最後に新たな施設の整備は行われていません。

３．三重県のスポーツ施設整備の考え方について

(１) 三重県スポーツ施設整備計画【平成 25 年 3 月策定】

(計画期間：概ね 10 年先（令和 4 年）を見据えた計画)

《主な課題》

- ① 昭和 50 年の三重国体以降、新たな整備も少なく、施設の老朽化が進行している。
- ② 県内の公共スポーツ施設は、近隣の他府県と比べて数が少なく、十分とは言えない状況である。
- ③ 大規模大会が開催できるような施設が少なく、地域の活性化に活用することが難しい。

《主な整備の考え方》

- ① 県営スポーツ施設を、老朽化や競技規則の変更に対応させ、県内スポーツ施設の中心的な役割を担っていきます。
- ② 市町による主体的なスポーツ施設の整備に向けて、連携を進めていきます。
- ③ プロ野球やサッカーＪリーグの公式戦が開催できる施設の整備を進めます。

(2) 県有施設の新築や建て替えの原則禁止

平成 27 年度当初予算調製方針において、県有施設の新築や建て替えを原則禁止する、いわゆる「ハコモノ禁止令」を発令。

令和 3 年度当初予算調製方針においても、県有施設（ハコモノ）については、着手済みのものを除き、原則として新たなもの（建替を含む）の着手を当面見合わせるものと記載されている。

(3) 第 2 次三重県スポーツ推進計画【平成 31 年 3 月策定】

(計画期間：令和元年から令和 4 年までの 4 年間)

《主な整備の考え方》

- ① スポーツの杜 鈴鹿・伊勢等の県営スポーツ施設について、三重とこわか国体等への対応や、その他施設基準等の面から施設の整備等を進めます。
- ② 県スポーツ施設整備計画に基づき創設した補助制度を活用して、「広域的拠点施設」である体育館の整備を行うことにより、本県の施設水準の向上を図ります。
- ③ プロスポーツの公式試合が可能となる機能を有する施設について、市町やクラブチーム、関係団体と連携して、協議を進めます。

4. 本市のスポーツ施設整備の考え方

(1) 四日市市総合計画【令和 2 年 3 月策定】

(計画期間：令和 2 年から令和 11 年までの 10 年間)

《主な整備の考え方》

- ① 老朽化している既存の運動施設（野球場、テニスコート、四日市ドーム、温水プール等）の大規模改修を実施する。
- ② アセットマネジメントの考え方に基づく既存施設改修時には、バリアフリー化や LED 照明化を推進し、利活用促進や長寿命化を図り、施設の安全・安心、快適性の向上に取り組む。
- ③ プロスポーツ興行を前提とした施設や広域的な施設の整備について、関係機関に働き掛け、誘致に努める。

(2) 本市の県に対する施設整備の要望状況

知事と市町長との 1 対 1 対談において、複数回要望しています。

国体に向けた施設整備が急務であったため、総合体育館整備についての要望が主となっています。

平成 24 年 本市の要望： 県営での総合体育館整備の検討を要望する

県の回答： 県・国等の財源確保に向けた情報を共有する

平成 25 年 本市の要望： 県営での総合体育館整備の検討を引き続き要望する

県の回答： 県として補助制度を新設することを検討する

平成 26 年 本市の要望： 本市が整備する施設への社会資本整備総合交付金の重点配分を要望する

県の回答： 国に対し市町の方も含めて重点配分を要望する

(3) 三重とこわか国体・三重とこわか大会にかかる新規整備施設（四日市市総合体育館）の
国県市の負担割合

令和2年8月定例月議会決算常任委員会都市・環境分科会追加資料（国体推進課）再掲
(千円)

上段：負担金額／下段：(負担割合)

施設名称	整備費	国※ ¹	県※ ²	市
四日市市総合体育館	10,765,772	2,854,000 (26.5%)	140,550 (1.3%)	7,771,222 (72.2%)

※1 社会資本整備総合交付金。なお、令和2年度分については、交付決定済額を含む。

※2 広域的拠点スポーツ施設整備費補助金及びみえ森と緑の県民税市町交付金

5. プロスポーツ対応のスポーツ施設について

(1) 県内の現状

体育館競技については、四日市市総合体育館のほか、県営サンアリーナ（伊勢市）、サオアリーナ（津市）が東海地区有数の規模のアリーナ、観客席を有し、プロスポーツに対応しています。

一方、プロ野球については一軍の公式戦が開催できる球場※はなく、また、Jリーグについても、J1の公式戦を開催できるスタジアムは県内に存在しません。

なお、ヴィアティン三重が東員町の陸上競技場をJ3対応のスタジアムに改修したものの、J1の公式戦は開催できません。

※倉田山公園野球場（伊勢市営）で一軍のオープン戦の実績あり（H26, H29）

※霞ヶ浦第1野球場でプロ野球ウエスタンリーグの開催実績あり（H27, H28, H30 他）

※近隣他府県のプロスポーツ対応のスポーツ施設状況は表2のとおり

(2) 新スタジアム建設の民間の動き（Jリーグ）

平成30年4月に県サッカー協会等で構成される「スタジアム整備準備会議」がスタジアムの机上検討による候補地として、富双緑地公園とアクアイグニス周辺の2ヶ所とする案を発表しました。また、平成30年11月に県サッカー協会主導で官民連携して、Jリーグ基準のスタジアム建設に向けて検討を進めていく「Jクラブ誕生とスタジアム建設を推進する県民会議」が発足しました。

< Jクラブ誕生とスタジアム建設を推進する県民会議の体制について >

○役員の選任（会長）三重県サッカー協会会長

（副会長）三重交通GH会長、日本トランスシティ会長

（特別顧問）三重県知事

○部会制 スタジアム部会、クラブ強化部会、プロモーション部会の3部会で検討を進めていく

6. 委員からの主な意見

- ・北勢中央公園は市の北西部に立地しており、地域によっては利用しづらい市民もいると考える。市として市民の利用状況を把握し、県営施設を有効に活用できるよう市民へのPRをしっかりと行う必要がある。
- ・国体に併せて本市でも運動施設を整備したが、県からの財政的な支援が少ないと考える。四日市市民は三重県民でもあることから、運動施設の整備や改修について県へ適切な支援を求めていく必要がある。
- ・県内における人口の分布から考えて、北勢地域には県営の運動施設が少ないと考える。その中でプロ野球の1軍やサッカーJ1の公式戦が県内で開催できるような施設の整備について、県へ働き掛けていく必要がある。
- ・本市の運動施設の改修について、それぞれの施設ごとに状況を適切に把握する必要がある。
- ・本市へのプロスポーツの誘致について、Bリーグなど誘致する競技対象を広げる必要がある。
- ・プロスポーツにかかわらず、企業のスポーツ団体を行政が支援することも検討してほしい。
- ・県が単独で運動施設を整備する方向性がない中で、可能性があるのは官民連携であると考ええる。新たな運動施設の整備について民間の動きを捉えながら、状況が変化した際は積極的に誘致を行う必要があると考える。

7. まとめ

市民からプロスポーツを間近で観戦したいという声がある中で、県内にはプロ野球の1軍、サッカーJ1の公式戦が開催できるスポーツ施設がない状況にもかかわらず、県はいわゆる「ハコモノ禁止令」のもと、単独で新たなスポーツ施設の整備に消極的であり、民間のスタジアム建設の動きも低調な状況です。

しかしながら、北勢地域へのさらなるスポーツ環境の整備に向けて、民間を含めた新たなスポーツ施設建設について動向を注視し、建設に向けた具体的な動きがあった場合は本市の立地条件等の優位性を訴えるなど、本市が今後もプロスポーツ興行を前提とした施設や広域的な施設整備について積極的に誘致に努めていく必要があることを確認したところです。

最後に、当委員会といたしましては、本市への県営施設の整備について県への働き掛けを継続することに加え、民間の動きとも連携することで、トップアスリートによる魅力的で高度なプレーを目の前で観戦でき、市民の「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめるようなスポーツ施設の誘致に粘り強く取り組むよう要望し、調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	谷	口	周	司
副委員長	小	田	あ	けみ
委員	伊	藤	嗣	也
委員	井	上		進
委員	加	納	康	樹
委員	小	林	博	次
委員	森		康	哲
委員	山	口	智	也

表 1 県営スポーツ施設の状況について

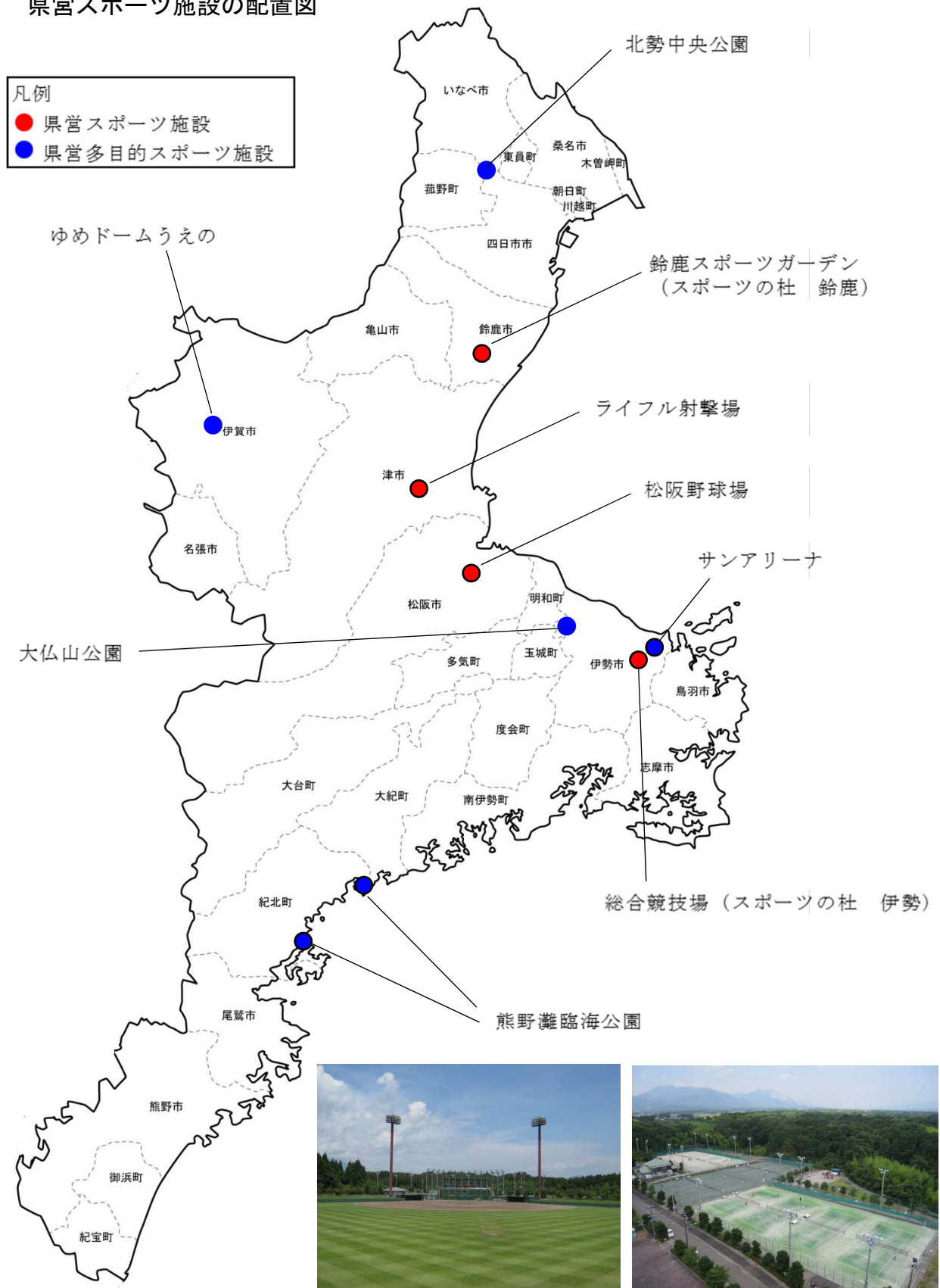
(1) スポーツ施設の状況

施設名	供用開始	規模	所在地	備考
総合競技場（スポーツの杜 伊勢）			伊勢市	S50 三重国体に向け整備
体育館	S39.4	アリーナ面積 1,702 m ² (2,386 席)		
体育館別館	S47.4	アリーナ面積 810 m ²		
陸上競技場	S43.12 (H29.10 リニュー アル)	陸上競技場（第1種公認） 400m、9 レーン (19,067 人（芝生席込）） 補助競技場（第3種公認） 400m、8 レーン		
ライフル射撃場	S48.5	計 50 射座	津市	
松阪野球場	S50.8	両翼 92.8m、中堅 120.0m (14,500 人（芝生席込））	松阪市	
鈴鹿スポーツガーデン（スポーツの杜 鈴鹿）			鈴鹿市	S63 に策定した 「三重県スポーツ施設整備 方針」に基づ き、県のスポー ツ拠点となる べき中核施設 として整備
サッカー・ラグビー場	H4.10	メイングラウンド 164m ×88m (12,000 人（芝生席込）） 第 1,2,4 グラウンド 105m×68m 第 3 グラウンド 122m× 82m		
屋内水泳場	H9.7	メインプール 50m×10 コース (1,999 席) 飛込プール 深さ 5.2m サブプール 25m×8 コー ス		
テニスコート	H9.7	センターコート 1 面 (1,648 席) シェルターコート 4 面 屋外テニスコート 16 面		
体育館	H19.4	アリーナ面積 2,011 m ² (584 席)		

(2) 多目的スポーツ施設の状況

施設名	供用開始	規模	所在地	備考
熊野灘臨海公園	S55		紀北町	
テニスコート		テニスコート 大白地区 6 面 城の浜地区 9 面		
プール		プール 50m、レジャープ ール		
大仏山公園	S63		明和町	
野球場		両翼 95.0m、中堅 120.0m	伊勢市	
テニスコート		テニスコート 6 面	玉城町	
ゲートボール 場		ゲートボール場 2 面		
北勢中央公園	H5		四日市 市	
野球場		両翼 95.0m、中堅 120.0m (2,144 人 (芝生席込))	菰野町	
テニスコート		テニスコート 12 面	いなべ 市	
サンアリーナ	H6.5		伊勢市	H6 まつり博開 催を契機にス ポーツ・文化等 各種イベント を開催できる 複合施設とし て整備
メインアリー ナ		アリーナ面積 3,984 m ² 観客収容人員 11,000 席 (固定席 4,980 席、電動 可動席 2,180 席)		
サブアリーナ		アリーナ面積 1,632 m ² 観客収容人員 3,000 席 (固定席 1,002 席)		
ゆめドームうえの	H9.12		伊賀市	
第 1 競技場		アリーナ面積 1,750 m ² 観客収容人員 1,600 席		
第 2 競技場		アリーナ面積 714 m ² 観客収容人員 300 席		

図1 県営スポーツ施設の配置図



北勢中央公園 野球場・テニスコート

表2 近隣他府県のプロスポーツ対応のスポーツ施設状況

プロ野球（過去3年間での公式戦実績あり）

	施設名	ホームチーム	R元 一軍 試合数
愛知県	ナゴヤドーム（民間）	中日ドラゴンズ	71
	豊橋市民球場（市）	中日ドラゴンズ	1
岐阜県	長良川球場（県）	中日ドラゴンズ他	2
静岡県	草薙球場（県）	ヤクルトスワローズ他	0
	浜松球場（市）	中日ドラゴンズ	1
長野県	長野オリンピックスタジアム（市）	ヤクルトスワローズ他	1
富山県	富山市民球場アルペンスタジアム（市）	読売ジャイアンツ他	0
石川県	石川県立野球場（県）	中日ドラゴンズ他	0
福井県	福井県営球場（県）	中日ドラゴンズ	0
滋賀県	なし		
京都府	なし		
奈良県	なし		
和歌山県	なし		

Jリーグ（J1規格の観客席(15,000席)あり）

	施設名	ホームチーム	R元 J1 試合数
愛知県	パロマ瑞穂スタジアム（市）	名古屋グランパス(J1)	13
	豊田スタジアム（市）	名古屋グランパス(J1)	10
岐阜県	長良川競技場（県）	FC岐阜(J3)	0
静岡県	清水日本平運動公園球技場（市）	清水エスパルス(J1)	21
	小笠山総合運動公園スタジアム（県）	ジュビロ磐田(J2)	0
	ヤマハスタジアム（民間）	ジュビロ磐田(J2)	0
長野県	南長野運動公園総合球技場（市）	AC長野パルセイロ(J3)	0
	松本平広域公園総合球技場（県）	松本山雅FC(J2)	0
富山県	富山県総合運動公園陸上競技場（県）	カターレ富山(J3)	0
石川県	西部緑地公園陸上競技場（県）	ツエーゲン金沢(J2)	0
福井県	テクノポート福井スタジアム（県）	なし	0
滋賀県	なし		
京都府	京都スタジアム（府）(R2竣工)	京都サンガF.C.(J2)	-
	西京極総合運動公園陸上競技場（市）	京都サンガF.C.(J2)	0
奈良県	なし		
和歌山県	なし		

○安全性確保が必要なバス停留所について

1. はじめに

令和2年10月30日付けで国土交通省三重運輸支局から、三重県内における安全性確保が必要なバス停留所を取りまとめた「バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表」が公表された。

公表された資料では、最も危険性が高いとされるAランクのバス停留所2か所を含む、2事業者15か所の市内のバス停留所で、停車したバスが周辺にある横断歩道や交差点をふさいでしまうと、横断しようとする人が通行するドライバーの死角になる、いわゆる「危険なバス停」であることが明らかになった。

路線バスは、通勤、通学など日常生活に欠かすことのできない重要な公共交通機関であり、多くの市民がバス停留所を利用している。また、バス停留所は交通量が比較的多い道路に面して設置されていることが多く、バス停留所の周辺では人と車が安全に移動できる交通環境の整備が特に求められている。

そこで、当委員会としては、国土交通省三重運輸支局がとりまとめた、バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表をもとに、市内で交通安全上問題があるとされている、15か所のバス停留所の現状について調査を行うこととした。

2. バス停留所安全性確保の検討に着手した背景・経緯

(1) 死亡事故の発生

平成30年8月30日、横浜市内の交差点で横断歩道を覆う状態で停車した市営バスから降車した女子児童が、バス車両の後方から道路を横断しようとした際に対向車にはねられ死亡する事故が発生した。この事故を受けて、交通安全上問題があるバス停留所が「危険なバス停」として、報道で大きく取り上げられて問題が顕在化した。

(2) 国の対応

令和元年12月13日付けで、国土交通省自動車局長から各地方運輸局長あてに、対象となるバス停留所の抽出、安全上の優先度のランク分け、「検討会」の開催等を指示する「路線定期運行を行う一般乗合自動車運送事業の停留所の安全性対策確保について」の通達が発出された。

この通達を受けて、令和元年12月18日付けで三重県運輸支局から各路線バス事業者にあてて、対象となるバス停留所について調査依頼が行われた。また、令和2年7月31日付けで安全上の優先度の判定方法等についても国土交通省から示された。

(3) 判定の基準

まず、交通安全上問題のあるバス停留所をバス事業者が抽出する。次に、この抽出した結果を運輸支局がとりまとめて運輸支局、バス協会、警察本部、行政等により構成される合同検討会において関係者間で共有し、合意のうえ、バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表を公表する。判定にあたっては、バス停留所周辺における過去の交通事故の発生状況や交差点又は横断歩道との距離に応じて、危険度の高い方からAランク、Bランク、Cランクの順で危険性をランク付けしている。(別紙1参照)

3. 市内の安全上問題があると思われるバス停留所

(1) 各バス停留所の判定結果について

バス停留所のポールは市内におよそ 700 か所あるとされている。そのうち 15 か所が交通安全上問題があるバス停留所とされた。A ランクと判定された 2 か所のバス停留所うち、八千代台 1 丁目バス停についてはバス停留所の移設が終了している。しかしながら、A ランクと判定された室山西バス停のほか、B ランクのバス停留所 9 か所、C ランクのバス停留所 4 か所の計 14 か所についての対応は、令和 2 年 12 月 23 日時点でバス事業者が関係先と協議検討中となっている。

・三重交通 5 箇所				
	バス事業者名	バス停留所名	所在地	判定結果
1	三重交通（株）	阿倉川駅口 (近鉄四日市駅向き)	四日市市羽津甲1584番地	B
2	三重交通（株）	羽津山町 (近鉄四日市駅向き)	四日市市阿倉川町16番地の9	B
3	三重交通（株）	老松橋北詰 (JR四日市向き)	四日市市中島町973番地	B
4	三重交通（株）	波木南台 1 丁目 (笹川テニス向き)	四日市市采女町字北山557番地先	B
5	三重交通（株）	室山西 (宮妻向き)	四日市市室山町348番地の6先	A

※上記 1～5 は、バス事業者が対応について関係先と協議検討中。

・三岐鉄道 10 箇所					I 対策済み
	バス事業者名	バス停留所名	所在地	判定結果	
6	三岐鉄道（株）	あさけが丘 2 丁目 (四日市駅方面向き)	四日市市あさけが丘2丁目1-26番地先	B	
7	三岐鉄道（株）	あさけが丘 3 丁目 (四日市駅方面向き)	四日市市あさけが丘3丁目251番地先	C	
8	三岐鉄道（株）	新中倉橋 (四日市駅方面向き)	四日市市生桑町40番地先	B	
9	三岐鉄道（株）	市立図書館前 (四日市駅方面向き)	四日市市久保田2丁目8-1番地先	C	
10	三岐鉄道（株）	新中倉橋 (山城駅向き)	四日市市生桑町79番地先	C	
11	三岐鉄道（株）	坂部が丘南 (山城駅向き)	四日市市坂部が丘4丁目1-2番地先	B	
12	三岐鉄道（株）	あかつき台 1 丁目 (山城駅向き)	四日市市あかつき台1丁目1-140番地先	B	
13	三岐鉄道（株）	あかつき台 (四日市駅方面向き)	四日市市あかつき台 2 丁目 2 - 1 4 3 地先	C	
14	三岐鉄道（株）	八千代台 1 丁目 (山城駅向き)	四日市市山城町856-7番地先	A	対策済み
15	三岐鉄道（株）	八千代台 2 丁目 (山城駅向き)	四日市市八千代台2丁目95番地先	B	

※上記 6～13 及び 15 は、バス事業者が対応について関係先と協議検討中。

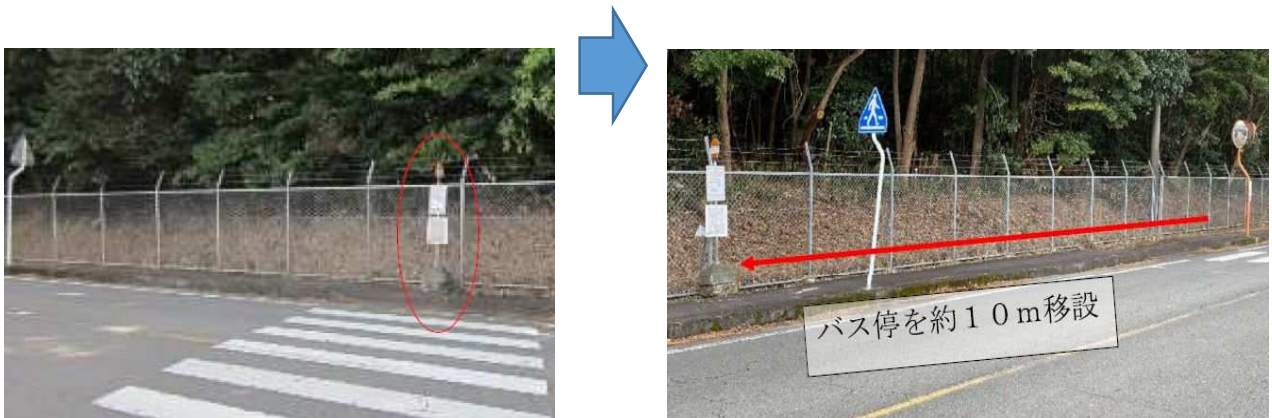
(2) 市内の A ランクのバス停留所の状況について

市内でAランクの判定があった、2か所のバス停留所の状況は下図のとおりである。八千代台1丁目バス停については、約10mの移設を行った。室山西バス停については、水沢方面に約70m移設する方向で対策が検討されているとのことである。

ア 三岐鉄道（株）八千代台1丁目バス停 （四日市駅方面向き）【対応済み】

対応前

対応後（現状）



イ 三重交通（株）室山西バス停（宮妻向き） 【対応について、関係者と協議中】

（現状及び対応案）



4. 今後について

安全性確保の必要性が明らかになったバス停留所について、今後もバス事業者がバス停留所の移設など、関係者と必要な安全対策について検討、協議を行ったうえで安全対策を実施していく。そして、安全対策が実施されたバス停留所は、年1回以上三重運輸支局が開催する合同検討会で報告し、ホームページで対策状況等を公開することとなっている。

なお、三重交通では早期に該当のバス停留所を移設するように関係者と協議を開始しており、

関係者の合意を得ることができ次第、5か所のバス停留所について同時に移設等の安全対策を実施していくことを検討しているとのことである。

また、三岐鉄道の未対応のバス停留所については、これからバス事業者が関係者と協議を行うとしており、当面は注意喚起の表示や車内アナウンスを通じて、バス停留所周辺における交通安全を呼びかけるとしている。

5. 委員からの主な意見

- ・ バス停がそもそも危険な箇所にある場合がある。バス停の移設だけでなく歩道の整備や乗降スペースの確保などの対応も重要であり、本市でも対応を検討するべきではないか。
- ・ バスの乗降スペースの確保などを考慮した道路整備をしていく必要がある。
- ・ 安全対策をほぼ終えている自治体もあると聞いている。本市でもスピード感をもって対策に取り組む必要がある。
- ・ 安易にバス停を移設することで利用者の利便性が低下する可能性がある。
- ・ バス事業者に対して、バスの小型化や車両の安全装備の充実を求めていく必要がある。
- ・ 本市としても、スマート信号などの新しい技術の普及を県に要望していくほか、交通安全意識の啓発、道路のカラー舗装化など、総合的な交通安全対策を実施していく必要がある。
- ・ 担当者レベルではなく、管理職が合同検討会に出席して、当委員会で出た意見を伝えるほか、市民に対しても対応状況を周知していく必要がある。
- ・ 消えかかっている横断歩道について、合同検討会の場合でもしっかりと改善に向けた取り組みを求める必要がある。
- ・ バス停留所を移設する場合は、利用者が混乱しないように十分に周知する必要がある。
- ・ 今回の調査では、スクールバスや幼稚園等の送迎バスは対象となっていないが、バス停以外の場所でもバスを利用する市民も多いと思うので、関係部局を通じて注意喚起するなどの対応が必要ではないか。

6. まとめ

安全性の確保が課題とされたバス停留所については、今後、バス事業者が関係者と協議のうえ、バス停留所の移設のほか看板や車内アナウンスなどの注意喚起を含めた交通安全対策を検討、実施していくとのこと。しかしながら、当委員会としては、バス利用者の利便性を維持しながら市民の安全を守るために、バス停留所周辺の交通安全対策については、交通事業者だけに任せるのではなく、行政としても交通事業者と連携して取り組むべき課題であると考えます。

また、当委員会としてバス停留所周辺の状況を確認していく中で、横断歩道又は交差点とバス停留所との距離が近すぎるという交通安全上の問題のほかに、横断歩道が消えかかっている道路や、バス停留所周辺に歩道や安全な乗降スペースがないことについて委員から改善を求める意見があったところです。

このほかにも、バスの接近に合わせて信号が切り替わるスマート信号の普及、路線バスの小型化と安全装置の搭載、道路のカラー舗装化など交通安全に関する様々な意見が委員から出されました。

これらの点を踏まえ、バス停留所周辺の交通安全対策については、バス停留所を移設するだけでなく、多くの市民が利用するバス停留所の利便性についても考慮しながら対策を検討する必

があります。その上で、消えかかっている横断歩道、歩道や乗降スペースのない道路、交通マナー向上のための啓発など様々な交通安全における課題に対し、関係機関と連携して総合的な交通安全対策を講じていく必要があると考えます。

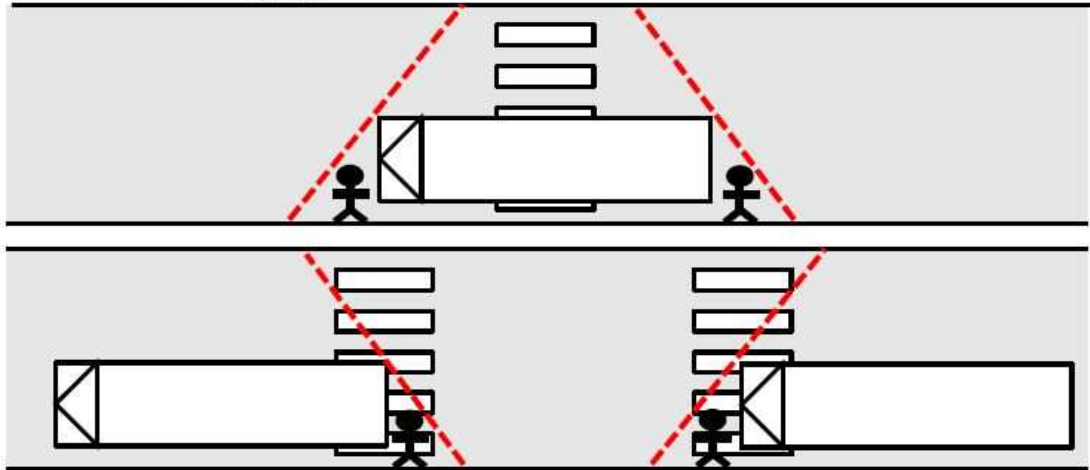
最後に、当委員会としては、今回の委員会における議論の内容を合同検討会で報告するとともに、必要に応じて合同検討会での議論の経過、結果を当委員会に報告するよう求めます。また、今後の本市におけるバス停留所周辺を含む交通安全施策に生かしていくことを求め、調査報告いたします。

〔委員会の構成〕

委員長	谷口周司
副委員長	小田あけみ
委員	伊藤嗣也
委員	井上進
委員	加納康樹
委員	小林博次
委員	森康哲
委員	山口智也

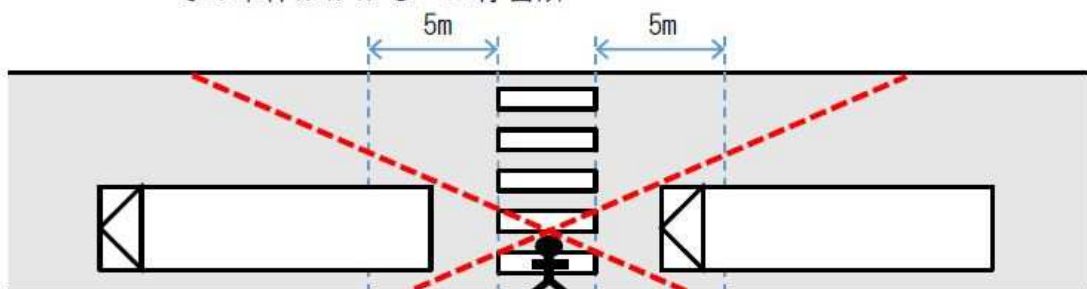
Aランク

- 過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生しているバス停留所
- バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所



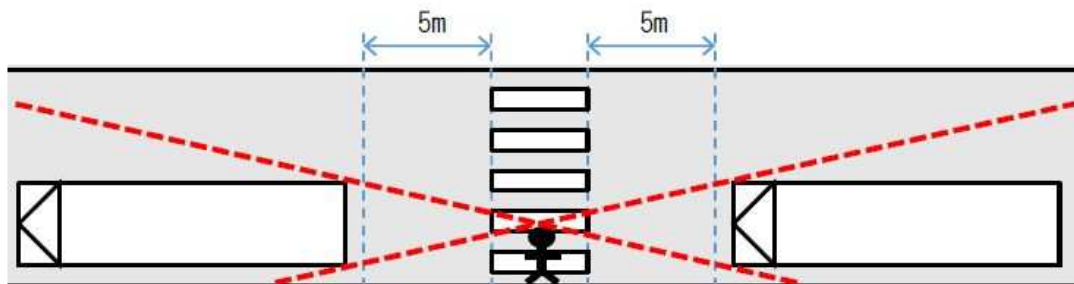
Bランク

- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点にその車体がかかるバス停留所



Cランク

- A又はBランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- A又はBランク以外で、地域住民等の意見や各都道府県の実情に応じて抽出したバス停留所



※ 横断歩道の図のみ記載しているが、交差点にも準用すること。

○環境への取り組みについて

1. はじめに

本市では、四日市市環境基本条例で示された基本理念の実現に向け、四日市市環境計画により今後目指すべき目標、実践の方向、実施すべき施策や市民・事業者・行政のそれぞれの役割を示しています。

これまで本市は、平成 23 年度から令和 2 年度までを計画期間とし、環境先進都市を将来像に掲げた第 3 期四日市市環境計画を基に、市民、事業者、行政が一体となり、良好な環境の保全と創造に取り組んできたところです。

そして、令和 3 年度からは新たに第 4 期環境計画を策定することで、SDGs の考え方、地球温暖化に係る新たな国際的な枠組みとなる「パリ協定」の締結といった国際的な流れに加え、国の第 5 次環境基本計画、県の三重県環境基本計画など環境に関する社会の動向の変化に対応していくとしています。

こうした環境を取り巻く社会の動向を踏まえ、第 4 期環境計画を本市が着実に推進していくためには、環境部局だけでなく、本市のあらゆる部局が環境に対する取り組みを実施していくことが重要であると考えます。

そこで、当委員会といたしましては、当委員会の所管する部局がこれまで実施してきた環境に対する取り組みに加え、第 4 期環境計画における取り組みについて調査を行うこととした。また、令和 3 年 2 月の高校生議会の環境保全・ごみ問題委員会からの意見書を踏まえ、大きな環境問題となっているプラスチックごみに対する本市の取り組みについても、併せて調査を行うこととしました。

2. 各部局の環境への主な取り組み

(1) 環境部

- ① 温室効果ガスの削減に向け、家庭における「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」によるスマートなエネルギー利用に資する設備の導入に対して四日市市スマートシティ構築促進補助金を交付している。今後も、環境技術の動向に合わせて補助制度を見直していく。
- ② 地球温暖化対策には、市民や事業者の理解と自発的な行動が極めて重要なことから、「クールチョイス」に賛同する個人や企業、団体を募ったほか、第 4 期環境計画でも啓発映像や啓発チラシを作成するなど引き続き啓発を実施していく。また、公共交通機関や自転車など環境負荷の低い方法での通勤を促す取り組みを実施している。
- ③ 四日市市クリーンセンターにおいて、ごみ焼却時の余熱を利用したバイオマス発電及び施設敷地内の太陽光発電により発電した電力を売電している。
- ④ グリーンカーテンの普及啓発事業を全地区市民センターで実施したほか、各公共施設でグリーンカーテンの取り組みを実施している。
- ⑤ ゴミ問題に対する、市民や事業者の意識を高めるため、クリーンセンターの見学会や出前講座の実施、スマートフォン向けのアプリケーションの活用等でゴミの分別方法や、正しいゴミの出し方などとともに、3Rの取り組みについて啓発を行っている。

- ⑥ 一般家庭から出される生ゴミの堆肥化と減量を推進するため、生ゴミ処理機購入費の補助を実施しているほか、住民団体が自主的に実施する再生資源の集団回収を通じ、地域社会づくりに資する活動にかかる経費の一部を助成している。

第4期環境計画では、持続可能な資源循環の推進を目標に、食品ロス、使い捨てプラスチック製品の削減、発生抑制を含めた2Rを推進するほか、海洋プラスチックの問題や高齢者へのごみ出し支援などの取り組みも実施する。

- ⑦ 在来の海浜植物保護のため除草・清掃を実施した。また、参加者に対し、自然環境の保全に関する普及啓発のための講座を実施している。
- ⑧ エコ工作、環境学習講座、自然観察会といった体験学習会等を企画し、自然とのふれあいの場を設けた。第4期環境計画でも、引き続き体験学習会などを継続し自然とのふれあいの場や機会を創出していく。
- ⑨ 大気汚染対策として、市内の各測定局で常時監視測定を行っており、測定したデータは市役所中央監視局に集約され、大気汚染状況の把握及び市民への情報提供に利用している。また、水質汚濁対策として、主要河川、中小河川で定期的に水質を測定し環境監視に努めている。
- ⑩ 不法投棄を未然に防止するため、監視カメラを設置したほか、休日にもパトロールを実施し、不法投棄物の早期回収に努めている。
- ⑪ 公害健康被害者が予防接種を受けた際の自己負担分の助成を行ったほか、保健師の訪問等による療養指導を実施している。
- ⑫ エコパートナーの交流活性化を目的とした交流会を開催した。また、四日市市環境フェアでは、グリーンカーテンフォトコンテスト表彰式、四日市市環境活動賞表彰式、小中学生による公害・環境に関する研究発表会を併せて開催している。
- ⑬ 友好都市・姉妹都市の高校生と市内の高校生との国際環境交流として地球環境塾を実施した。また、天津市の行政職員等を対象とした環境交流事業として、現地セミナー及び国内受入研修を実施している。
- ⑭ 四日市市公式サイト内のかんきょう四日市の随時更新を行ったほか、四日市公害と環境未来館のホームページを整備した。また、エコパートナーの紹介ホームページも作成し、環境団体の情報発信を実施した。第4期環境計画でもわかりやすい情報発信に努める。
- ⑮ 地域の環境保全活動や環境教育を実践する人材育成を目的とした講座を実施している。

(2) 上下水道局

- ① 公共建築物の省エネルギー化及び維持管理の経費軽減のため、下水道の3施設において照明器具のLED化を行ったほか、高岡配水池小水力発電所で134万kWhを発電し、約634tのCO₂を削減した。第4期計画においても、引き続き再生可能エネルギーの利用を促進する。
- ② 日永浄化センター汚泥焼却炉施設で脱水ケーキを焼却して発生した焼却灰の有効利用を図るため、セメント製造会社と協定を締結してセメント原料としてリサイクルしている。第4期環境計画においても、引き続き資源循環を推進する。
- ③ 大気汚染対策としてばい煙等の測定を行ったほか、公設の下水道浄化施設（日永浄化セ

ンター・コミュニティプラント・農業集落排水施設）水質分析の実施、生活排水による河川等の公共用水域の水質汚濁の防止を図るため合併処理浄化槽設置に対する補助を実施した。第４期計画においても、引き続き安全で快適な生活環境の確保に努める。

（３）スポーツ・国体推進部

- ① 四日市温水プールでは平成 22 年度から太陽光発電システムを導入しているほか、空調熱源システムを導入し、灯油からガスに燃料を転換している。
- ② 四日市ドームにおいて、雨水利用を雑排水等に使用し、効率的な雨水利用を行っている。
- ③ 四日市市総合体育館においても、雨水利用、太陽光発電システムを導入するとともに、楠体育館で省エネルギー診断を行うなど、改善点の把握に努めた。第４期四日市市環境計画においても、省エネルギー診断の結果を参考にしながら、さらなる省エネルギー化に努める。

（４）都市整備部

- ① 長期優良住宅法等に基づき一定の省エネルギー基準を満たした住宅における税制優遇等のメリットの周知を行い、今後も継続して低炭素住宅等の普及促進に努める。
- ② 自主運行バス３路線についてダイヤの見直しや大規模商業施設の敷地内に乗り継ぎ拠点を整備するなど、利便性の向上に努めた。また、西日野駅と内部駅において、駅前広場や駐輪場の整備を行い、今後は近鉄阿倉川駅など新たな駅前広場の整備に着手する。そのほか、三岐鉄道が計画している連節バス導入を推進するため、関係者が連携し導入に向けた取り組みを進める。
- ③ 歩行者の安全に配慮した道路空間の整備や自転車利用者のための走行空間の整備など道路環境の整備を実施している。これら道路環境の整備や公共交通機関の利用促進については、多様な交通手段を利用できるように第４期環境計画でも継続して取り組む。
- ④ 開発許可に関する協議の際に雨水貯留タンクや浸透枳等の雨水浸透施設の設置の検討を促しており、今後も継続して取り組んでいく。
- ⑤ 市民緑地制度による身近な里山の保全や花と緑いっぱい事業など市民や事業者による緑化活動、環境保全活動に対する支援を行っており第４期環境計画でも継続して取り組む。
- ⑥ 建築物の解体工事等における石綿の事前調査の徹底を図るため、ホームページに関係資料を掲載するなどの周知に努めている。また、日照被害等の防止については条例に基づき、標識の設置や説明会の開催を求めるなど、建築主に対して、紛争予防に必要な措置を要請している。これら生活環境の確保に対する取り組みについても、第４期環境計画でも継続して取り組む。
- ⑦ 第３期環境計画では、指標としている市民緑地指定箇所数と市民一人当たりの公園の供用面積が計画時点より増加している。また、毎年多くの市民団体へ緑化活動等の支援を行っており、一定の成果が挙げられている。市民との協働による緑化の推進や保全は重要であり、これらの取り組みは、第４期環境計画でも継続する。
- ⑧ 第４期環境計画では、新たに中央通りの再編に合わせたグリーンインフラの充実やＢＲ

Tの推進などを盛り込み、気候変動の影響への適用や低炭素型まちづくりの推進に努めていく。

3. プラスチックごみ対策について

(1) 本市のこれまでの施策

○令和2年7月に国においてレジ袋の有料化が義務付けられたが、これに先立ち本市ではレジ袋を含む容器包装プラスチックごみなどの減量を進めるため、平成22年に小売事業者や商店街振興組合、三重大学、三重県等とレジ袋有料化の協定を締結した。同時期に、各主体が参加し、連携して廃棄物の減量を進めるごみ減量・リサイクル推進協議会を立ち上げた。

(協定締結16事業者63店舗、13商店街うち、レジ袋有料化：11事業者42店舗)

【ごみ減量・リサイクル推進協議会と連携して実施した主な事業】

- ・マイバッグ、マイボトルなどの使用の啓発
- ・マイバッグの作成及び配布
- ・ペットボトルや食品用白色トレイなどの店頭回収の促進

○家庭から排出されるプラスチックごみ（一般廃棄物）については、適切に回収し、クリーンセンターで焼却、熱回収（サーマルリサイクル）を実施している。

○自治会等が町内清掃として実施している河川や海岸の清掃活動について、分別拠点として楠衛生センターの提供や回収したごみの収集、広報等を支援している。

(2) 国との連携

国が、海洋プラスチックごみの流出実態を把握するべく、天白川で実施している調査に、関係者との調整や、資料提供、回収した廃棄物の処理などで協力している（令和元年度～）。

(3) 三重県との連携

○三重県が主催する海岸漂着物対策推進協議会に委員として参加している（平成28年度～）。

○三重県が立ち上げを予定している海洋プラスチックごみ対策を協議する会議に参画を予定している。

○三重県が河川のプラスチックごみ流出量を把握するべく、海蔵川で実施している調査に、関係者との調整や、資料提供、回収した廃棄物の処理などで協力している（令和元年度～令和2年度）。

(4) 今後の主な取り組み

○令和3年度からスタートするごみ処理基本計画に基づき、リデュース（発生抑制）を中心にごみの減量に取り組む。

○本市は、一般廃棄物を安定的に処理する責務があることから、引き続きクリーンセンターにおける焼却及び熱回収（サーマルリサイクル）を実施していくが、国の方針や新しい技術の動向を注視しつつ焼却を減らすための手法やごみ焼却発電の一層の効率化等について研究を進める。

○国や三重県の調査結果なども踏まえて、不法投棄のパトロール活動の内容を見直し、パトロールエリアの重点ポイントに河川、水路周辺を加えるとともに、河川にごみが流出する可能性があるごみ集積場について、自治会などとも連携して、ごみ集積場の改修に取り組むなど、海洋へのごみの流出の防止に努める。

4. 委員からの主な意見

- ・それぞれの部局が行う施策に対しても環境部局が積極的に関わっていく必要がある。
- ・クリーンセンターで発電に利用した後の熱をエネルギーとして有効に利用するべきではないか。
- ・雨水や太陽光を有効に活用する取り組みをさらに拡げていくべきではないか。
- ・空調等を導入する際は、コストと環境負荷のバランスを考慮して判断していく必要がある。
- ・河川、水路周辺の不法投棄のパトロール強化に加えて、不法投棄防止の啓発看板や監視カメラを必要に応じて設置していく必要がある。
- ・プラスチックごみの削減に向けて、企業と連携した施策を検討していくべきではないか。
- ・マイクロプラスチックによる環境破壊について、市民に具体的な事例を示しながら啓発に努めるべきではないか。
- ・環境計画を推進するうえで、施策ごとに具体的な数値目標を設定して計画の進捗管理をしていくべきではないか。
- ・中心市街地だけでなく、郊外の市民も自動車に頼らずに歩いて生活できる環境を整備していくべきではないか。

5. まとめ

本市では、当委員会が所管する部局だけでも、環境計画に基づき様々な講座やイベントを通じて市民への啓発活動、太陽光や雨水の有効活用、良好な水質、大気、緑地の保全等のために様々な取り組みが行われていることをあらためて確認しました。

また、プラスチックごみに対する本市の取り組みとして、令和3年度からスタートする「ごみ処理基本計画」に基づき、リデュース（発生抑制）を中心にごみの減量に取り組むほか、自治会などと協力してプラスチックごみの海洋への流出防止に努めるとのことでした。

しかしながら、気候変動、生物多様性、廃棄物など環境問題が広がりを見せる中で、委員からは、各部局のこれまでの取り組みに加えて、新しい環境計画を確実に推進するための数値目標の設定や公共施設におけるエネルギーの有効活用の推進、企業や市民との連携等について様々な意見が出されたところです。

ごみ問題や地球温暖化問題を始めとする、環境問題の多くは市民のライフスタイルや社会経済活動のあり方と密接に関係しており、その解決には市のあらゆる部局がこれまで以上に連携していく必要があります。併せて、本市だけではなく、周辺市町や国、県とも協力して環境問題に取り組むことが重要であると考えます。

当委員会としては、環境部が中心となり庁内関係部局と連携して横断的に環境問題に取り組むとともに、国、県、周辺自治体と連携して、本市が第4期環境計画の将来像である「環境問題は「自分ごと」みんなで創る「住み続けられるまち・四日市」」を実現するため計画を着実に実施していくことを求め、調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	谷口周司
副委員長	小田あけみ
委員	伊藤嗣也
委員	井上進
委員	加納康樹
委員	小林博次
委員	森康哲
委員	山口智也

5. 行政視察報告書

(桑名市)

1. 市勢

市政施行 昭和 12 年 4 月 1 日

人 口 141,701 人 (令和 2 年 3 月末時点)

面 積 136.68 平方キロメートル

2. 財政

令和 2 年度一般会計当初予算 50,815,449 千円

令和 2 年度特別会計当初予算 27,742,490 千円

令和 2 年度企業会計当初予算 13,996,243 千円

合計 92,554,182 千円

財政力指数 0.847 (令和元年度決算)

3. 議会

条例定数 26

3 常任委員会 (総務安全、教育福祉、都市経済)

2 特別委員会 (議会改革推進、桑名市総合医療センター調査)

4. 視察事項 「桑名市による自動運転実証実験について」

「桑名駅自由通路事業及び桑名駅周辺地区整備構想について」

「桑名市斎場おりづるの森について」

「NTN株式会社 先端技術研究所グリーンパワーパークについて」

5. 桑名市による自動運転実証実験について

(1) 視察目的

桑名市では、令和元年 6 月に群馬大学と協力して県内で初めて、桑名市役所と桑名駅の間で自動運転バスを走らせる実証実験を実施した。さらに、令和 2 年 9

月には、将来的にバス路線の代替手段としての可能性や導入にあたっての課題を検討するため、実際の路線バスのルートを使用した2回目の実証実験を実施している。

自動運転については、本市でも令和元年度から産官学が連携した自動運転導入検討会議を立ち上げ、近鉄四日市駅とJR四日市駅間の連携強化や四日市港の物流機能の強化などに向けた活用を念頭に自動運転などの新技術を取り入れた新しい交通手段を実現し、誰もが自由に移動できる環境の整備について検討を進めているところである。

当委員会としては、本市における新たなモビリティの導入に向けた施策の参考にすべく、桑名市による自動運転実証実験について視察を行うこととした。

(2) 自動運転バスによる実証実験について

桑名市では、民間事業者の路線バスだけでなく、コミュニティバスを運行することで、観光利用のほか、買い物や通院、通学など市民の生活を支える交通環境の整備にこれまでも取り組んできた。

しかしながら、少子高齢化の影響による利用客の減少や運転手の不足など、バス路線の維持が今後難しくなってくることが予想されている。一方で、高齢者の運転免許返納の増加や自動車を保有しない若年層の増加などにより、郊外と市



の中心部を結ぶバス路線を、どのように維持していくのかが大きな課題となっていた。

特に、人口の25%が居住する郊外の大規模団地では高齢化が進んでいることから、将来的に自動車を運転しなくても、買い物や通院などができ、今までと変わ

らない日常生活を送るための持続可能な交通手段の確保が必要となっている。

桑名市では、平成 30 年度に実施した市民満足度調査において、公共交通に関して、重要度が高いにもかかわらず満足度が低い結果となった。このことを受けて、従来のバスネットワークに代わる、新たな交通ネットワークの導入や、持続可能な交通手段の確保を目指して、自動運転バスの検討に取り組むこととした。

現在、市民満足度調査の結果を受けて「防犯・交通安全」「道路」「公共交通」の課題を、取り組むべき 3 つのミッションとして捉え、令和 2 年度から始まる後期基本計画において、市民と対話をしながら、協働でこの課題に取り組むこととしている。



(3) 自動運転バスを推進する体制について

第 1 回の実証実験については、公共交通を所管する部署ではなく、政策立案を行う市長公室まちづくり推進課で取り組みを行った。

そして、第 1 回の実証実験後に実験成果や課題を検証するとともに、交通ネットワークの機能強化及び地域活性化を促進するため、従来のバスシステムに代わる、自動運転バスを軸とした新たな交通ネットワークの構築と、持続可能な交通手段の確保を目指し、令和元年 11 月に学識経験者、市民、商工会議所、交通事業者、警察、行政団体、その他関係団体などで構成する桑名市次世代モビリティ社会実装研究会を立ち上げた。

令和 2 年度からは、三岐鉄道北勢線や養老鉄道、コミュニティバスなどを所管

していた都市整備部都市管理課と市長公室まちづくり推進課の自動運転バスに関する業務を一元化し、自動運転をはじめとする様々な交通課題に対応し、様々な交通施策を検討していくために、市長公室の政策推進課内にM a a s 推進室を新たに設置し、2 回目の実証実験を実施した。

(4) 第1回自動運転実証実験について

【第1回 実証実験】

実施期間	令和元年6月28日(金)～30日(日) 午前9時～午後5時
運行便数	30 便
運行距離	約2 km
技術レベル	レベル2
乗車体験者数	288 名(市民、行政、交通関係者等)
自動運転率	平均81%
運転区間	桑名市役所～桑名駅

新たな交通ネットワークの構築と持続可能な交通手段の確保を目指し、県内初となる自動運転バスの実証実験を、桑名市役所から桑名駅前までの中心市街地の公道を利用して行った。

この実証実験は自動運転レベル2で実施され、総走行距離のうち、自動運転による走行は全体の66%～91%(平均81%)となった。実証実験では、国道1号など交通量が多く渋滞が発生している路線で、信号が切り替わるまでに右折する必要があった状況で手動運転に切り替える場面があったほか、路上駐車への対応など中心市街地特有の道路状況に対応していくことが自動運転の課題であることがわかった。



(5) 第2回自動運転実証実験について

【第2回 実証実験】

実施期間	令和2年9月26日（土）～28日（月）午前10時～午後4時
運行便数	30便（10便／日）
運行距離	2.5 km
技術レベル	レベル2
乗車体験者数	190名
運転区間	太山田団地内

2 回目の実証実験が行われた大山田団地は、桑名市内においても高齢化が急速に進んでいる地区であり、今後バスの依存度が上昇することが予想されている。

また、既存バス路線を使用した実証実験を実施することで、坂道や団地内等でも安定した走行ができるか確認するとともに、実際のバス停を使った乗降シミュレーションなど、1 回目の中心市街地での実証実験よりもさらに一歩進んだ、実際の運用に近い形での実験を行った。



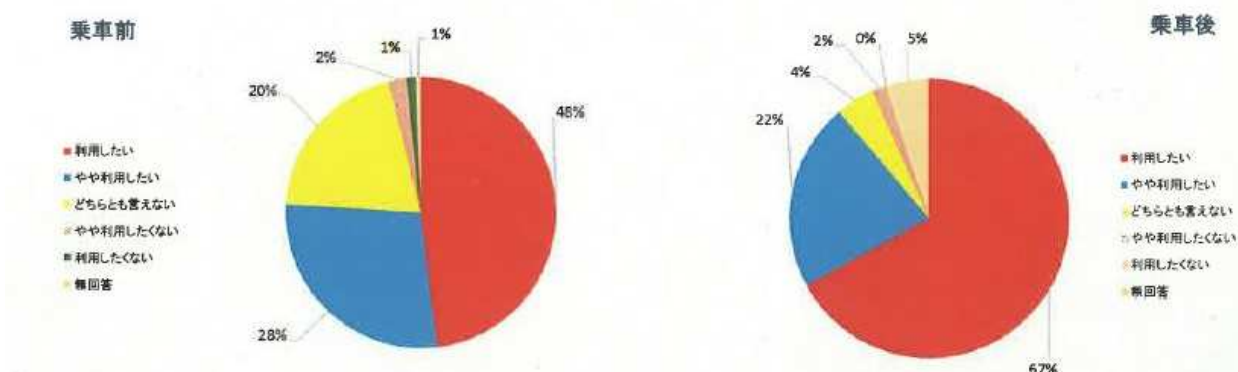
(6) 市民アンケートの結果について

実証実験の前後に実施したアンケートでは「乗車前は自動運転の技術は信頼できるかと思うか」との問いに対して、「信頼できる」または「やや信頼できる」と回答した割合が 57%であったのに対し、実験後のアンケートでは「どちらとも言えない」と回答した割合が大幅に減少し、81%の人が「信頼できる」または「やや信頼できる」と回答している。

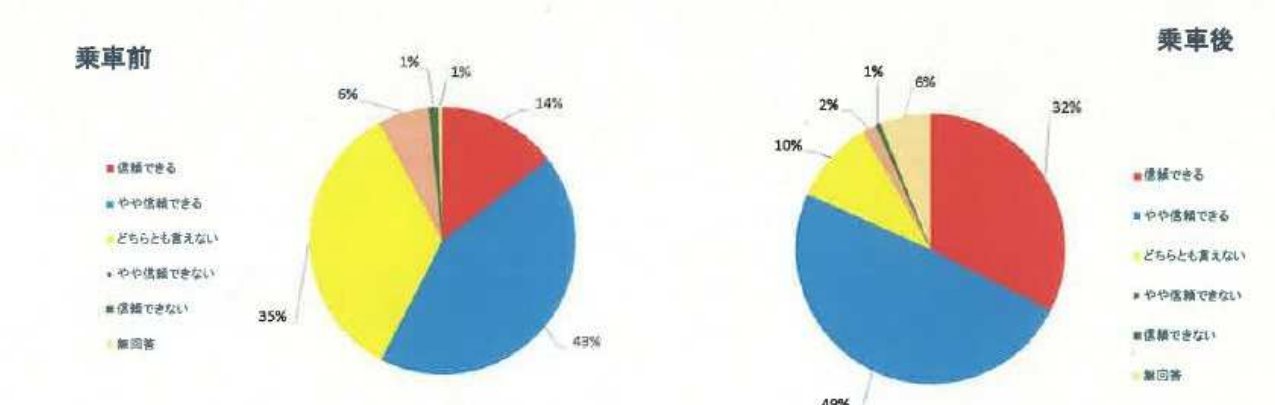
また、アンケートでは仮に無人運転が実用化された場合の乗車中のトラブル対応への不安や、ブレーキ操作など乗り心地について意見があった。

アンケートでは「将来的に公共交通分野で自動運転車が導入された場合、利用したいと思いますか」との問いに対して、89%の人が利用に前向きな回答をしていることから、技術面などの課題はあるものの、桑名市では自動運転バスの実証実験により、市民の自動運転技術への信頼が向上するとともに、自動運転を積極的に進めていこうとする機運がさらに高まる効果があった。

将来的に公共交通分野で自動運転車が導入された場合、利用したいと思いますか？



自動運転の技術は、信頼できると思いますか？



(7) 委員からの質疑

Q 公道での実証実験にあたり、事故が発生した場合の責任の所在についてどのように整理したか。

A まず、実証実験にあたって安全管理は徹底して行った。万が一事故が発生した場合は、実験にあたり加入した保険で、通常の交通事故と同様に、相手方と過失割合等を協議のうえ対応することを想定した。

Q 自動運転のレベルを引き上げるなど、今後の進め方についてどのように考えているか。

A 実証実験のアンケート結果等を分析しつつ、桑名市次世代モビリティ社会研究会で協議しながら進めていきたいと考えている。

Q 現在は群馬大学と協力して自動運転の取り組みを推進しているが、今後、別のパートナーと協力することは検討しているか。

A 現在、群馬大学の協力を得ながらデータの取得や課題解決に向けた取り組みを進めているので、今後も群馬大学と協力して取り組みを進めたい。新たなパートナーについては、今後の技術進歩を見極めながら検討したい。

Q バス以外のトラックや小型車両の自動運転については検討しているか。

A 今のところ自動運転バスを軸に取り組むが、将来的にはワンボックスカーや小型車両についても研究していきたい。

Q 自動運転について、どのような法整備が必要だと考えているか。

A 乗用車については、4月から高速道路でレベル3の走行が認められたが、一般道における自動運転バスの運行はまだ認められていない。技術的にはもう少し上のレベルでも対応できると聞いているが、現時点では運転支援のレベルでの運行になるため法整備は必要だと考える。市としては、まずは住民に自動運転を知ってもらい、受け入れてもらえるように取り組みを進めたい。

Q 利用者が少ない郊外の公共交通についてはどのように考えているか。

A 中心市街地や大規模団地など、利用者の多い地域で実験を行っているが、将来的には郊外の地域においても無人運転バスが運行できるように期待している。

（８）所感

桑名市における２回の自動運転バス実証実験は、自動運転バスの運行に係る課題の整理のほか、市民に対して自動運転技術に対する信頼の醸成に大いに寄与したことを確認した。一方で、自動運転バスを公道で運行するにあたっては、法整備や技術的な面で課題があり、適切な法整備やさらなる技術の発展が望まれる。

また、事故等のトラブルが発生した場合の現場対応や、車いすの乗客など、乗降に介助が必要な人への支援をどのように行うか検討が必要なほか、バス停と目的地までのラストワンマイルの移動など、自動運転バスの運行だけでは地域における全ての交通課題が直ちに解決されるものではなく、自動運転技術や法整備以外にも多くの課題があると考ええる。

桑名市では、自動運転バスを従来のバスネットワークに代わる新たな交通ネットワークと位置づけ、持続可能な公共交通を確保していくことを目指すとしている。今後、２回の実証実験の成果や課題を整理し、地域の特性に合った交通施策の導入について、人の流れ、移動に対するニーズなど様々な角度から検証を行い、ＩＣＴで全ての公共交通機関などの接続をスムーズにするＭａａＳの推進にも取り組むとしている。

本市においても、市民、研究機関、事業者と協力して自動運転導入検討会議を立ち上げるなど、検討を進めているところであるが、将来の地域の交通を維持していくため、自動運転についての研究を加速させる必要がある。

また、自動運転だけでなく、デマンド交通やレンタサイクルなど複数の交通モビリティの活用にも引き続き取り組み、誰もが取り残されない地域交通の構築を目指す必要がある。

当委員会としても、本市における様々な交通課題に対する行政の取り組みを注視するとともに、委員会等での議論を通じて、時代の変化と本市の実情に合った、よりよい交通手段のあり方について、引き続き調査研究を行っていきたい。

6 桑名駅自由通路事業及び桑名駅周辺地区整備構想について

(1) 視察目的

桑名市では、桑名駅とその周辺の整備を総合計画の重点プロジェクトの一つとして位置づけ、駅を挟んだ東西の地区の連携強化を図るため、令和2年度に桑名駅自由通路を完成させ供用を開始した。また、桑名駅を安全で便利な交通結節点として、賑わいを生み出し安心して暮らせる都市機能の集積と、市民生活と観光交流の拠点づくりの構築を目指した桑名駅周辺地区整備構想を取りまとめ、事業を推進している。

本市においても、近鉄四日市駅周辺等整備基本構想を取りまとめ、駅前広場や歩行空間等の整備をすることで、居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかを形成するとともに、市の玄関口に相応しい駅前空間の整備について検討を進めているところである。

当委員会として、本市において検討が進められている、近鉄四日市駅周辺等整備事業の参考とするため、桑名駅自由通路の整備と桑名駅周辺地区整備構想について視察することとした。

(2) 桑名駅における東西の移動について

令和2年8月に桑名駅自由通路が供用開始されるまで、桑名駅の東西の移動は、駅の入場券を購入し改札内を通るか、踏切まで迂回しなければならなかった。

新たに整備された自由通路は、以前の駅舎があった位置から南へ約80mの位置に整備し、あわせてJR桑名駅、近鉄桑名駅及び養老鉄道桑名駅を自由通路に面する形で移設した。自由通路の整備により、長年懸案となっていた駅東西の移動の円滑化、安全通行が確保されたほか、緊急時の避難経路として災害時の機能強化が図られた。

また、自由通路から3つの鉄道路線に直接アクセスできるようになったことで乗り継ぎの円滑化が図られたほか、駅の東側にあるバスターミナルへのアクセスも改善した。

(3) 桑名駅自由通路について

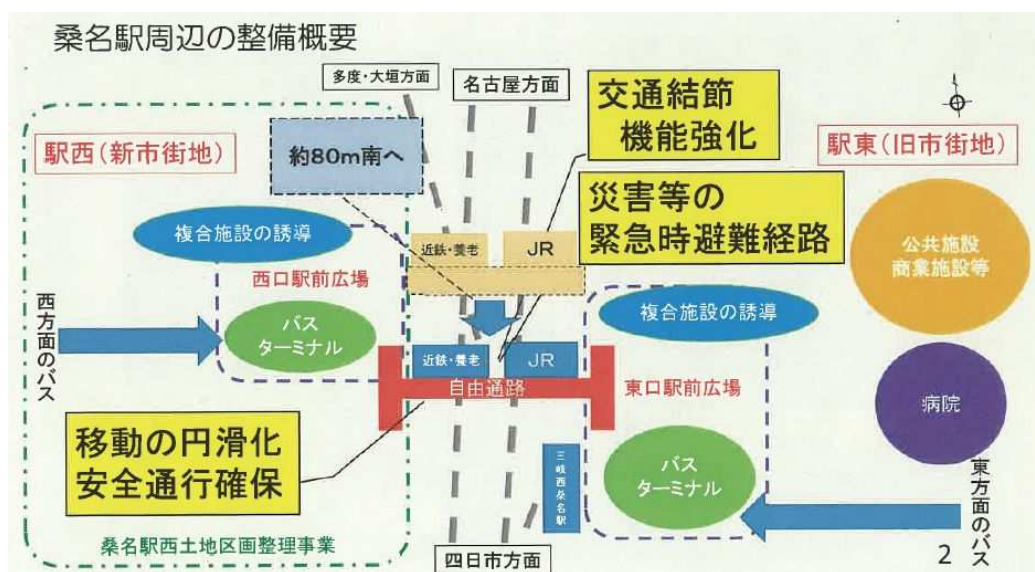
<自由通路の概要>

歩行者専用道路 延長 176m 幅員 6m

事業費約 97.3 億円（自由通路、JR 桑名駅舎及び近鉄桑名駅舎含む）

エレベーター 2 基（東西昇降部に各 1 基）

上りエスカレーター 1 基（東昇降部は駅前広場整備に併せて整備する予定）



<自由通路のデザイン>

- ・デザインには、七里の渡しのシンボルである大鳥居や観光名所である六華苑にならい和洋折衷のデザインとしたほか、桑名市にゆかりのある戦国武将の兜の色をモチーフにした黒を基調とするなどしている。



<自転車も通行可能>

- ・東西の入り口に一基ずつ設けたエレベーターには自転車も載せられるほか、自由通路は押して歩けば自転車も通行可能となり、駅東西の移動が活発化した。



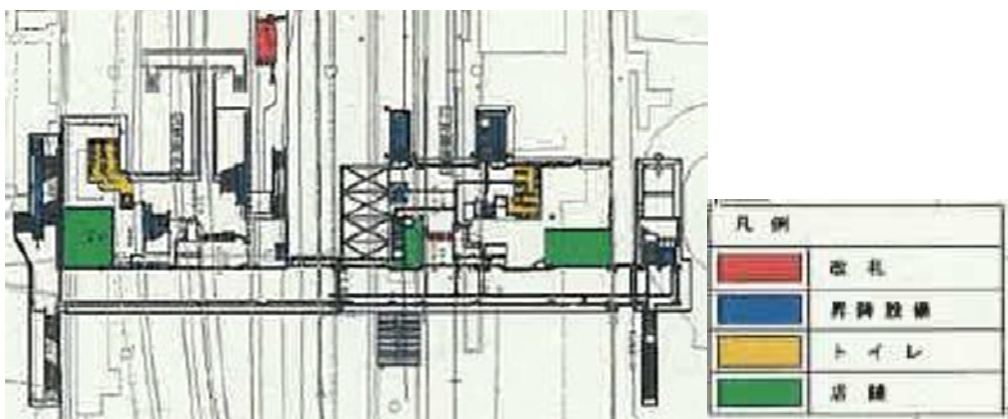
<見どころ>

- ・鉄道ファンに親しまれている線路幅の違う3路線を自由通路から見下ろすことができる。



<利便性の向上>

- ・自由通路内には新たに飲食店、売店、コンビニエンスストアの3店舗が設置され、利用者の利便性が向上した。

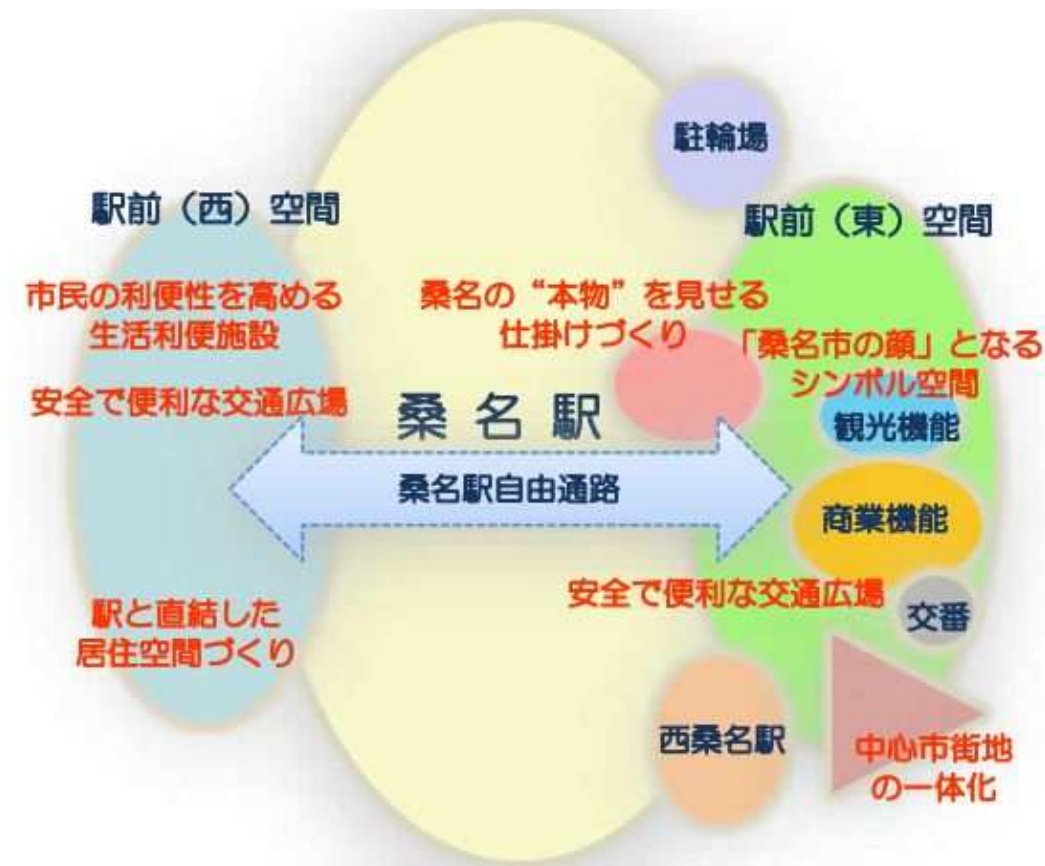


（４）桑名駅周辺地区整備構想について

桑名市総合計画では、桑名市の将来像を実現するための指針として7つのビジョンを掲げており、そのうちの「地理的優位性を活かした元気なまち」「桑名をまちごと『ブランド』に」を目指した取り組みとして、桑名駅周辺の整備を進めている。

その中で、先行的に着手した桑名駅自由通路の整備とともに、平成30年8月に「桑名駅周辺地区整備構想」を策定し、桑名の玄関口としてふさわしく、安全で便利な交通結節点づくり、賑わいを生み出し、安心して暮らせる都市機能を集積した、市民生活と観光交流の拠点づくりの構築を目指している。

この構想では、桑名駅の東側は国内有数の観光都市として、「桑名市の顔」となるシンボル空間として整備し、西側は優れた住宅都市として、市民の利便性を高める生活利便施設の構築を目指しており、桑名の魅力があふれ、市民や利用者が満足でき、次世代にも誇れる「桑名力」を活かした桑名駅周辺整備を進めたいとしている。



（５）桑名駅周辺地区整備事業について

＜事業の進め方＞

桑名駅周辺地区整備事業にあたっては、市民への利益として民間事業者の資本力、企画力、経験豊かな事業ノウハウを最大限活用できる公民連携手法で整備を進めることで、市場性を反映した市民満足度の高い施設整備を行うこととした。

募集要項について（事業趣旨、提案募集のねらいと目的）

①市民への利益 ⇒ 民間ノウハウ	民間事業者の資本力、企画力、経験豊かな事業ノウハウを最大限に活用できる <u>公民連携手法</u> で整備を進めることにより、 <u>市場性を反映した市民満足度の高い施設整備を行うこと</u> を目的としています。
②まちづくりパートナー ⇒ 持続可能なまちづくり	一過性の整備で終わるのではなく、 <u>市と共に持続的なまちづくりに参加していただき、桑名の街を元気にしてもらえる事業提案</u> を求めるものです。
③財政負担の軽減 ⇒ 収益・財政負担	桑名駅周辺という市場価値の高い市有地の利用から生ずる収益を活用して駅前広場等の整備を一体的に行い、 <u>全体スキームの中で可能な限り市の財政負担を軽減できる提案</u> を期待します。

＜桑名駅周辺複合施設等整備事業の概要＞

桑名駅周辺複合施設等整備事業では、駅の東側に交通広場や観光案内所の整備、ペDESTリアンデッキ等を整備することで、周辺施設との接続、回遊性を確保するほか、駅東側を国内有数の観光都市として、「桑名の顔」となるシンボル空間として、駅西側を優れた住宅都市として、市民の利便性を高める生活利便施設の構築を目指し、官民連携手法を活用した事業推進を図っている。





(1 階計画平面図)



(2 階計画平面図)

＜事業のスケジュール＞

令和元年7月30日に駅東地区、駅西地区に事業対象区域を分割して、事業の募集要項を公表し説明会を開催した。そのうえで、事業者からの提案を募集したところ、駅東地区については2者からの提案があった一方で、駅西地区については提案まで至る事業者がなかった。

事業提案のあった駅東地区については、選定委員会による審査の結果、長島観光開発（株）を優先交渉権者とし、令和2年7月28日に同社と桑名駅周辺複合施設等整備事業に関する基本協定を締結した。今後、市と事業者の役割分担や業務詳細等について整理をしたうえで、令和4年1月に実施協定を締結していく予定である。

(6) 委員からの質疑

Q. 桑名駅自由通路について、改札前の床のデザインを工夫することで、案内表示が立体に見えるようにして話題になったと聞いているが、どのような経緯で作成したのか。

A. 立体に見える案内表示については、桑名駅に複数の路線が乗り入れていることから、利用者が改札を間違いないように、近鉄の若手社員が発案したと聞いている。

Q. 駅東側にはエスカレーターを整備しないのか。

A. 駅東側については、今後、観光案内所やペDESTリアンデッキといった駅前広場の整備と併せてエスカレーターを設置する予定となっている。

Q. 駅西側は今後どのように整備するのか。

A. 駅西地区については、土地区画整理事業による道路環境の改善に取り組んでいるが、桑名駅周辺複合施設等整備事業への事業提案がなかったことから、今後どのように整備していくかは現在白紙となっている。

(7) 所感

今回の視察では、実際に桑名駅を視察することで、自由通路の供用前と比べて交通機関の乗り継ぎがスムーズに行えるようになったほか、自転車利用者にも配慮することで、駅東西の移動が円滑に行えるようになり、利用者の利便性が大きく向上したことを確認することができた。

新しい駅舎と自由通路は、桑名の歴史が感じられる外観としているだけでなく、3つの路線が乗り入れる桑名駅の特徴を活かして、駅からの眺望にも配慮しており、新しい桑名駅は公共交通機関の玄関口としてだけでなく、駅自体が新たな市のランドマークとして桑名市の魅力を発信している。

本市の近鉄四日市駅周辺等の整備においても、市民の利便性を向上させるとともに、本市の魅力を発信できるような整備を進めていくべきと考える。

また、桑名駅周辺地区整備構想の実現に向けて、民間から提案を募集をするにあたって、桑名市では民間事業者をまちづくりのパートナーとして位置づけ、一過性の整備で終わるのではなく、市と共に持続的なまちづくりに参加していただき、桑名の街を元気にしてもらえる事業提案を求めている。こうした、桑名市と事業者との関係は持続可能なまちづくりを進めていくうえで、本市においても参考になると考える。

当委員会としては、桑名駅周辺におけるイベント広場や観光案内所、ペDESTリアンデッキの整備といった今後の取り組みを注視しながら、近鉄四日市駅やJR四日市駅周辺等における交通結節機能の強化や賑わいの創出に向けた施設整備の参考としていきたい。

7 桑名市斎場おりづるの森について

(1) 視察目的

本市では、平成6年に当時として最新の設備を導入して、現在の四日市市北大谷斎場を建設した。北大谷斎場は、今日まで環境保全に万全を期すとともに、厳粛な中にも、安らぎと心の和む、明るい近代的な都市施設として多くの市民に利用されてきたところである。

しかしながら、建設から四半世紀が経過し、葬儀に関する社会状況が大きく変化してきている。厚生労働省によると、年間の死亡者数は2040年には168万人、2015年比で39万人増加する「多死社会」が到来すると見込まれている。また、少子高齢化が進むことで、家族葬などコンパクトな葬儀のニーズが増加するなど、葬儀に対する市民の価値観が大きく変化してきている。

当委員会としては、本市における今後の斎場のあり方の参考とするため、多死社会、葬儀の小規模化などへの対応のほか、利用者からの要望、時代の変化などから拡充、見直しをした設備等について、桑名市斎場おりづるの森を視察することとした。

(2) 桑名市斎場おりづるの森について

桑名市斎場おりづるの森は、昭和43年に建設された従来の火葬場が老朽化したために新たに建設された。平成22年10月に完成した斎場は、周辺環境と緑化に配慮し、桑名市の無形文化財である「おりづる」をイメージ



した屋根を採り入れ、桑名市らしさをもった斎場として、これまでの火葬場のイメージを一新し、人生の終焉の場として市民ニーズに即した、近代的で明るい、環境に配慮した都市型の火葬場となっている。

(3) 施設の概要

施設には、通夜、告別式、火葬までを一貫して執り行うことができるように式場の整備を行ったほか、住宅事情や家庭事情など社会情勢の変化に対応するため、収容人数が 50 名程度の式場 2 室と収容人数 10 名程度の式場 1 室のほか、健康増進法の改正に伴い、従来まで喫煙室として使用していた部屋をキッズルームとして令和 2 年に改装した。これにより、長時間に及ぶことが多い葬儀の際に、子供が楽しく過ごせる居場所を整備することで、子育て世帯の人も安心して斎場を利用することができるようになった。

また、式場（大）の遺族控室には入浴設備や台所を備えており、利用者が通夜等で宿泊する場合も快適に過ごせるように環境を整備している。

斎 場	告別室	2 室	キッズルーム	1 室
	収骨室	2 室	授乳室	1 室
	霊安室	1 室	大型人体炉	8 炉
	待合室	6 室	大型動物炉	1 炉
			動物室	1 室
葬 儀 場	式場(大)(50 名程度)			2 室
	式場(小)(10 名程度)			1 室
	式場(大)遺族控室(バス・トイレ・台所付)			2 室
	和室			2 室
駐 車 場	立体駐車場			127 台
	平面駐車場			28 台
	車椅子・思いやりスペース			3 台
	大型バス			2 台
	マイクロバス			3 台

(4) 小規模な葬儀への対応について

おりづるの森では、建設時の市場調査から収容人数が 100 名を超える大きな式場より、少し小さめの式場が地域に不足気味であったことから、利用者の需要が見込めるのではないかと考え、50 名程度を収容できる式場を 2 室整備

したほか、平成 28 年に小規模葬儀の需要を鑑み、家族葬などの需要に対応するため、和室を式場小として改修し運用している。

式場の利用については、年間 100 件以上の利用があった時期もあったが、式場の使用料が地域の葬儀業者と比較して割高であることや、葬儀業者が自前で式場を整備するなどして利用件数が減少していることが現在課題となっている。

【桑名市葬儀場(式場)等 使用料】

区分		使用料	使用料
		市内	市外
葬儀場 大 (祭壇設置式場)	1回 (火葬前日午後4時から火葬当日午後3時)	251,360円	502,730円
葬儀場 小	1回 (火葬前日午後4時から火葬当日午後3時)	66,000円	132,000円
霊安室	1回につき	6,200円	62,120円
会議室	1回1室3時間まで	1,220円	2,440円

(5) ペット火葬について

近年ペットに対する意識も大きく変化しており、ペットは大切な家族の一員であるという考え方も広く浸透している。従来は、合同火葬方式で行っており、遺骨の返却は実施していなかったが、遺骨の返却を行う個別火葬の需要が高まっていることを受け、市民ニーズに応える形で令和 2 年 10 月よりペット火葬を実施している。

ペットの火葬にあたっては、動物用の炉を効率よく利用するため、週に 4 日、午前と午後に事前予約のうえ実施している。遺骨の収骨については、業務受託者が火葬申請者の持参した骨壺へ行っているほか、「動物室」で火葬申請者はペットへ線香をあげて最後のお別れをすることができるなど、利用者の心情に配慮した運用を実施している。

概要	週4日 午前・午後(計週8回)原則事前予約によるペット個別火葬 収骨は業務受託者によって行い、申請者による収骨は実施しない
実施曜日	火曜日・木曜日・土曜日・日曜日(猪・鹿の搬入日以外)
実施時間	午前 9 時・午後 4 時
料金(税込)	市内:16,500 円 市外 55,000 円(重量に関わらず一律) 骨壺は持ち込み
実施内容	① 予約日の前日午後 5 時 15 分までに電話予約 受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 ② 予約時間の 10 分前に事務室で受付 ③ 申請用紙の記入・料金の支払い・注意事項説明 ④ 火葬場動物室まで申請者が遺体を運搬 ⑤ 動物室で線香をあげ、最後のお別れ ⑥ 業務受託者がペットを火葬炉まで運搬し、火葬開始 ⑦ 申請者は火葬終了まで 2 階ロビー待合で待機 ⑧ 火葬終了後、業務受託者が骨壺に遺骨を納める ⑨ 申請者に骨壺を返却し、終了

(6) 委員からの質疑

Q. 式場小の利用実績について、利用は増加傾向にあるか、また平成 28 年に和室を式場小に改装して何か問題は生じたか。

A. 和室を式場小に改装したことによる問題は生じていないが、葬儀業者で家族葬用の小さな式場を用意していることが多く、利用者数が伸び悩んでいることが課題と考えている。

Q. 桑名市における、無縁墓、合葬墓の取り組みは何か実施しているか。

A. 桑名市では無縁墓、合葬墓は設けていない。身寄りのない方に対しては宗教法人へ永代供養をお願いしている。

Q. 鹿や猪などの獣害駆除による火葬は増加しているか、またその費用はどのように取り扱っているか。

A. 獣害駆除による火葬件数は若干増加傾向にあるものの、大きく件数は増加していない。また、市から依頼のあった獣害駆除によるものについて、火葬費用は減免している。

Q. 式場は収容人数が 50 名程度となっているが、もっと大きな式場がほしいという要望はあるか。また、2 つの式場大をつなげて 1 室にすることはできるか。

A. 式場には祭壇があるため、2 つの部屋をつなげることはしていない。式場の後方に少しスペースがあるので、収容できない場合はそこも利用してもらっている。また、今の式場でスペースが狭いという声は聞いていない。

Q. 大変きれいな施設だが、建設後に内装の修繕などを行っているか。

A. 内装については建設時のまま使用している。屋根が特殊な形状であるため若干雨漏りがあることから、今後メンテナンスを検討している。

(7) 所感

桑名市においても、大勢が集まる大きな式場から、家族葬などに利用しやすい小規模な式場のニーズが高まっているほか、キッズルームや授乳室、宿泊する利用者のための入浴設備、ペット火葬など、市民が斎場に求めるニーズは変化、多様化してきている。こうした時代の変化とともに、斎場も市民のニーズに合わせて柔軟に設備や運用を見直していく必要がある。

桑名市では、斎場の供用が開始されてからの 10 年間で、待合室を小規模な式場に改装したほか、キッズルームの整備、ペットの個別火葬といった市民のニーズに合った施設整備と運用の見直しを行っていることは、本市としても大いに参考になると考える。

しかしながら、式場の整備については、市内にある民間の葬儀会社の状況を調査して、地域の実情に合った規模の整備が必要である。また、単に利便性を向上させるために新たな設備を増設するだけでなく、利用者に負担してもらう使用料とのバランスにも十分に留意する必要がある。

当委員会としては、本市の北大谷斎場が今後も市民に広く利用される施設であり続けるために、葬儀の考え方、斎場に対するニーズの変化に対応した、斎場の新しいあり方を検討していくうえで、今回の視察で得た知見を参考に議論していきたい。

8 NTN株式会社 先端技術研究所グリーンパワーパークについて

(1) 視察目的

NTN株式会社では、独自の翼技術と、長年にわたり培ってきた軸受（ベアリング）などに関する技術を融合して、これからの地産地消エネルギーの時代に向けて、静粛性に加え高いエネルギー効率と発電効率を実現した小形風力発電装置や小水力発電装置などの開発に取り組み、再生可能エネルギーの活用を促進している。

本市においても、地球温暖化や再生可能エネルギーの活用、循環型社会の構築等の環境問題の解決に向けて、温室効果ガスの削減と防災面などにおける都市の強靱性の強化を図るため、公共施設における「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」に関する最新技術の導入に向けた取り組みを進めているところである。

については、本市における温室効果ガス排出量を削減し、環境に配慮したスマートエネルギーの利活用を促進するための参考とするため、NTN株式会社グリーンパワーパークを視察することとした。

(2) NTN株式会社について

NTN株式会社は、1918年に桑名市で創業し国産ボールベアリングの製造販売を開始した。現在でも、機械の中で回転する軸を支え、摩擦を減らすことでエネルギー消費を抑える軸受を主力商品として、グローバルに事業を展開する精密機器メーカーである。

NTN株式会社では、世界でもトップクラスの軸受の技術で自動車を始め、航空機、高速鉄道、人工衛星に至る幅広い分野で独創的な商品とサービスを提供し、世界中の産業と暮らしを支えている。

近年は、自然エネルギー商品による国際貢献を目指し、自然災害等から人々の安心と安全を守る商品の開発と提供に取り組むほか、自然エネルギー関連装置の事業にも力を入れ、独自の技術を活かした小形風車や水車を開発し、低炭素化社会の実現に貢献している。

(3) NTN株式会社グリーンパワーパークについて

グリーンパワーパークはNTNが提案する自然エネルギーの循環型モデルを展示している施設である。風力・水力・太陽光によって発電した電力を、電気自動車（EV）の充電、野菜栽培工場の空調電源等に使用している。自然エネルギーを効率よく回収し、必要な場所へ最適分配することで、環境への負担を減らし、次世代につなぐ持続可能な社会の実現を目指している。



(4) グリーンパワーパークに設置されている設備

○グリーンパワーステーション

風と太陽光の二つの自然エネルギーを利用した発電システムとなっている。日中は風車と太陽光パネル両方で発電し、内部の蓄電池に充電する。夜間は風車で発電し、照明等を点灯させることができる。

風がなくても太陽光があれば、太陽光がなくても風があれば発電できる特徴から、風と光の自然エネルギーがある限り、電力供給を続けることができ、災害時の非常用電源としても有効である。



・電設工事・電気代不要！

配線工事や電線埋設など、電設工事が不要な独立電源のため、山間部・海岸部でも短工期で設置が可能である。また、カメラを設置することで、防犯のほか、河川、ため池の監視にも活用することができる。

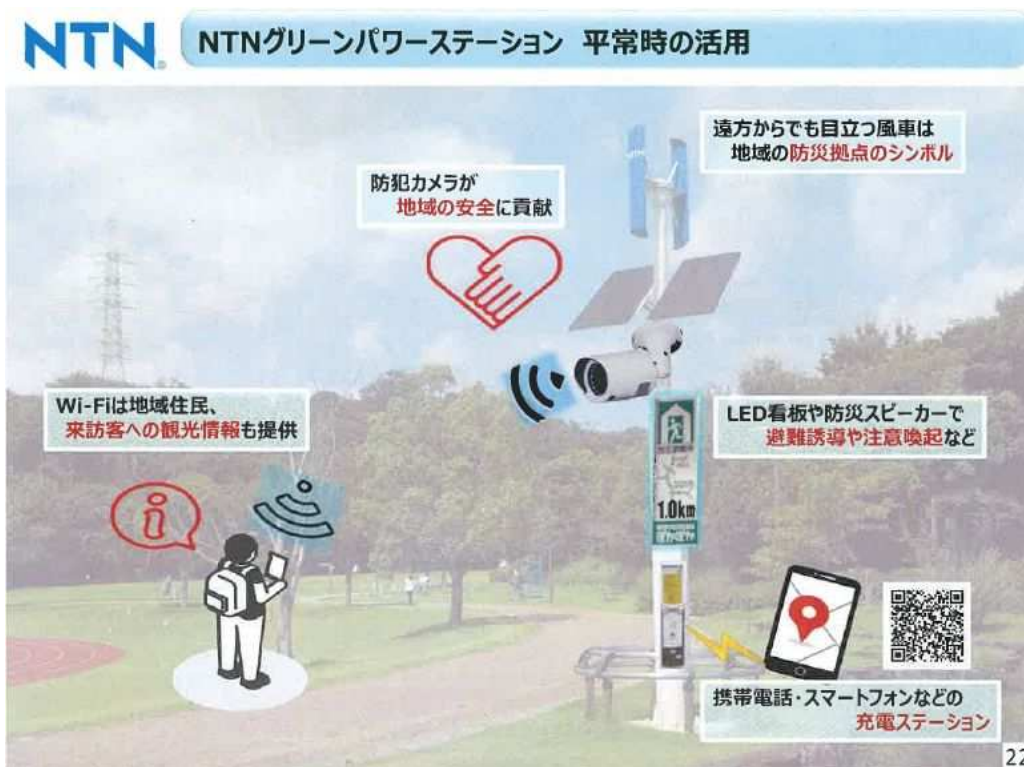
・多彩なオプション

独立した電源を持っていることで、照明設備、防犯カメラ、Wi-Fi、非常時電源、USB対応機能、誘導掲示板などの様々な機能を加えることが可能となっている。

現在、災害時の停電でも通信網を確保するために、地域のグリーンパワーステーション同士をネットワークでつなげる研究も進められている。

・驚くほど静か！

風速1m/s程度の弱風でも回転し、360度の風向きに対応しているため、安定した発電が可能であることに加え、風速5m/s以上でも静粛性が高く、住宅地などの市街地にも設置することができる。



○N3 エヌキューブ

貨物輸送用コンテナに垂直軸風車と小型水車、太陽光パネルの3種類の発電装置と蓄電池をコンパクトに格納している。発電装置を備えているため、昼夜を問わず安定的に発電することができるほか、自然エネルギーを活用する独立電源のため、燃料補給が不要である。

コンテナ内には棚や休憩用のベンチ、机、カーテンなどが設置可能で、救急キットや食糧などの防災用備蓄品の収納のほか、平常時には観光地などでの電動バイク・電動自転車への電源拠点として活用できる。また、エアコンも設置できることから、更衣室や授乳室、休憩スペースなど様々な用途にも活用できる。

N3 エヌキューブの特徴として、災害時には電力が必要な場所へ4トントラックや貨物船、ヘリコプターなど様々な手段で輸送することが可能となっている。コンテナの展開後すぐに発電を開始することができ、コンテナの設置から発電開始までの設置に要する時間は、2名で約1時間。電気配線はコネクターをつなぐだけで、設置するための資格は不要となっている。



○NTNマイクロ水車

日本には総延長 40 万 km もの農業用水路があるといわれている。さらに小河川、上下水道、工業用水など、豊富な潜在的エネルギー資源があり、小水力発電の適地は全国 1 万箇所以上と考えられている。このような資源をもつ地域に NTN マイクロ水車を導入することで「地域の用水路や小河川で発電し、周辺の電力をまかなう」地域密着型の発電が可能となる。水力発電は、適当な水量があれば発電量が大きく変動することなく 24 時間発電可能なため、効率よくエネルギーを回収することができる。

また、遠方の発電所から長距離をかけて送電する際の電力ロスを抑えることができ、NTN マイクロ水車は地産地消のエネルギーとして地域社会の産業・経済の振興とエネルギーの安定供給に貢献できる。



（５）委員からの質疑

Ｑ．災害時に実際に活用された事例はあるか。

Ａ．令和元年台風 15 号により大きな被害を受けた地域への支援として N 3 エヌキューブを派遣し、被災した住民への電源等の供給に活躍した実績がある。また、グリーンパワーステーションについても、これまで多くの地震や台風の被害に耐えて、電源を供給し続けた実績がある。

Ｑ．N 3 エヌキューブの防災倉庫以外の活用について

A. 新型コロナウイルス対策として、簡易陰圧室や診療スペースとしての活用も提案している。

Q. グリーンパワーステーションに取り付けられる機器について確認したい。

A. 独立した電源が確保できるため、スマートフォン等の充電だけでなく、設置する場所や用途に合わせてLEDライト、防犯カメラのほかにWi-Fiルーターやデジタルサイネージなどが取り付けできる。

Q. グリーンパワーステーションの導入実績について確認したい。

A. グリーンパワーステーションは桑名市や三重県営サンアリーナのほか、全国の自治体や企業へ納入している。

(6) 所感

NTNが提案する自然エネルギーの循環型モデルの仕組みは、国が2050年を目指して進めている、脱炭素社会に向けた取り組みとして参考になるとともに、近年、激甚化、頻発化する自然災害に対する備えとしても効果的であり、市民の安全・安心に寄与するものであると考える。

NTNの商品の特徴は、地域で発電したエネルギーを地域で消費する「エネルギーの地産地消」を実現することである。従来の電力ネットワークとは独立した電源として、緊急時のエネルギー供給のリスク分散やCO₂の排出削減を図るだけでなく、平常時においても、街路灯や防犯カメラをはじめとする様々な利用ができることから、緊急時だけではなく、平常時においても市民サービスの向上に活用することが期待される。

本市では、重点的横断戦略プランとして「近未来のスマートシティ創造プロジェクト」を掲げ、みどり豊かな美しい街並みの創出と環境低負荷型の都市システムの創造により、四日市を環境的に持続可能で、生活満足度の高い、次世代に受け継がれる都市へと進化させていくとしている。

当委員会としては、自治体だけでなく民間企業の技術や取り組みについても幅広く調査することで、本市に適した再生可能エネルギーの活用、循環型社会の構築について議論を深めていきたい。

6. 議会報告会の概要

令和２年度 議会報告会の開催概要

１． ６月定例月議会 議会報告会

日 時：令和２年７月８日（水）１８時３０分から２０時まで
場 所：総合会館７階 第１研修室
参加者数：１８人
備 考：４常任委員会合同で実施した。

２． ８月定例月議会 議会報告会

新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、議会運営委員会（８月２１日開催）において中止することを確認した。

３． １２月定例月議会 議会報告会

開催方法：YouTube での動画配信

配信期間：令和３年１月６日（水）午後から

備 考：４常任委員会合同で実施した。

各常任委員長から１１月緊急議会・１２月定例月議会の報告を行った。



4. 2月定例月議会 議会報告会

開催方法：YouTube での動画配信

配信期間：令和3年4月6日（火）午後から

備 考：4 常任委員会毎に収録した。



【議会報告会】

《教育民生常任委員会所管部分》

○今回の新型コロナウイルスの影響で学校が休校となった際に尽力していただいたのが学童保育所だが、新型コロナウイルス感染症関連経費（保育幼稚園課）などについて、学童保育所の従事者への手当は計上されていないが、そうした議論はあったのか。

⇒議員 今回の新型コロナウイルス対応については、学童保育所に本当に尽力いただいた。

令和2年5月開会議会の予算常任委員会教育民生分科会でも、従事者への手当を厚くすべきだ、という議論がなされたので、引き続き休会中所管事務調査でも、そのあり方を含め議論を深めていくものと考えている。

○新型コロナウイルス感染症関連経費（保育幼稚園課）の衛生用品等の購入について、例えば、非接触型体温計などは単価が高いと感じるが、このような高い価格で購入するのか。

⇒議員 資料の単価はあくまで参考価格である。実際には入札を行うので、この単価より低下するものと考えている。

○新図書館整備にかかる図書や備品等の購入については、都市部の大手企業に独占させるのではなく、地元企業も参入できるようにしてほしい。また、図書消毒機の購入についても、地元企業でも取り扱っているので、地域活性化のためにも配慮してほしい。

⇒議員 地元企業がいろいろな形で参入できるように担当部局に伝えたい。

《都市・環境常任委員会所管部分》

○四日市ドーム更新工事の入札について、何者ぐらいから応募があったのか

⇒議員 7者から入札があり、すべて同じ金額であったためくじ引きで決定した。これについては委員会でも質疑があり、担当部局からは予定価格を事前公表していることから入札価格がすべてが同じ金額になる事例が多く、今回も同様の結果となったものと思われるとの答弁があった。

○せっかく大きなアリーナがあるので、音響設備の改修をやればコンサートもできると思う。ドームの音響設備の改修は「今後の大規模改修で」ということだったが、それはいつ頃か。

⇒議員 今後の大規模改修がいつかという点については、この場でお答えすることができないが、委員会の中でも、市民からお声のある音響設備の更新について早急に検討してもらいたいということで、担当部局からは今後の四日市ドームの大規模改修がある際には音響設備の更新を検討していきたいとの答弁があった。

○次回の大規模改修の際には、コンサートで使い勝手がよくなるように出し入れのできる舞台を作ってはどうか。また、夕方に西日が入って照明が見づらいということがあるので、遮光カーテンをつけていただくこともぜひ検討してほしい。

⇒議員 遮光カーテンは既にあるかもしれないが、ない場合は意見があったことを担当部局に伝えたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

（四日市市総合計画）

○市長の任期は4年である。仮に現市長が10年の計画期間中に代わったとしても、総合計画は変わらないという認識でいいのか。

⇒議員 総合計画は、市長個人が策定したものではなく、市議会の特別委員会で2カ年をかけて調査・審査した上で策定された市の基本となる計画である。状況に応じた修正は行われるが、大きな基本コンセプトは変わらない。

⇒議員 計画期間の10年先には、大きく時代背景が変わることもあるので、今回の総合計画については、5年後に社会情勢に応じて見直しを行うこととしている。市民が求めている行政運営が行えるよう、議会としても市民からの負託に応えていく。

○総合計画はランドデザインの的なものであることは理解するが、図書館建設や近鉄四日市駅のバスタプロジェクトなど具体的な事業をロードマップに示していかないと市民には可視化できない。ランドデザインをつくるのであれば、ロードマップもセットで示し、策定してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○総合計画にある4つの基本構想についての内容はいいが、四日市がどのようなまちになるのか、一般市民には分かりにくい。総花的な内容ではなく、何を重点的に取り組んで、どのようなまちをつくるのか、本当に骨になる部分を示してほしい。また、10年後の四日市の姿が見えないため、時系列的なスケジュールを含めて、大まかな四日市の今後

の姿を示してほしい。

⇒議員 市の総合計画であり、どうしても大きな方向性を示す内容となるが、10年間の総合計画の中には、3カ年ごとの推進計画についても定めている。その推進計画に示される具体的な施策や個別の事業について、市民からさまざまな意見をいただきながら議会内でしっかり議論していく。総合計画の策定段階における特別委員会での議論の中では、まちづくりの最上位の理念である四日市未来ビジョン「ゼロからイチを生み出すちから イチから未来を四日市」の文言についても議員からさまざまな意見があった。

（新型コロナウイルス感染症関係）

○今年度、秋に5年に一度の国勢調査が行われると思うが、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、本市の実施の見込みはどうか。

⇒議員 例年は自治会から推薦された方が各家庭を回って、質問に対する回答を持ち帰っていたが、今回の国勢調査は、現在コロナ禍で人との接触に問題があるので、書類を各戸に入れてくるだけで、その書類を送り返してもらう方法で行うと聞いている。

○四日市市の世帯数は約14万世帯であるのに、特別定額給付金の支給件数が約12万件と聞く。この2万件の差はどういうことか。

⇒議員 最新の数字で、特別定額給付金の受給対象件数（世帯数）が141,143件、支給総額が約304億円で約97%の進捗状況と聞いている。対象件数と支給件数の差は、まだ給付金を申請していない分と考える。

○総合会館横の屋外喫煙室について、3密を避けるため入室を2名までにしたと聞くが、いまだに3名以上同時に入室したり、屋外で喫煙している場面を見る。新型コロナウイルス感染症はまだまだ心配であり、3密対策を守ってほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○総合計画に「環境・防災先進都市」を掲げている。四日市市には、防災対策条例という素晴らしい条例があり、市民にとって武器を手にした。ぜひこの条例の精神に反するようなことがないよう、議会から各事業のチェックをぜひお願いしたい。

新型コロナウイルスの感染が続く中、水害等により避難所生活を送るための予算について審査を行ったと思うが、最近多いのは備品等を協定に基づいて市に提供してもらう内容である。しかし、大規模災害になればなるほど実際に提供されない事例があるとの報道を聞く。空振りでもいいので、市が準備して、すぐに届けられるように備えること

も大事な視点である。協定締結と市独自での備えの両面から検討し、必要な場所に届けることができるよう、議会としてのチェック機能を果たしてほしい。

⇒議員 6月定例会中での予算常任委員会総務分科会において、段ボールベット、パーテーション等について十分に審査を行った。段ボールベットの提供に関する協定は、現在、市内1社、愛知県1社と結んでいるが、災害時の運搬に課題はある。担当部局からは、たくさん購入した場合に適当な置き場がなく、現在は、四日市東インター付近にある県の広域防災拠点に100セットの段ボールベットを備蓄していると聞いている。まだ、段ボールベットを実際に使用したことがないので、いち早く対応できるよう市民からの意見をいただきながら検討していきたい。

(その他項目)

○伊坂ダムは、どこが所有するものなのか分からないという声をたくさん聞く。地域住民として、国体に向けてテニスコートを綺麗にしたいので市に許可をもらいたいと伝えると、市からは、市の所有でなく許可できないとの回答であった。市に伊坂ダムに関する資料の確認を求めても、何十年も前の資料のため残っていないとの回答であり、先日の一般質問でも十分な答弁ができなかったと思う。

⇒議員 意見として承る。

○中核市について詳しく教えてほしい。

⇒議員 中核市の要件について、以前は人口30万人以上であったが、現在は20万人以上となっている。現在、本市は中核市への移行を目指しているが、大矢知の産廃問題が解決しておらず、県と市が協議しており、その課題が解決し次第、中核市移行を進めることとなる。中核市になることによって業務量は多くなるが、市に認められる事務の権限が増える。

○学童保育について、まだまだ保護者にとっては費用面を含めかなりの負担となっている現状であるので、公設民営に向けてぜひよろしくお願いしたい。

⇒議員 学童保育の運営方式については議会内でもさまざまな意見がある。ご意見として承る。

○合併浄化槽の法定検査適正率が50%の原因は何か。

⇒議員 「法定検査を受ける必要性を感じない」、「法定検査を受けることを知らなかった」などの理由で法定検査を受検していないケースが見受けられることから、市民にわかりやすい啓発や地域や世帯の実情を考慮した適切かつ丁寧な指導を行うように担当部局へ要望した。

○浄化槽管理者への補助金が増額になるのは良いが、この改正で法定検査適正率が何%の向上を目指すのか。

⇒議員 令和5年度までに法定検査受検率を64.1%、法定検査適正率を58.3%となるように目標を設定した。

7. 高校生議会意見書

協議テーマに係る意見書の提出について（環境保全・ごみ問題委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和３年２月４日提出

環境保全・ごみ問題委員会

委員長 内 田 千 晴

市 川 芽 依

伊 東 里 彩

加 藤 公 央

高 田 悠 真

竹 原 柊 馬

田 中 麗 楽

濱 田 稔 由

松 井 美 紗

三 宅 悠 愛

山 内 千 暖

意見書（環境保全・ごみ問題委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. プラスチック製品の使用削減について市の明確な目標を定め、その内容や施策、達成状況などについて、市民の目に留まる方法で分かりやすく発信するとともに、マイバックやマイボトル、マイ箸の利用促進など、「ごみを発生させない」という市民一人ひとりの意識向上につながるような具体的な取り組みについて周知啓発を行うこと。また、周知啓発にあたっては、学校で環境問題について考える機会を設けたり、飲食店等の企業と協力して行うこと。
2. プラスチックごみ等の発生を抑制するため、箸、ストロー等の有料化に向けて幅広く企業と連携するとともに、繰り返し使用できる容器等を用いて買い物をした利用者が割引を受けるサービスの導入など、ごみの削減を進める企業活動を支援すること。また、市民に対し、環境にやさしい店舗を地図で示したエコマップやポスター、アプリの活用など環境施策に積極的な企業の利用促進を行うとともに、スタンプラリーなどのイベントの実施、小・中学校、高等学校でのポスター作製など、市内全域の市民と企業を巻き込んで、協力してごみを削減できる仕組みをつくること。
3. ペットボトルのリサイクル率向上のため、デポジット制のペットボトル回収箱の普及促進など、ペットボトル回収の取り組みを強化するとともに、エコポイント制度の導入やグッズの配布、リサイクル強化週間の設定など市民が環境問題に興味を持ち、継続して取り組む仕組みをつくること。
4. 高齢者や障害者などごみ出しが困難な世帯を支援するため、ボランティアを募り、高校生などの若い世代も含めた地域での助け合いの仕組みづくり、アプリや電話を使ってごみ出し支援を依頼できる仕組みの導入、遅い時間帯でもヘルパー等がごみ出しできる時間設定など、サービスをさらに充実させる取り組みを検討すること。

以上、意見書を提出します。

令和 3 年 2 月 4 日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

【ごみの削減に向けた取り組み】

○プラスチック製品の代用の明確な目標、市民へ伝える。意識の改善への取り組み（学生へ情報を広める）

理由 中国では2020年1月20日にプラスチック禁止に関する計画を発表した。

その中には、使い捨てストロー、生分解性でないレジ袋の禁止などがある。しかし、四日市市環境計画は、少ししかプラスチックに触れていない。したがって目標を明確にし、市民へ伝えることが必要だと思う。これは同時に意識の改善にもつながると思う。日本はプラごみの輸出量が世界一の国であることなど、私達は自分の住む場所の負の結果すら知らない。逆に、最新式シャフト炉式ガス化溶融炉（プラスチックなどを1700℃～1800℃で処理し、発電につなげる）の導入のことなども知らない人が多いと思う。そこで学生に今回のような機会を準備し、プラごみについて知ってもらい親や自分の学校に広めてもらうことも意識改善につながると思う。

→市の明確な目標を定め、年単位でその目標を達成したか、一人当たりどれだけの削減をしたかなどの書いてあるものを学校、家庭に配布し、一人ひとりの意識を高めてもらうとよいと思う。

特に、マイボトルの利用促進に力を入れ、ごみ問題がどのような問題を引き起こしているか具体的に知ってもらう機会を学校でもうけると意識が変わると思う。

→市民はもちろんのこと、市内の飲食店などに協力を求めるのも一人ひとりの意識向上につながるのではないかなと思う。

→チラシなどにすると最終的にゴミになってしまう可能性があるから、発信の方法はホームページやテレビCMのほうが良いと思う。

→“意識向上”同市民の意識を変えるのか？人事と考えている人が多いと思う。回覧板など見ても“ふーん。”で終わる人が多いと思うから。

○ビニール袋やペットボトルなどのポイ捨て禁止のポスターを製作する。

理由 リサイクルすることも大切だが、リサイクルするのにも費用がかかる。

まずは一人一人にポイ捨てをしないという心がけが大切だと思うからである。

→ポスターは、ポイ捨て禁止やリサイクルの呼びかけをテーマのものを大勢の人が見える所に貼るといいと思う。

→小学生や中学生、高校生を事業対象にしてポスター作りに協力してもらうのはどうか。

→ポスターは小・中・高の学生が描くとより効果的で子どもたちの意識も高まると思う。

→ポスターの活用は、市内の小・中学生、高校生から募集するといいと思う。

○マイボトルの推進（企業内、公共施設内では自動販売機ではなく給水機、給茶機を設置、飲料の販売時に、水筒、タンブラーなど持参で割引き、増量、ポイントがつくなどのサービスを行う）

理由三重県の調査（「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート結果報告書（平成20年3月（pref.mie.lg.jp/common/content/000153642.pdf 参照）によると、だいたい意味のわかる言葉はどれですか？という問いで、リサイクルに○をつけた比率は92.9%なのに対してリデュースは21.7%と認知度が低く3Rの中で最も取り組むべきとされているリデュース（発生抑制）行われていないと感じたから。マイボトルを持つことでペットボトル飲料を買う機会が減り、プラスチックごみの削減につながる。

○MYストローを各自持参する。

理由スターバックスやマクドナルドなどストローを使用する機会はとてまたくさんあり、それを無くすことによりストローのゴミを一気に減らすことができるし、最近は洗って何度でも使えるストローが売られているのも見かけるから。

○飲食店などでわりばしを使わず、洗えるはしにする。スーパーなどでのわりばしの有料化というような取り組みを行う。⇒日々マイはしを持ち歩く。

理由飲食店などに行った時、わりばしなどを使っている所をまだ見かける。最近は、リデュース（ごみを発生させない）の取り組みによってか、わりばしを使用するお店がへってきた。でも、まだ使っている所もあるので、そこを徹底するのもよいと思う。そして、スーパーでお弁当を買った時に、もらうわりばしも「マイはし」を日々持ち歩けばもらう必要がなくなる。割りばしの有料化はごみをへらすことにつながると思う。

○小さくて持ち運びしやすいエコバッグを無料で配布したり、ペットボトルを回収するために、持ってきてくれた人に何か生活で役立つものを配布する。

理由勉強会の意見を読んで、私たちが一人一人の意識で減らしやすいプラスチックごみはとても身近なレジ袋やペットボトルだと思ったので、かばんに入りやすい小さなエコバッグを配布したり、リサイクルをするとき持ってくる人も得できるような仕組みができれば、少しでもごみを減らせるのではないかと思う。

→継続して取り組むためには、身近なところにリサイクルを意識するようなものが必要だと思うため、グッズの配布やリサイクル強化週間などをして定期的に思い出してもらえるとよいと思う。

○マイペットボトルを持ち歩き、飲みものの自動販売機があった場所に、ペットボトル専用のサーバーを置き、お金を払うと、そのペットボトルに飲み物をそそぎ込むことを提案する。

理由このシステムにすれば、ペットボトルが捨てられる機会が減り、プラスチックごみの量が少なくなると思う。

○ゴミ拾いのボランティア活動を行う。

理由一人一人がこの問題について向き合っていく必要があると思うので少しでも削減するため。

【ごみ削減に向けた市民参画の取り組み】

○私は、地域の取り組みに市民全員が参画できるような活動として、まず四日市市のエコMAPの作成を提案する。内容としては環境に配慮した飲食店などのお店を表示（目立った取り組みがあればそれも表記）することや、マイボトル活動の促進として水やお茶を入れられる場所を設けて、それをMAPに組み込むことなど。エコMAPは駅や市役所で設置・配付するほか、簡易的なwebサイトを作ったり、SNSでの周知講座を開いて配付するなど相互的な情報の共有が求められる。

理由市民が、環境問題に貢献できない場合、その理由の大部分は”知らないから”であるとは私は考える。例えば知っていたとしてもイベントなどでは予定が合わなかったり、友人や家族などが知らないとどうしても尻込みしてしまう。このことから私は、個人の生活に合わせて気軽に取り組め

てしかもお得な情報も盛り込んだエコMAPの作成を提案する。私自身、テイクアウト商品を買う際、タッパーを持っていけば割引してくれる店でずっと普通に商品を購入していたり、マイバック割引のあるのをずっと知らずにいたことがあり、とても損をしてしまった。エコMAPは、市全体を作るのは大変でもまず駅周辺、商店街などお店の多い場所から作り、クーポン券をつけたりすれば、お店のPRや街のさらなる発展に繋がるし、お店と市民、両者の環境に対する意識も変わっていくと思う。10代後半～20代などにはSNSでの拡散をし、MAP以外にもイベント情報やボランティア活動の呼びかけをし、子供とその親、高齢者を対象に講座を開き、リサイクルに関する正しい知識の共有や、それに対する”生”の意見を聞くことでさらなる改善をし、その中で地域の結びつきを強めることもできると思う。

→エコマップやポスターを、スマートフォンのアプリなどにも活用して、誰でももっと使いやすいようにすると思う。

→スタンプラリーなどを実施し、関心を持ってもらうのもいいと思う。

○商品の包装をプラスチックやポリ袋をなるべく使わないものにすること。また、刺身などのトレーがいらない人は皿を持っていくシステムのあるお店をもっと増やし、ポスターなどの掲示でより多くの地域の人にその存在を知ってもらえるようにすること。

理由プラスチックのものをリサイクルしようとしても、多額の費用が掛かり、外国のリサイクルの原料の行き場もなくなっているため、まずごみを発生させないリデュースが必要だと思ったから。今では、自然にかえるレジ袋が開発されているが、レジ袋が完全に土に還るまでに180日かかり、さらに国内のレジ袋の年間使用枚数は300億枚を超えていると言われるため、そのための場所の確保も必要となり、そのような新しいつくられたものを頼る前に、いかにプラスチックのもの、レジ袋を使わないようにするかが、大前提なのではないかと思ったから。

○ビニールと同じようにストローなどのプラスチック製品も有料化する。

理由歯磨き粉や洗顔のスクラブにもプラスチックが使われていてそこを無くすことも良いと思ったのですが、時間がかかると思うため、ストローなどを有料化したり紙ストローに替えたりする必要があると思ったからである。

○企業へゴミ削減につながるような売り方の提示、推奨（野菜果物などのバラ売り、裸売り）、詰め替え用商品のおすすめ、リサイクルボックスの設置、容器・トレイなどの再使用、再利用、肉のノントレー包装）

理由 欧米などでは、裸売りが一般的であり、包装をしないためごみの削減にもなり、好きな数を購入できる。どの取り組みも大量生産、大量消費、大量廃棄によるごみの増加を抑制する手段だから。ただし、野菜、果物の裸売りはコロナによる影響、肉のノントレー包装は抵抗感などがあり、すぐに導入していくのは難しいものもあるため、社会の変化に応じて徐々に取り入れていくことが必要。

→サービスの導入には、大手企業と連携するほうが良いと思う。

【リサイクルできるごみの回収】

○ペットボトルの回収代行の導入 ペットボトルのリサイクルによるエコポイント導入

理由 今の日本の状況下では「ペットボトルをなくす」ということは不可能に近いと思われる。また、今の段階でペットボトルのリサイクル率は9割近く、外国と比べ高いが、再生される割合は1割程度にとどまっている。そこで、ペットボトルの回収を代行することによってリサイクル率の上昇をはかろうと考えた。しかし、ただ代金を払ってペットボトルを回収してもらっただけなら利用する人は増えないと思う。そこで、エコポイントの導入を提案する。エコポイントの内容はペットボトル5本で1ポイント（1ポイント1円）で市内のスーパーマーケットその他で使えるようにすれば利用者は無料で利用が可能。回収者はエコポイントがもらえるという関係ができ、自然とペットボトルのリサイクル率のさらなる上昇につながると思うから。（引用：sankeibiz.jp）

→ポイント制度は、どの店で使えるのか、四日市全体で考えないと市民の意識は変わらないと思う。

→ペットボトル回収の取り組みを強化するために、飲み終わった容器をごみ箱に捨てると一つにつき10円貰えるという機械をもっと普及させること。

【高齢者等のごみ出しに関する問題】

○さんあ〜で高齢者のごみの回収の申し込み

理由さんあ〜るは、スマホアプリであり、身近で気軽に申し込むことが可能という利点を活用して、新しい機能をつけることはさんあ〜るのダウンロード数も増えると思うから。

→家族がいないスマホを所持していない高齢者はどうするのか。過疎化した地域にはヘルパーも少ないため、そこまで手がまわらないのではないか。

→高齢者や障害者がアプリを使って依頼するのであれば、難しいと思うので、もっと簡単に扱えるシステムが良いと思う。

→アプリだけでなく、電話でも依頼できるようにして高齢者への配慮も考える。

○ごみを回収する方は大変になるかもしれないが、体が不自由な高齢者のごみをヘルパーさんなどが出せる日（遅い時間でも◎な日）をつくる。

理由体が不自由な人のことを考えたことが無かったので、その人たちに寄り添いたいと思ったから。

○地域で助けあいというポスターを作ったり、1人暮らしの高齢者限定（若い人がいない家）でステッカーのようなものを作り、その家の近所の人を中心にあって助けあう。

理由高齢者は重いごみを持つことが困難だから、地域の人（若い人）などが協力するということが不可欠だと思うからだ。そのためには、地域内での交流を多くする必要がある。毎月〇〇日は、「地域そうじ」というような地域行事をつくるとなお良いと思う。

○困っている人がいることを地域の人に知らせてボランティアを募る。

理由私自身、勉強会に出席するまで、ごみ出しで困っている人がいることを知らなかったの、困っている今の状態を写真などを使って詳しく説明すれば、地域で協力してくれる人がいるのではないかと思い、提案した。

○私は、ボランティアや新しい仕事を増やして、ゴミ出しが困難な高齢者などに代わり、ボランティアの人などが高齢者宅の玄関先からゴミを捨てる場所まで運ぶ制度を提案したい。

理由1つ目は、無理なゴミ出しを続けることによって心身の負担になるとともに転倒による怪我のリスクが心配されることです。2つ目は、ゴミ出しができなくなるという状況です。ゴミが出せずに家にたまと住んで

いる環境が不衛生になり家がゴミ屋敷になる恐れがあるから。また、ボランティアの人が「こんにちは」など声かけをすることで高齢者とのコミュニケーションを図ることができたり見守りや安否確認ができるたりすると考えたから。

→ヘルパーなどを利用することができない生活苦の高齢者もいるので、特にボランティアを募る必要があると思う。

協議テーマに係る意見書の提出について（地域活性化委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和３年２月４日提出

地域活性化委員会

委員長 富山敬大

安澤和樹

石井綾人

伊藤すみれ

伊藤悠真

後藤謙太

竹中仁志

西川柚希

前田莉菜

宮田莉奈

矢田いずみ

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 高齢化を抑制するため、市内企業の情報発信や積極的な企業誘致を行い、若者の雇用や所得を確保することで市内への定住を促すとともに、市税収入の増加を図ること。

また、高齢者が自家用車に頼らずに暮らせるよう高齢者を対象としたバスの無料化などのサービス導入やコンパクトなまちづくりの推進、廃校を活用して高齢者が楽しく集うことができる「高齢者の学校」の設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりをすすめるとともに、「高齢者の学校」を若者との交流の場としても活用し、世代を超えて理解を深め、若者にとっても暮らしやすいまちづくりに取り組むこと。

2. 商店街を活性化し行きたくなるまちとなるよう、中央通りのライトアップを時間によって色を変化させる、シーズン毎にデザインを変える、市役所にも装飾をして注目を集めるなど、観光名所となるように工夫することや、空き店舗の短期貸し出しにより人気店の出店を促すなどして、「映える」イメージアップを図るとともに、食べ歩きができたり、お持ち帰りや宅配サービスのあるお店の出店を促進すること。

また、格安で飲み物が飲めるような「商店街で使える共通コップ」のシステムを作り上げたり、消費者に直接的に訴えることのできる「商店街で利用できるクーポン券」の発行に関する取り組みを行うこと。

さらに、「共通コップ」については、「映える」ように人気店とコラボし、おしゃれで四日市を連想できるようなオリジナルデザインにすることで「映える街」として、また、コップの使用により、ごみやフードロス削減につなげることで、「SDGsに取り組む街」としてアピールすること。

3. 夜景が見える場所の周辺に若者が楽しめるスポットやコミュニティバスなどで市内を回れるモデルコースを募集するなど、若者のアイデアを取り入れるとともに、旧東海道を生かした集客など、四日市だけでなく周辺の都市も視野に入れ、三重県全体を巻き込んだ観光施策を行っていくこと。

4. お気に入りの風景、お店をInstagramやツイッターなどで応募してもらうフォトコンテストを開催するなど、SNSを活用して四日市の魅力の発信に努めること。フォトコンテストは、市民だけでなく店舗側からも募集し、美しい写真が撮れるスポットやご当地グルメなど、さまざまな情報発信のツールとして広く活用するよう努めること。

また、市のパンフレットやロードマップ等についても、フォトコンテストに応募された写真を活用するなど、写真をメインにしたレイアウトに一新すること。

さらに、SNSだけでなく、さまざまな世代の方に四日市の温かい雰囲気を感じてもらえるよう、ポスターやチラシなどの紙媒体も併せて活用すること。

以上、意見書を提出します。

令和3年2月4日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

【まちづくり】

○四日市市の所得を上げることによってもっと若者を増やす。

理由 現在、三重県四日市市の高齢化率は、約25%で「4人に1人が65歳以上」である。この高齢化を抑えるためには、若者の就業、所得という面で考えるべきと思ったからである。その問題の解決案として、「企業誘致」を徹底して行うべきである。企業誘致の利点としては、税収を増やすことができ、その地域の雇用を増やすことができる。さらに、企業誘致の補助金（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金）を受けとることができるので、若者を増やすという点で優れており、大企業などの工場にもよいシステムであるといえる。

→四日市には、すでに大きな企業がある。そこで、四日市にある企業をSNSで発信することによって、若者に市内への定着を促すことができるのではないか。

○人口減少、少子高齢化という問題にあたって、コンパクトシティの形成。

理由 今の時代、働き口がないため都会へ出た若者たちの多くは地元に戻ってくることはほとんどなく、お年寄りの姿が一定の地域に偏ってしまう。実際、四日市市でも2020年の高齢化率は約26%という結果がでており、約4人に1人が高齢者であることが分かる。今後はもっと高齢化率は上がっていき、1人の若者が背負う老人の数は増えると予測される。そのため、将来のために老人がくらしやすいまちづくりを行うことを提案する。公共交通機関の充実や医療、介護、バリアフリーに力を入れるだけでなく、コンパクトシティ化の形成を提案する。コンパクトシティは、郊外に居住地域が広がることを抑えると同時に、生活に必要な諸機能（例えば、病院やスーパーなど）が近接した街のことである。メリットとして福祉・商業等の生活に徒歩や公共交通機関で容易にアクセスできること、またそれがお年寄りにとっては外出が促進されるため健康につながり、さらに自動車への依存が抑制され二酸化炭素排出量の削減など多岐にわたる利点があるとされている。そして、お年寄りの住みやすい街となれば福祉などの雇用が増え、若者の増加にもつながるのではないかと考えられる。また、税収が安定して、子育て施策や公共施設を充実することもできると考える。

→「高齢者が自家用車に頼らない」ことを目的とする例の一つとして、高齢者のために無料でバスに乗れるというようなサービスを導入した方がよいと思う。

→高齢者向けに、コンパクトなまちを宣伝するなら、ポスター、チラシといったような、温かみのある「紙」の方が、温かい四日市の雰囲気を感じてもらいやすくなるのではないかな。

→範囲がせまく比較的簡単に利用しやすい、あすなろう線の付近や近鉄四日市周辺のお店を知ってもらえるように範囲をしぼった積極的な情報発信を行う。（コンパクトなまちづくりのために）

○少子化によって廃校になった学校を高齢者の学校として使うこと。

理由 C O V I D -19の影響でたくさんの方々が失業している。また、日本は少子高齢化が進んでいる。そこで、「高齢者が住みたい町ランキング1位」に四日市がなればよいと思う。自分が最期を楽しく迎えるのに最適な町にするために高齢者に「高齢者向けの小学校」に通ってもらい、楽しく集団生活を送ってもらう。さらに孤独死を減少させることができると思う。「高齢者向けの小学校」には、廃校となった小中学校の校舎を再利用したらよいのではないかと考える。

→「高齢者の学校」の設置という意見の追加で、高齢者だけの学校ではなく、高齢者と若者が楽しく集うことができる学校を設置すると思います。例えば、平日は、高齢者同士が集まって若者との交流方法を考える。そして土日に実際交流する、というような。そうすることで世代を超えた他者理解が深まり、高齢者だけでなく若者も暮らしやすい町になると思うからです。

【中心市街地の活性化】

○四日市駅周辺の娯楽施設及び万人向け施設のエリアの拡大 e x 。商店街の空き店舗を市が所有し、1カ月、1年など期間を設け不動産会社を経由せず割安で貸し出す。（割安にする分、売り上げのいくらかを市に納めるなどの対策があっても良い。）クイズや有名人を呼んだイベントの実施。（市の風景や建築物でクイズを出すと、運動にもなりよい）

理由 現在の四日市市の問題点として、人が集まりやすい場所と集まらない場所の差が激しいことや、最終目的地になるような施設が少ないということが挙げられる。現在、アピタ周辺には人がたくさんいても商店街付近には人がいないなどの光景はよく見る。その改善策として、娯楽施設及

び万人向け施設エリアの拡大を挙げる。例として出したが、流行している店などを「流行期だけ出店する」のような選択肢を作っただけにより、人気店が出店しやすくなり、人気店が出店すれば必然的に人が集まってくることにつながると思ったからだ。桑名では、最近、近くのイオンにアスレチックが楽しめる施設ができ、結構人気がある。なので、再開発などで作ってみるのはどうかなどもある。また、クイズや有名人が来るといったイベントは、人が集まりやすいと思ったので、例に挙げた。これらのことは、個人的に「こんなことがあれば行くのに」と思うものを挙げてみたので、同年代の人は集まると思う。

→行列のできるような店ではなく、食べ歩きのできる商店街を目指すと思う。商店街の奥まで行きたくなるような工夫が必要だと思う。あと、夏祭りの時のようにごみが多く出るので、ゴミ箱を多く設置することでゴミ問題も解決できると思う。

→コロナの影響で、まだ積極的に外に出れないため、宅配サービスや持ち帰りのできるお店の出店を促進。

○商店街を発展させるため、四日市市商店街で使える共通コップの作製、導入。

理由①環境問題への取り組み。使い回せるコップを使うことによって、四日市市がSDGsに取り組んでいることをアピールすることができる。

②非日常を日常でも使えること。友達等と遊んだ時に買ったコップを日常の中で常に思い出に触れられる。

③四日市に人を集め収益を上げることができる。コップを使えば、格安で目玉商品を飲めるようにする。しかしそのためには、人気店への誘致やコップ導入加盟店への優遇などのシステム作りが必要である。しかし、格安で飲み物が飲めれば、ケーキ等のサイドメニューで利益を上げることが出来る。そして市がコップ販売を行うことで市に利益が入る。つまり、ドリンクは人を集めるための道具であり、コップやサイドメニューで利益を上げる。

→共通コップ、コロナ禍の現在においてはなかなか賛否を呼ぶ意見かもしれないが、フードロス削減やゴミの削減などに期待できるかもしれない。

→商店街で使える共通コップを「映える」ものの対象となるように、オシャレで四日市を連想できるようなデザインにしてはどうか。人気店の出

店に共通コップを、人気店のロゴと四日市を連想できるデザインをコラボさせたものにすれば、より共通コップの存在を知ってもらうことができ、使ってもらえるようになるのではないかな。

○市民など消費者向けに商店街の店舗で利用可能な商品券、割引券といったクーポン券を発行し、より多くの人が商店街で買い物をしたいと感じられるようにする。

理由 これまでの取り組みをみると、商店に対する支援や、イベント事業に対する補助などが多く見られるが、消費者に対するものはあまり見られない。そこで消費者に対する取り組みも必要であると考えた。商店街に人が来なければ店の経営も厳しいため、商店街で利用できるクーポン券を発行することで、それまで利用した事のなかった人にも訪れる機会が生まれ、リピーターとして何度も訪れるようになるかもしれないと考える。リピーターによる経済的好影響は大きいと考えられており、新しい商店街に人が集まることによって新たな事業者も参入する可能性もでてくるのではと考える。

○商店街の充実と中央通り、市役所も入れて”明るくする”。

理由 商店街について、店の単位でみると商店街の店のいくつかはSNSによる発信を行っている。その規模や範囲までは定かではないが、そういった少しずつの認知がやがて大きな存在になるのだと思う。大須や日本橋、大阪の心斎橋、東京、秋葉原、アメ横、竹下通りなどはその典型であるといえる。駅前には特に居酒屋など飲食関連の店が多いが、お土産や特産品を取り扱う店があっても良いと思う。中央通りについて、冬は駅前だけライトアップされているので、せっかくならアピタの前の公園くらいまでライトアップし、市役所にひと役買ってもらってはどうか。せっかく高い建物なのだから、イルミネーションで装飾すればインパクトは大きいと思う。立地としてもJRと近鉄の間なので目立つと思う。

→中央通りのライトアップのデザインをシーズン毎に変えていくべきだと思う。その季節に合ったライトアップを見ることができ、四日市がインスタなどで「映える街」として一つの良い原因を与えることができる。

→普通のライトアップじゃつまらないから。ライトアップに工夫をこらすべきだと思います。例えば、ライトアップの色をある時間になったら変えるなど、そのライトアップが観光名所になるような努力をするべきだと思う。

○バスの本数を夜に多くする。

理由四日市は（商店街を含む）夜に活気があるところがあって、大人の人はお酒も飲むので車を運転できないため、夜だけでもバスの本数を多くしたら、商店街を利用しやすくなるから。

【シティプロモーション】

○市内の数少ない観光スポットを直接むすぶ乗り合いタクシー的なものの導入。

理由都市部の行通システムは便利だが、パンフレットがすすめてくる観光地とやらは車社会がベースにされているので、いい場所だと思っても抵抗がある。乗り合いタクシーやコミュニティーバスで小規模の観光ツアーを定期的に運行してはどうか。電車やバスの”1日フリーパス”的な制度を入れると気軽さが増すと思う。また、これは市内向きでもあると思う。

○全国の人に届くようなインパクトのある宣伝をする。せっかく綺麗な夜景があるから、友達や恋人と楽しめるスポットを近くにつくる。（あすなろうの車内ライトアップはとても人気だった）高校生たちでおすすめのルートを作る→「1日をコーディネートする」意見へのつけ足し。デザイン、取材、配布から自分たちでやれば良い社会経験にもなり、友人などを通じて見てくれる人も増える。

理由TwitterやYouTubeを見てみると、四日市を知ることができる。ゲームや色々な場所から夜景を見ることができる動画があがっているのに、周りの人とそんな話をしたことがないから。特にゲームはなじみのある地域がでてくるので市民としては見ていて楽しく、周りの人に知られていないのは残念。実際に存在する人をモデルにすると「会いたい！」となるかもしれないと思った。何年か前に愛知県豊根村の「チョウザメが村の人口を超えたので、食べに来てください。」という広告がネットで話題になっていた。見ている人が思わず他の人に教えたいくなるくらいの宣伝ができると「四日市市」の名前も広がると思う。

→電車の1日フリーパス、周辺の食事券、体験券、入場券をまとめて1日で回れるモデルコースのセットとして割引して販売する。

○旧東海道を含めた、”名古屋ー伊勢” or 大阪、和歌山ー伊勢、鈴鹿ー名古屋でのルートで、観光、ビジネス客の呼び込み

理由「四日市」だけに集中して見るだけでなく、上記のようなルート、県や地方を見て考えるべきだと思う。例えば、お正月、伊勢神宮へ初詣した後、伊勢周辺の宿は混み合うので、四日市や鈴鹿に呼び込むと経済効果が期待できるのではないかと。（お正月プライス）そのためにも商店街、駅前の充実は大切だと思う。

→四日市だけに焦点を当てるのではなく、周辺の桑名市や鈴鹿市、菰野町、東員町さらには三重県全体を巻き込んで考えるのは重要なことだと思う。

→亀山市にある関の宿場町は、旧東海道の宿場町の中でも、江戸当時の町並みが美しく保存されていて、有名である。そこで、最も美しい町並みが撮れる場所を発信してはどうか。また、四日市では、三ツ谷の一里塚の桜の木が並んでいるところでも美しい写真が撮れることを発信してはどうか。

○商店街を活気づける。情報発信の強化（SNS）。ホームページから外へ（意見を参加させる）夏のイメージは強いけど、春と秋と冬のイメージが弱い。

理由四日市中心の方に住んでいる人にしか伝わっていない情報もあるため。

四日市のイベント＝夏祭り・花火大会のイメージが強いが、他の四日市のイベントを知らないから。

○SNSなどの情報発信媒体（HP以外）の運用・活用。

理由コロナ禍でもやはり強いのはオンライン。SNS（Instagram、Twitter、TikTokなど）の媒体を市も商店街も各店ももっと使うべきである。営業情報や位置情報、店舗イメージはもちろん、従来の紙ベースの媒体では多く残る問題をスマートフォンなどで解決する。

○周辺地図、ロードマップ、パンフレット、ポスターのイメージチェンジ！

理由ロードマップ、パンフレットに関しては、もっと写真をメインに印象をはでやかにすれば見ごたえがあり、手にしやすくなると思う。オンラインパンフレット（QRコードを読み取ってもらう）も導入したらよいと思う。

○四日市の魅力を多くの人に知ってもらうためにパンフレットやポスターを市民から、特に若い人たちから写真を募集して自分たちの手でパンフレットやポスターを作っていくことを提案する。そして、写真の募集をかけるときはグラ

ンプリにしたり、SNSに発信したりして、より楽しく多くの人に四日市を知ってもらうための工夫をしたらいと思う。

理由 四日市の魅力を知ってもらうためには、情報発信がまず大切だと思う。

しかし、パンフレットやポスターは普段あまり目につかないため、四日市市民がパンフレットやポスターの制作に関わることで、より市民目線のものになると思う。美しい写真、おいしい食べ物、かわいい物が映っているパンフレットやポスターは目につくため、特に写真は重要である。そして、写真の募集をかけるときグランプリにしたらよいと思う理由は、グランプリにすることでより多くの人々が写真を投稿したくなり盛り上がると思うからである。その時、写真はSNSで発信すると、四日市市民以外の人でも四日市の魅力が伝わり、四日市に興味を持ってもらえると思う。

○「私の自慢の四日市」フォトコンテストの開催。対象は年代を問わず四日市に住んでいたり、通勤通学で四日市を利用したり四日市の魅力を伝えたいと思っている人。TwitterやInstagramの投稿に自分が紹介したいお店やきれいな場所など、四日市にある自慢したい所や物の写真を載せ、共通のハッシュタグをつけて応募してもらう。

理由 課題となることはやはり情報発信、どれだけ素敵なパンフレットを作っ

てもそれを手に取って見る人が少なかったらせっかくたくさんある四日市の魅力が伝わらないので住んでいる人、利用する人に市などから伝えるのではなく、その人たち自身が発信していけばその人の友達、SNSでつながりのあるたくさんの人に情報が届くし、他の人の投稿を見るとその人も四日市の魅力を再発見できると思う。また、最近人気の旅行スポットなどはSNSでたくさん取り上げられたりハッシュタグをつけてたくさん投稿されています。（例：#大須商店街 9.9万件

(Instagram)）投稿が増えると人の目につく機会が多くなり、四日市のことを知ってくれる人や訪れてくれる人が増えると思う。その人に四日市って何があるの？と聞かれた時にたくさんの物や場所をスマホ1台で簡単にいつでも紹介できることが利点だと思う。

→ SNSに発信する内容として風景やお店だけではなく、「とんてき」や「なが餅」などのご当地グルメの発信にも努めるといいと思います。そしてフォトコンテストの内容も市民だけでなく、ご当地グルメの紹介としてお店側からも参加してもらえるような工夫をすることも推奨しま

す。

→フォトコンテストの入賞者に、商店街だけ使えるクーポンを贈呈し、使ってもらい、それをInstagramやツイッターで発信してもらってはどうか。

→開催の告知をSNSだけでなく、学校など、日常的に人が集まる場所で行うとよいと思う。